

目	次
---	---

1. 事前調査	7
1-1. 事前調査の内容	8
1-2. 投資分野に関する情報収集の方法	8
1-2-1. 福岡市の支援制度	8
1-2-2. ジェトロ福岡での支援	9
1-2-3. 民間マーケティング事業者	9
1-2-4. 国際的な展示商談会	10
1-3. 福岡市に進出する場合の投資優遇策	10
1-3-1. 福岡市立地交付金	10
1-3-2. 固定資産税及び都市計画税の課税免除	10
1-3-3. 福岡県企業立地促進交付金	11
1-4. 日本の商標・意匠制度	11
1-4-1. 日本の商標制度	11
1-4-2. 日本の意匠制度	11
1-5. 会社運営に必要な基本費用	12
1-5-1. 創業費	12
1-5-2. 登記費用	12
1-5-3. 一般管理費	13
2. 拠点設立の基礎準備	15
2-1. 総説	16
2-2. 短期滞在査証申請	16
2-2-1. 短期滞在査証申請のフローチャート	16
2-2-2. 短期滞在査証の取得（一般申請）	17
2-3. 中長期在留資格の申請	18
2-3-1. 就労ビザ申請について	18
2-3-2. 中長期在留資格の取得	19
2-3-3. 在留資格認定証明書	20
2-3-4. 日本への企業進出に係る在留資格の種類	20
2-4. 高度人材外国人に対するポイント制	22
2-5. 「みなし再入国許可」制度と再入国許可の有効期間	23
2-6. 仮住まいの設定	23
2-6-1. ホテル	24
2-6-2. ウィークリーマンション	24

2-6-3. 機構住宅	25
2-7. 在留カード・印鑑登録	26
2-7-1. 在留カードに関する事項.....	26
2-7-2. 印鑑登録の手続き	27
2-8. 銀行.....	27
2-8-1. 銀行口座の開設	28
2-8-2. 国際送金（日本から）	29
2-8-3. 外貨の両替.....	30
3. 拠点の設立.....	31
3-1. 拠点設立の方法	32
3-1-1. 駐在員事務所.....	32
3-1-2. 支店（外国会社の営業所）	32
3-1-3. 会社設立	32
3-2. 外国会社の登記	33
3-2-1. 概説.....	33
3-2-2. 外国会社の登記	33
3-3. 株式会社の登記	34
3-3-1. 設立の形態.....	34
3-3-2. 定款の作成.....	35
3-3-3. 設立登記	36
3-3-4. 増資（募集株式の発行）と登記手続き	37
3-4. 「有限責任事業協同組合」（LLP）と「合同会社」（LLC）	38
3-5. 会社設立後に提出する書類.....	38
3-6. 臨時オフィスとインキュベーション施設.....	39
3-6-1. ジェトロ福岡 I B S C.....	39
3-6-2. 福岡県中小企業振興センターのインキュベート室	40
3-6-3. 福岡市経済観光文化局のインキュベート事業	40
3-7. オフィス・事務所の賃貸.....	41
3-8. 日本銀行への報告書類	41
3-8-1. 事前の届出.....	41
3-8-2. 事後の報告	42
4. 雇 用	43
4-1. 保険手続き及び就業に関する規定の作成.....	44
4-1-1. 会社設立後の労働社会保険の届出.....	44
4-1-2. 就業規則作成	45

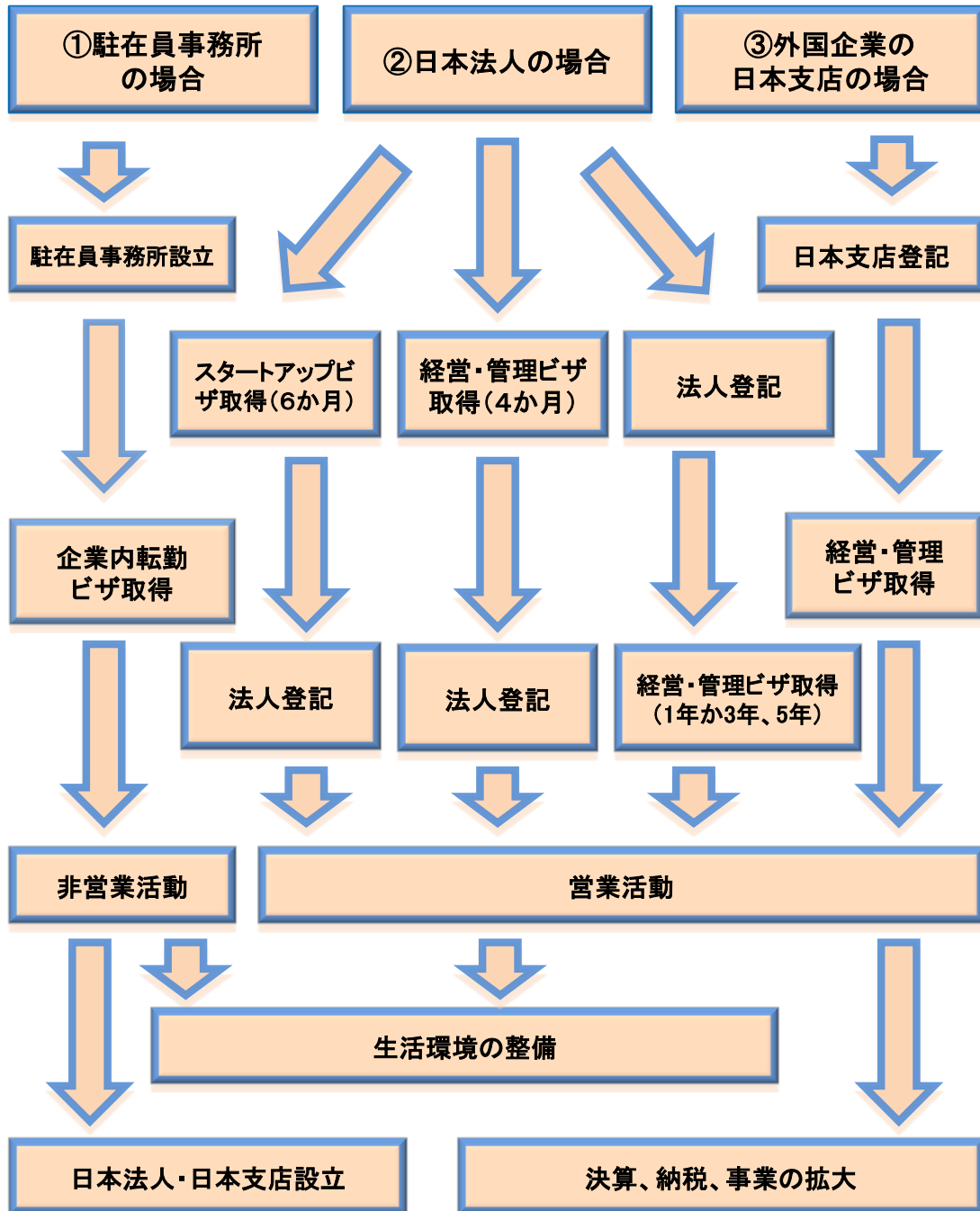
4-2. 従業員の採用	45
4-2-1. 採用の対象	45
4-2-2. 募集の方法	45
4-2-3. 採用選考	46
4-2-4. 採用通知	47
4-2-5. 採用の内定	47
4-3. 従業員の雇用	47
4-3-1. 雇用（労働）契約	47
4-3-2. 入社に伴う事務手続き	48
4-3-3. 人材派遣	49
4-3-4. パートタイマーの定義と保険の適用	49
4-4. 賃金支払いにおける注意点	50
4-4-1. 賃金支払いの5原則	50
4-4-2. 個人所得税と市町村・県民税の特別徴収	50
4-5. 年次有給休暇	52
4-5-1. 取得要件	52
4-5-2. 時季変更権	53
4-5-3. パートタイマーの年次有給休暇	53
4-6. 従業員の退職	53
4-6-1. 退職の要件	53
4-6-2. 退職時の労働・社会保険	54
4-6-3. 解雇	54
4-7. 外国人の年金制度	55
4-7-1. 国家間社会保障協定	55
4-7-2. 年金脱退一時金	56
4-8. 合併と労働契約	57
4-9. 労働組合	57
4-10. 無料・有料の相談先	57
4-10-1. 相談先	57
4-10-2. 人材派遣会社	58
4-11. 賃金決定資料	58
4-11-1. 平成26年モデル賃金（福岡県）	58
4-11-2. 賞与支給状況（福岡市）	59
4-11-3. 労働・社会保険の料率一覧	60
5. 納 税	61
5-1. 日本の税制の概要	62

5-2. 外国法人（支店）及び外国法人の子会社の取扱	62
5-3. 会社の税金の種類及び納付先	64
5-3-1. 法人税、法人市県民税割及び事業税	64
5-3-2. 消費税及び地方消費税	66
5-3-3. 源泉所得税（源泉徴収義務）	69
5-3-4. 固定資産税、都市計画税、事業所税	70
5-4. 税金に関する相談先	72
6. 生活環境の整備	73
6-1. 住居の賃貸	74
6-2. 家族呼び寄せ	74
6-2-1. 家族の在留資格	74
6-2-2. 資格外活動許可申請について	75
6-3. 主な健康保険の加入と医療費の負担	75
6-4. 福岡市における外国人子女の教育環境	76
6-4-1. 日本の教育体制	76
6-4-2. 非日本語教育環境	77
6-5. 自動車運転免許と車の事情	77
6-5-1. 自動車運転免許の切替え	77
6-5-2. 車の保有	78
7. 事業の拡大	81
7-1. フクオカベンチャーマーケット	82
7-2. 福岡市創業者応援団事業	82
7-3. 事業の多角化とM&A	83
7-4. 福岡証券取引所での上場	85
7-5. 福岡各種業界団体の加入	85
7-5-1. 福岡商工会議所	85
7-5-2. 福岡貿易会	86
7-6. 福岡市商工金融資金制度	87
8. 資料集	89
8-1. 福岡市の概況と流通	90
8-1-1. 福岡空港	90
8-1-2. 陸上輸送	90
8-1-3. 博多港の港湾施設	90
8-2. 福岡市立地交付金	91


8-3. 相談先	95
8-3-1. 福岡市スタートアップカフェ	95
8-3-2. レインボープラザ	95
8-3-3. こくさいひろば	95
8-3-4. 外国人法律相談センター	96
8-4. 会社の解散と清算	96
8-4-1. 会社の解散・清算	96
8-4-2. 会社解散から清算の流れ	96
8-5. 関係機関連絡先一覧表など（2016年2月現在）	98
8-5-1. 関係機関連絡先（福岡市外）	98
8-5-2. 関係機関連絡先（福岡市内）	99
8-5-3. 福岡市の姉妹都市・友好都市など	100
8-5-4. 緊急時のダイヤルと国際電話のかけ方	100
8-6. 各種申請・手続きに対応可能な専門家一覧	101
8-7. Q & A	101

本ガイドブックに掲載されている関係機関の中で、日本語以外の言語に対応できる場所は比較的限られています。また、特に専門的な相談やお問合せをされる場合には、あらかじめ日本語を話せる方や通訳を手配しておくことをおすすめします。

外国企業の福岡進出フローチャート

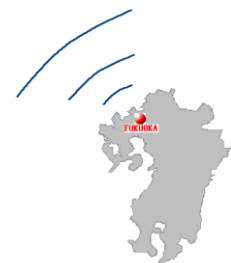


1. 事前調査



海外直接投資を行う前に、まず相手国の安定性、経済情勢、法的な整備、労働事情、インフラ整備の状況、国民性などについて事前調査を実施し、綿密な経営戦略を立案することが非常に重要だと考えられます。

ここでは、このような事項をどのように調査すべきか、投資分野に関する情報収集の方法、対福岡市投資の優遇制度、会社運営に必要な基本経費などの点について記載しています。本国で日本への投資を検討する際にご参考下さい。



1-1. 事前調査の内容

利益を得るためにはリスクを伴うのが当然ですが、そのリスクをいかに未然に防ぐかということと、危機管理として事後の対応策をもっているか否かが重要です。事前調査は、その予防策と対応策の一環として高く評価されています。事前調査には十分に時間をかけて、日本市場への参入の可能性を見極める必要があります。また、福岡市への進出に際して、福岡市における物流などのインフラ整備の状況、外資政策、行政機関の支援、金融事情、労働人員の確保状況、関係する法律、税制度、労務関係などをきちんと調査する必要があります。海外に進出した企業の中で最も多い失敗の原因は、事前調査の不足です。

1-2. 投資分野に関する情報収集の方法

福岡市での投資分野における情報収集の方法としては、主に福岡市経済観光文化局創業・立地推進部、日本貿易振興機構（ジェトロ）福岡（以降、ジェトロ福岡）、民間マーケティング事業者、福岡市内で開催される国際的な展示商談会などがあります。

以下では、それぞれのサービスの内容について記載しています。福岡市内で開催される国際的な展示商談会についての情報も掲載していますので、積極的に参加して必要な情報の収集に役立ててください。

1-2-1. 福岡市の支援制度

福岡市では海外からの投資を推進するために、様々な支援を行っています。

(1) 海外企業からの個別のお問合せへの対応

福岡市への進出を検討している企業が必要とする情報の収集と提供を行っています。

(2) スタートアップ支援

福岡市は起業したい人のための交流の場である「スタートアップカフェ」を運営しています。スタートアップカフェには専門家が常駐しており、誰でも無料で創業に関する相談ができます。

また、2015年12月9日より受付を開始したスタートアップビザは、外国人の創業を促進するために、国家戦略特区に指定された福岡市で特例的に認められた制度です。日本で創業を志す外国人に必要とされる「経営・管理」の在留資格の認定要件が、福岡市（国家戦略特別区域）で創業活動を行う場合に緩和されます。

(3) 関係機関・団体の紹介

商工会議所等の地元経済機関や業界団体の紹介を行っています。

(4) 会社設立の手続きや在留資格取得の支援

必要な情報を提供し、関係法令と実務手続きに詳しい司法書士や行政書士などの専門家を紹介しています。

(5) 事業所や住宅の確保に関する支援

福岡市の関係施設や不動産仲介業者の紹介などの支援を行っています。

(6) 外国企業立地相談員の配置

外国企業、特に中国企業の福岡市進出を支援するために、中国語、英語、日本語ができる外国企業進出相談員を配置しています。相談員は事前の情報提供から会社設立、ビジネス開始に至る各過程で必要な支援や進出する企業が何か困難に出会ったときに必要な支援を専門的にを行っています。

**福岡市経済観光文化局 創業・立地推進部 企業誘致課**

〒810-8620 福岡市中央区天神 1-8-1

TEL：+81-92-711-4343 FAX：+81-92-733-5901

対応可能言語：英語・中国語・日本語

**1-2-2. ジェトロ福岡での支援**

ジェトロ福岡ではビジネスライブラリーや常駐のアドバイザーを通じ、貿易・投資関連の情報提供を行っています。対日投資に関する情報の発信 (<http://www.investjapan.org>) や、国際ビジネスマッチングサイト (<https://www.jetro.go.jp/ttppoas/index.html>) の提供も行っています。

**日本貿易振興機構（ジェトロ）福岡**

〒810-0001 福岡市中央区天神一丁目 11 番 17 号 福岡ビル 4 階

TEL：+81-92-741-8783 FAX：+81-92-714-0709

対応可能言語：英語・日本語

**1-2-3. 民間マーケティング事業者**

福岡市で投資分野の情報収集を民間事業者に依頼する場合、以下のような内容についての調査が可能です。なお、この内容は福岡都市圏において調査を行うことを前提としています。

- ・市場調査：販売実態・動向調査、購入者特性調査、流通経路調査、商圈調査など
- ・消費者調査：消費者を対象とした商品、または企業の認知度・イメージ調査、購入意向調査、購入・使用経験調査、顧客満足度調査など
- ・事業可能性調査：競合調査、市場環境の分析、販売・集客予測など
- ・資料調査：既存の統計データ、報告書の収集・分析など
- ・モニター調査：商品サンプルなどによる評価・分析など

調査方法としては、①訪問調査、②郵送調査、③街頭調査、④電話調査、⑤インターネット調査、⑥グループインタビュー、⑦デプスインタビュー、⑧集合調査などがあります。

実際に外国企業が福岡市に進出を検討する際のマーケティング調査費用を、次のような内容で想定しています。

調査内容	市場の動向、実態、需要などを最適な方法で行うとした場合
費用	一般的に約 50 万円～400 万円（平均 100 万円～200 万円前後）
報告書	調査結果分析・評価などの本文 10 ページ程度に加えて、資料編として定量調査のデータと定性調査の発言録など
報告書翻訳	15 万円前後（12,000 字、原稿用紙 30 枚の場合）
調査会社との協議	15 万円前後（3 日間合わせて 15 時間の場合）

1-2-4. 国際的な展示商談会

その他の投資分野に関する情報収集の方法として、福岡市内で開催される国際的な展示商談会があります。実際に参加して市場動向について調査をしてみるのもよいでしょう。

展示会名	主催者	頻度
福岡インターナショナルギフト・ショー	株式会社ビジネスガイド社	毎年
フクオカベンチャーマーケット マンスリーマーケット	福岡県ベンチャービジネス支援協議会	毎月
ものづくりフェア	日刊工業新聞社	毎年
西日本食品産業創造展	日刊工業新聞社	毎年

1-3. 福岡市に進出する場合の投資優遇策

福岡市に進出する場合の立地優遇策としては、福岡県及び福岡市の立地交付金制度やグリーンアジア国際戦略総合特区の推進に関する条例に基づく市税の特例措置を受けられる場合があります。また国レベルでの融資制度や債務保証制度もあります。

1-3-1. 福岡市立地交付金

福岡市の立地交付金は、知識創造型産業、健康・医療・福祉関連産業、環境・エネルギー関連産業、物流関連業、都市型工業等を対象としていますが、海外から福岡市への進出が日本初進出となる場合には、「グローバルビジネス」というカテゴリーにより、福岡市立地交付金の対象となります。ただし、金融業以外の対個人サービス（小売業や飲食店など）は適用外です。

オフィスの延床面積が 60 m²以上かつ常用雇用者が 3 人以上の場合に、オフィスの年間賃借料の 4 分の 1 を 1 年間補助します。また、雇用に対して、1 年以上の継続雇用が確認できた場合には、1 人あたり 50 万円（福岡市民を正社員として雇用した場合の金額）を補助します。加えて、日本初進出の外国・外資系企業に対しては、法人設立にかかった経費の 2 分の 1（上限 300 万円）を補助します。

詳細は、「8-2 福岡市立地交付金」を参照した上で、福岡市と必ず事前協議を行ってください。オフィスの賃借契約の前日までに申請が必要ですのでご注意ください。

1-3-2. 固定資産税及び都市計画税の課税免除

福岡市では、環境を軸とした産業の集積を図るため、グリーンアジア国際総合戦略特区の推進に関する条例を制定し、環境・エネルギー関連産業などの総合特区事業を福岡市の特区区域内で行う企業に対して、固定資産税（税率 1.4%）及び都市計画税（税率 0.3%）の課税免除（3 年間）の制度を設けています。課税免除の対象となる資産は、総合特区事業を行うものとして福岡市の指定を受けた企業が総合特区事業の用に供するために新たに取得した① 1 億円以上の建物、② 1 千万円以上の機械・装置及び③ 500 万円以上の器具及び備品です。

詳しくは、経済観光文化局 創業・立地推進部企業誘致課へお問合せください。

1-3-3. 福岡県企業立地促進交付金

福岡市の交付金に合わせ、福岡県からも企業立地促進交付金を受けられる場合があります。

詳細は福岡県商工部へお問合せ下さい。

(<http://www.kigyorichi.pref.fukuoka.lg.jp/preferential/>)。

1-4. 日本の商標・意匠制度

1-4-1. 日本の商標制度

商標は日本の「商標法」によって定められています。商標を登録しますと、その登録商標を独占的に使用することができます。商標制度は商品やサービスに付される目印、つまり商標を保護することを定めて、その商標に対し、それが付された商品やサービスの出所を表示する機能、品質を保証する機能及び広告機能をもたせることにより、商標を使用する者の業務上の信用の維持を図ることを通じて産業の発達に寄与し、一方で需要者の利益を保護しようというものです。現在日本では、国際分類によって第1類から第45類までの商品区分、役務（サービス）区分を定めています。商標の出願については1区分ごと、もしくは同時に複数の区分を1度に申請することも可能です。

実際に商標の登録までにかかる費用は、出願時の費用として1商標1区分の場合、印紙代12,000円、1商標につき複数の区分を申請する場合には、1区分増えるごとにさらに8,600円ずつ印紙代が必要になります。登録時には、1商標1分類ごとに37,600円の印紙代（10年一括）が必要です。その他に、弁理士に手続きを依頼した場合には手数料などが必要です。

商標の登録までには、特許庁への出願から審査官による類似性等の審査を経て、実際に登録するまでには約8か月程度かかります。日本国内に法人の本店や支店、営業所をもたない法人であっても、将来の日本への進出に備えて商標権を確保することができます。

また、2006年5月1日から施行された会社法では、同一市町村内で他の会社と類似した商号を使用して会社を設立できるようになりました。ただし、その商号と同一あるいは類似のものが既に他の会社によって商標として登録されていた場合には使用できませんのでご注意ください。これとは反対に自社の商号を商標として登録すれば、全国で同一あるいは類似する商号の使用を禁止することができます。

1-4-2. 日本の意匠制度

工芸や工業品などにおけるその意匠（デザイン）は創作者の財産として「意匠法」により保護されています。意匠は、物品のより美しい外観、使ってより使い心地のよい外観を採求するものです。そしてその外観は、一見してだれにでも識別することができます。意匠は商標と同じく特許庁へ登録の出願を行います。意匠1件につき16,000円の印紙代と1年間分の登録料8,500円と図面作成料などがかかります。さらに弁理士に手続きを依頼した場合には、手数料が必要です。意匠は15年間の有効期間がありますが、権利を持続させるためには毎年登録料を支払わなければなりません。意匠の登録までには特許庁への出願から新規性等の審査を経て、登録されるまでには約8か月程度かかります。

日本の商標・意匠制度は、特許庁のホームページ (<http://www.jpo.go.jp/index.j.htm>)

に詳しく掲載されています。英語版もありますのでご参考下さい。

1-5. 会社運営に必要な基本費用

福岡市に進出する際に必要な基本費用は、①創業費、②登記費用、③一般管理費に大きく分けられます。以下では、それぞれの費用について説明していますので、福岡市に進出を検討する際の経費面での資料としてご参考下さい。

1-5-1. 創業費

創業費は事業所賃貸料、借地借家料、保証金、敷金と手数料、住宅借上料など事業所の賃借関係費用と事務用備品器具費、車両購入費、社宅備品などの設備費用を含んでいます。

1. 賃借関係費用

福岡市は首都圏と比較して、オフィス・事務所の賃料は半分以下のコストですみます。福岡市内で、50㎡程度の部屋で10～20万円/月の賃料となります。契約の際には、賃料、保証金、手数料など賃料数か月分程度が必要です。

2. 設備費用

(1) 車の購入・維持費

車の価格は車種や年式などによって違ってきます。車の車検、任意保険料、エンジンオイルやタイヤ交換などの消耗品やガソリン代などの費用は、少なくとも毎月25,000円以上の見積が必要です。

(2) 事務用備品器具費など

一般的な企業において設立の際に必要とされる備品を例に挙げますと、パソコン、プリンター、机・椅子、電話、FAX、事務用品など、会社案内のパンフレット、(NTTの)電話回線(安いものは30,000円前後)とインターネット環境などが必要です。会社案内のパンフレットについては、A4版(8ページ、カラー、中綴じ)で、デザイン作成費(100,000円程度)、印刷費(3,000部印刷、200,000円程度)を含めて全部で約300,000円かかります。法人用の電話機についてはリースが可能です。4台リースする場合には、工事費が数万円と、その他に月に10,000円前後のリース料がかかります。

1-5-2. 登記費用

登記費用は、設立登録税、金融機関への支払い手数料、司法書士と弁護士への手数料などを含んでいます。

例えば、1,000万円程度の株式会社を設立する場合は、定款認証収入印紙代40,000円、定款認証手数料50,000円、登録免許税150,000円、銀行など金融機関への支払い手数料30,000円程度、会社の実印、銀行印、ゴム印30,000円程度などです。なお、司法書士による登記申請手続きの代理手数料(司法書士報酬)については自由化されており、一般的に司法書士は、会社設立全体を受託するケースがほとんどで、定款の作成、認証代理、付属書類の作成及び設立登記申請代理を行います。報酬は全体で約12万円程度が相場です。司法書士への依頼を前提として費用の算出を行うと、資本金額に応じて逡増となり、総額は50万円前後です。

なお、会社設立については、後述の「3. 拠点の設立」を参照して下さい。

1-5-3. 一般管理費

一般管理費は給料手当、事務用消耗品費、水道・電気・ガス料金、交際費、車両維持費、広告宣伝費、法人税・事業税などを含んでいます。

1. 従業員の賃金

福岡市は首都圏と比較して、人件費を少なくおさえることができ、月間平均賃金は東京の9割程度です。例えば、平成26年厚生労働省の統計データによりますと、東京では男性の大卒と高卒の初任給は、それぞれ212,100円、168,000円程度なのに対して、福岡市では194,100円と154,700円となります。従業員の賃金については能力、経験、年齢に応じた支払（「4-11-1.平成26年モデル賃金」参照）が必要です。また、優秀な人材を採用するためには、年2回のボーナス（夏季、冬季）の支給も必要かもしれません。

2. 水道料金

福岡市は首都圏と比較して、電気・水道などの公共料金は大差ありません。水道料金には基本料金と従量料金があり、基本料金は水を使わなくても払わなければなりません。従量料金は水の使用量に応じて料金が加算されていくシステムになっています。従業員数3～5名程度の事業所の場合、一般的な水道料金は毎月4,000円～8,000円程度を見積もっておくとよいでしょう。料金の算出については、福岡市水道局のホームページ（<http://www.city.fukuoka.lg.jp/mizu/somu/index.html>）に詳しく掲載されていますので、ご参考下さい。

3. 電気料金

契約種別が従量電灯B（契約30A、月間使用量300kWh）の場合には、月の電気料金は6,000円程度となり、契約種別が従量電灯C（契約10kVA、月間使用量1,000kWh）の場合には、月の電気料金は24,000円程度となります。料金の算出については、九州電力のホームページ（<http://www.kyuden.co.jp/>）に詳しく掲載されていますので、ご参考下さい。

4. 通信費

通信費には電話料金やインターネット接続料金などが含まれます。電話料金には初期費用として、手数料が数万円かかります。通話料は、市内通話8.55円/3分程度、市外通話10円/1分程度、国際通話（中国）35円/1分程度です。インターネット接続料金は、一般的にはADSLや光ファイバー（100MB）などを利用することにより、定額で約5,000円程度かかります。

5. 倉庫料

倉庫を必要とする場合は、民間業者が運営している倉庫を借りることができます。福岡市内の倉庫の料金は、1月あたり1坪（約3.3㎡）2,500円から4,000円程度です。詳しくは各倉庫会社へお問合せ下さい。

6. 法人税・事業税

後述の「5.納税」を参照して下さい。


7. その他の雑費

雑費としてはコピー代などがかかります。コピー機は現在、大半の企業が購入しないでレンタルしていますので、リース料が毎月かかります。コピーの機種によってリース料金が変わります。コンビニエンス・ストアなどでは、白黒コピーが10円/1枚、カラーコピー

一が 50 円程度／1 枚からできます。そのほかに、文具代や交通費などが必要です。

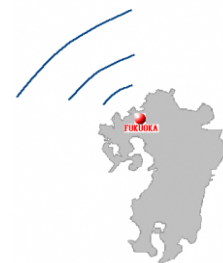
また、業種や投資の規模などによっては、上記項目以外の費用の発生も予想されます。上記の費用項目はあくまで基本的なものとして取り上げられていますので、必要に応じてその他の経費を加算して下さい。

2. 拠点設立の基礎準備



本国での検討の結果，さらに詳しい調査が必要という経営判断に至れば，実際に日本に担当役員などを派遣して現地調査を行うことになるでしょう。このような会社設立の可能性調査や設立準備のための入国の際，日本の在留資格制度では15日，30日，または90日の「短期滞在等」の在留資格を取得する必要があります。また，一定な要件を満たす見込みがあれば，「経営・管理4か月」または「経営・管理6か月」のスタートアップビザも認められます。

ここでは，日本に会社設立のために派遣される役員や社員が，具体的に日本に入国してビジネスに着手するまでに査証の申請，日本で就労する際の在留資格の種類，申請方法，再入国申請，仮住まいの設定，住民登録，個人銀行口座の開設など必要な諸手続きと段取りを説明します。



2-1. 総説

外国人が日本に入国するには、査証（ビザ）の取得が必要です。但し、査証免除国の国民が短期間、日本へ入国するには査証は不要となっています。2014年12月現在、日本政府は短期滞在に限って67の国と地域に対し査証免除措置を行っており、国別や地域別に在留期間が決まっています。日本へ入国時に入国審査官による審査が行われ、問題がなければ上陸が認められ、在留資格と在留期間が付与されます。入国審査時には専用機械による指紋検査や顔写真の撮影などの生体識別が行われています。

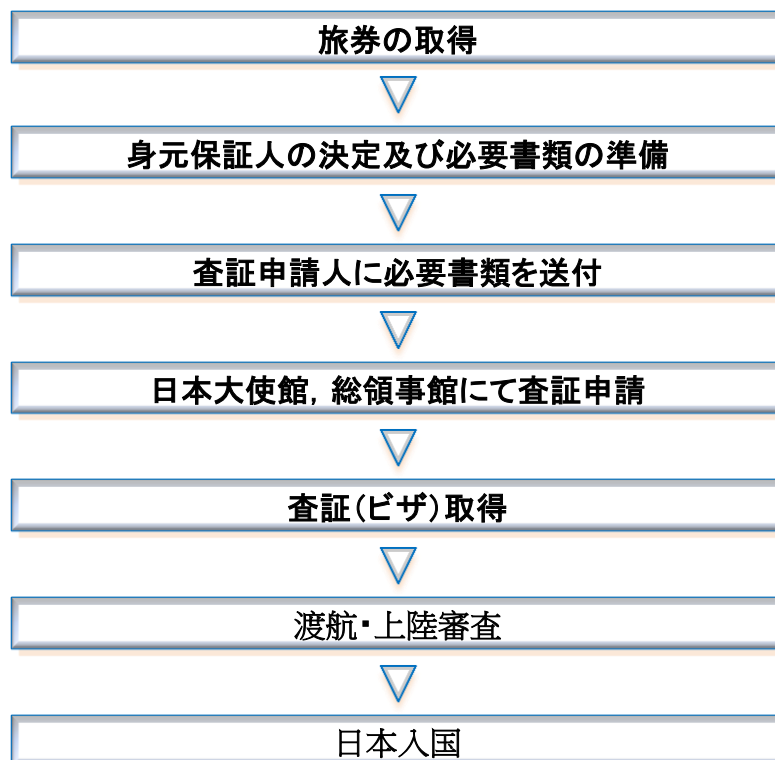
在留資格とは、日本国内での活動内容により27に分類されています。就労できる在留資格や就労できない在留資格、身分関係に基づく資格などで構成されています。「短期商用等」の査証で日本に入国する場合、「短期滞在」の在留資格が付与され、在留期間は15日、30日または90日のいずれかが付与されます。「短期滞在」の在留資格では就労することができませんが、市場調査、商談、駐在員事務所の開設、在日本支店の設立や日本法人の設立などを行うことはできます。

日本で在日本支店の代表として、あるいは日本法人の役員として経営管理を行う場合、「経営・管理」の在留資格を取得しなければなりません。また、駐在員として活動するには、「企業内転勤」の在留資格を取得しなければなりません。これら「短期滞在」以外の在留資格のことをこのガイドブックでは、便宜上「中長期在留資格」と呼ぶことにします。

2-2. 短期滞在査証申請

2-2-1. 短期滞在査証申請のフローチャート

以下の内容は、査証免除措置国以外の国・地域の人が日本入国査証を申請する際の手続きについてです。



前のページのフローチャートのように、日本入国査証を取得するまでのおおまかな流れを説明すると、①まず日本側で身元保証人を決定します。②身元保証人は、招へい理由書、滞在予定表、身元保証書、招へい機関に関する資料を作成し、コピー各一部ずつを添えて、海外にいる査証申請人に送付します。身元保証人には、一定の在留資格に係る外国人について、その入国・在留関係の許可の申請に際し、申請人が滞在費や帰国旅費がないときの支払及び申請人に日本国法令を遵守させることが求められます。一般商取引等で発生する金銭等の保証人ではありません。③海外にいる査証申請人は、②の書類と旅券、写真を持って日本大使館か総領事館にて査証申請を行います。なお、中国国内で査証を申請する場合、日本大使館や総領事館が指定する査証申請代理機関に行うことになります。

2-2-2. 短期滞在査証の取得（一般申請）

中国国内に在住している中国人の方が、短期商用の目的で90日以内の滞在という短期滞在査証を申請する際の手続きの概要は次の通りです。

1. 招へい人及び身元保証人の方は査証申請に先立ち、次の書類を準備して下さい。

（1）招へい理由書

招へい人の住所、氏名、連絡先と査証申請人の国籍、職業、氏名、性別、生年月日、招へい目的、招へい経緯、申請人との関係を記入する書類です。申請人が複数の場合は、代表者の身分事項を記入し、残りの申請人身分事項については全員分のリストを作成し、添付して下さい。

（2）滞在予定表

査証申請人全員の滞在予定をできるだけ詳細に記述して下さい。例えば、××××年×月×日×時××から××便で××空港着、××××年×月×日××会社と打ち合わせ、などその日の予定を詳細に記入して下さい。また、毎日の連絡先と宿泊予定先も記入して下さい。

（3）身元保証書

査証申請人の国籍、職業、氏名、性別、生年月日、年齢ならびに身元保証人の住所、職業、氏名、生年月日、年齢、電話番号、申請人との関係（会社・団体等が招へいする場合には担当者の氏名、所属先、電話番号も記入）について記入し、身元保証人が査証申請人の①滞在費、②帰国旅費、③法令の遵守、について保証する書類です。申請人が複数の場合は、代表者の身分事項を記入し、残りの申請人身分事項については全員分のリストを作成し添付して下さい。招へい人が日本の中央府省庁の課長職または大学の教授以上の者で業務上招へいする場合には省略してかまいません。

（4）招へい機関に関する資料

会社・団体概要説明書：会社・団体名、代表者氏名、所在地、資本金、年商、従業員数、事業内容、沿革、国内外支店など一覧、今回の招へいにおける相手方との取引・交流関係及び経緯を記入します。

1) 法人登記済み機関の場合（国又は地方公共自治体の場合は不要）

会社履歴事項証明書（通称で法人登記簿謄本、発行後3か月以内のもの）、しかし日本の株式市場上場企業の場合は、最新版の会社四季報写しに代えて差し支えありま

せん。

2) 法人未登記機関の場合

次のうちいずれかの書類、①会社・団体概要説明書、大学教授による招へいの場合は、在職証明書を代わりに提出して下さい。②案内状又はパンフレットなど招へい機関の概要を明らかにする資料。

各種申請用紙の様式については、日本国外務省のホームページからダウンロードすることができます。

2. 上記の書類とコピー1部を査証申請人に送付して下さい（日本外務省や日本大使館、総領事館には送付しないで下さい）。なお、審査時の問合せなどに備えて、別途書類のコピーを取っておくことをおすすめします。中国での国内手続きに長期間を要する場合がありますので、書類の作成、送付は可能な限り早めに行ってください。

3. 中国国内の査証申請人の方は、上記書類とは別に旅券、写真、その他必要書類を中国国内で準備する必要があります。必要資料は申請の内容によって異なりますので、事前に中国国内の日本大使館、総領事館にお問合せ下さい。

4. 上記のすべての書類が揃いましたら、申請人の方は、居住地を管轄する日本大使館、総領事館において査証申請を行ってください（日本国内での申請はできません）。各提出書類は、発行後3か月以内（有効期間の記載のある書類は有効期間内）のものを提出して下さい。なお、申請時に提出した書類は旅券を除き返却できません。

5. 申請が受理された後に、日本大使館、総領事館において審査を行います。また必要に応じ、外務省において審査する場合があります。審査期間は申請内容により異なりますが、受理後1週間から1か月程度です。この間、必要に応じ書類の追加提出を求められる場合があります。

6. 査証の有効期間は3か月です。査証の有効期間の延長はできません。なお、日本国内に代理人を立て最初から中長期在留資格を取得する方法もあります。日本国内の代理人により、駐在員として勤務するのに必要な「企業内転勤」等の在留資格認定証明書を取得してもらい、日本赴任予定者にこの証明書を郵送し、赴任予定者が日本大使館領事部または領事館にこの証明書の原本を提出して査証申請を行います。この代理人には資格などに要件がありますので、代理人を要望する方は福岡入国管理局、福岡市役所かこのガイドブックの発行者に相談して下さい。

また、何らかの理由で在留資格認定証明書を取得できない場合は、日本大使館、総領事館に直接査証の申請をすることもできますが、この場合、査証審査の結果が出るまで相当長期間を要する場合があります。

2-3. 中長期在留資格の申請

2-3-1. 就労ビザ申請について

日本にいる代理人（申請人本人の法定代理人や当該外国人を受け入れようとする機関の職員その他の法務省令で定める代理人を申請代理人とし、地方入国管理局長に届け出た行政書士又は弁護士）を提出者として在留資格認定証明申請を依頼して、交付された在留資格認定証明書を申請人に送付してもらい、在外日本公館で就労ビザの申請を行う方法以外にも、就労ビザ申請を行う本人が「短期滞在」等の目的で滞在している場合には、本人が

在留資格認定証明書の申請を行うことも可能です。但し、追加資料の提出や在留資格認定証明書の受取に支障が出る場合がありますので注意が必要です。また、在留資格認定証明書交付時に日本に滞在している場合、日本国内で「短期滞在」等の在留資格から在留資格認定証明書で認定された就労資格へ変更できる場合があります。近年、在留資格認定審査が厳格化されていますので、代理人に依頼する場合は、打合せを十分に行うことが重要です。

2-3-2. 中長期在留資格の取得

短期滞在の在留資格では在留期間の延長が認められません。支障なく市場調査や駐在員としての業務に従事するためには、短期滞在中に駐在員事務所を開いて「企業内転勤」という長期の在留資格を取得する必要があります。

申請の際には、以下の必要書類を準備して下さい。

- 写真（縦 40 mm×横 30 mm）
- 本社が福岡市に駐在員事務所を置いていることを立証する資料（オフィスの契約書や会社案内書など）
- 駐在員が出店企業本社に所属していることを証明する書類（職務内容と職務期間が記載され、少なくとも福岡市に派遣する1年以上前からその企業に勤務している必要があります）
- 本社の登記簿謄本コピー（中国の場合は営業許可書）
- 本社の決算書（貸借対照表や損益計算書）のコピー
- 本社の会社案内書
- 駐在員としての転勤命令書のコピー（活動内容、期間、地位、報酬を証明する文書）

なお、報酬については、福岡市で同様の職務を行う同程度の職務経歴の日本人と同水準以上が求められます。

- 駐在員の卒業証書のコピー又は卒業証明書原本
- 駐在員の履歴書
- その他

日本入国後できるだけ早く、入国管理局に「企業内転勤」の在留資格認定証明書交付申請を行った方がよいでしょう。交付まで通常1か月程度日時を要し、また入国管理局から追加して書類の要求や、関係者が電話などで当局から問合せを受けることもあります。日本滞在中に、「企業内転勤」の在留資格認定証明書交付を受けることができれば、いったん帰国しなくても、日本に滞在したまま「短期滞在」を1年間、3年間又は5年間の「企業内転勤」に切り替えることができます。

駐在員事務所の活動範囲は、本国会社への情報提供、広告宣伝、市場調査、基礎研究、本国会社のための資産購入と保管などであり、営業活動はできません。また事務所を日本支店又は日本法人として登記すると、駐在社員が営業活動できるため、日本企業からの信用を得やすくなるというメリットがあります。

原則として、駐在員事務所の駐在員は「企業内転勤」の在留資格が必要となり、日本支店や日本法人の代表者は「経営・管理」の在留資格が必要となります。

2-3-3. 在留資格認定証明書

日本に入国しようとする外国人が、入国のための条件に適合していることを証明する書類です。この証明書を所持して在外公館にてビザ申請を行えば、所持していない場合に比べて短期間のうちにビザの発給を受けることができます。なお、「短期滞在」に該当する活動を行う場合は、在留資格認定証明書の制度の対象外です。

在留資格認定証明書申請の際には、以下の必要書類を準備して下さい。

- 在留資格認定証明書交付申請書
- 写真1枚（縦40mm×横30mm）
- 返信用封筒（380円分の切手を貼る）
- 各在留資格に係る立証書類

2-3-4. 日本への企業進出に関する在留資格の種類

日本への企業進出に関する在留資格の種類としては、以下のようなものがあります。その滞在期間は3か月、4か月、6か月、1年、2年、3年、5年のいずれかです。

1. 経営・管理

日本法人の代表者や役員、日本支店の代表者に就任する場合、経営・管理ビザの取得が必要です。

(1) 「経営・管理」（1年か3年、5年）

投資・管理やその事業の管理業務に従事する場合、経営管理に従事するもの以外に、日本居住の常勤職員が2名以上従事して営まれる経営規模以上のものであること、あるいは常勤雇用者がいない場合は、投資額500万円以上という一定の経営規模及び日本に事務所が確保されていることが在留資格の要件となります。

(2) 「経営・管理」（4か月）

2015年4月1日に新設された4か月の「経営・管理」ビザを取得すれば、日本に協力者がいなくても、海外在住の外国人が日本で事業を行いやすくなります。4か月のビザを申請するためには、定款の提出および日本国内における事業所予定地の確保が必要です。

(3) スタートアップビザ（6か月）

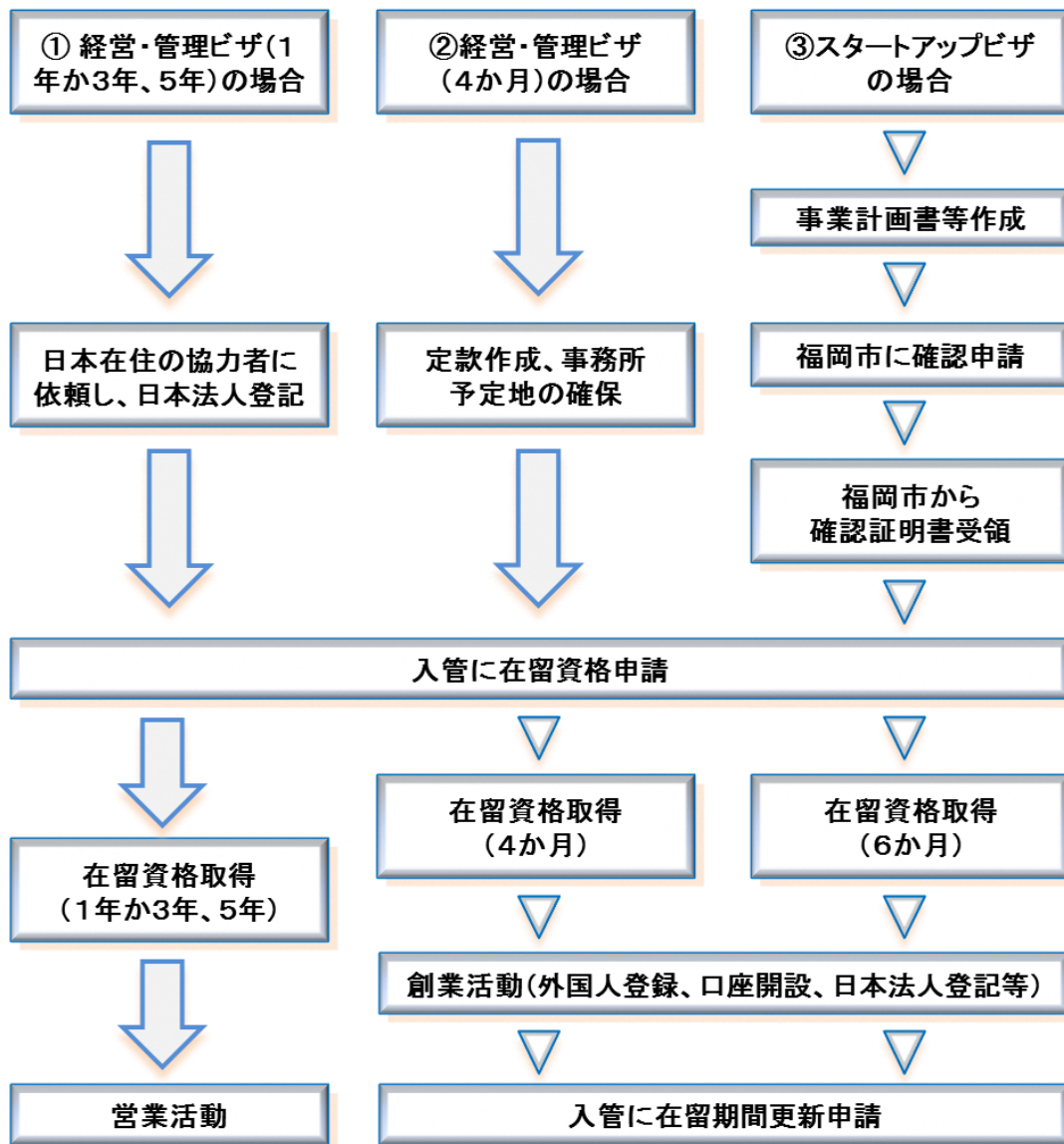
福岡市ではスタートアップビザの受付を2015年12月9日より開始しました。

一般的に外国人が日本で創業するためには、「経営・管理」（1年か3年、5年）の在留資格を取得する必要があります。在留資格を取得するためには、事務所の開設に加え、常勤2名以上の雇用または500万円以上の国内での投資などといった要件があり、外国人にとって高いハードルとなっています。スタートアップビザでは、これらの要件が整っていても、事業計画等を福岡市に提出し、要件を満たす見込みがあるなど、福岡市から確認を受け、その確認をもとに入国管理局が審査をすることで、半年間の在留資格（経営・管理）が認められます。要件は、その6ヶ月間で整えればよく、創業する外国人は事業を進めながら、手続きを進めることができます。

http://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/r-support/business/startupviza_english.html

なお、2015年3月16日以降、海外に住んでいる人だけでも、株式会社の設立が可能となりましたが、会社を設立するためには、日本国内の銀行に口座をもつ発起人という存在が必要です。

経営・管理ビザ取得の手続きの流れ



2. 企業内転勤

在外日本企業の子会社・支店などから同一の企業の在日本店などに期間を定めて転勤する場合、又は外国にある本店から在日支店などに期間を定めて転勤する場合で、「技術・人文知識・国際業務」に該当する活動を行うこと、転勤直前に在外本店などにおいて、1年以上継続して「技術・人文知識・国際業務」に該当する活動に従事していること、及び日本人が従事する場合に受ける報酬と同等以上の報酬を受け取ることが在留資格の要件となります。進出形態としては駐在員事務所の駐在員の場合が該当します。

3. 法律・会計業務

法律上の資格を有する者が行うべきである法律または会計に係る業務に従事する場合、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、外国法事務弁護士、公認会計士、外国公認会計士、

税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士または行政書士としての業務に従事することが在留資格の要件となります。

4. 技術・人文知識・国際業務

専門的・技術的分野における外国人の受入れに関する企業等のニーズに柔軟に対応するため、業務に必要な知識の区分（理系・文系）に基づく「技術」と「人文知識・国際業務」の区分をなくし、包括的な在留資格「技術・人文知識・国際業務」へと一本化されました。

（1）「技術」及び「人文知識」

日本の公私の機関との契約により理学、工学、自然科学などの分野、もしくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の技術または知識を要する業務に従事する場合、従事する業務に必要な知識または技術に関する項目を専攻し、大学卒業あるいはこれと同等以上の教育を受けているか、10年以上の実務経験により必要な技術もしくは知識を得ているかのいずれか（ただし、申請人がITに関する業務に従事する場合で、かつ法務大臣の定める情報処理技術に関する試験に合格あるいは同資格を有する場合は以上の条件に該当しなくて良い）及び日本人が従事する場合に受ける報酬と同等以上の報酬を受け取ることが在留資格の要件となります。

（2）「国際業務」

外国文化に基盤を有する思考または感受性を要する業務に従事する場合、翻訳、通訳、語学指導、広報、宣伝または海外取引業務、服飾もしくは室内装飾デザイン、商品開発その他これに類似する業務に従事すること、従事しようとする業務に関連する業務について3年以上の実務経験を要すること（ただし、大学卒業者の翻訳、通訳、語学指導への従事は実務経験年数の制限はない）、及び日本人が従事する場合に受け取る報酬と同等以上の報酬を受け取ることが在留資格の要件となります。

5. 技能

日本の公私の機関との契約により産業上の特殊分野に関する熟練技能を要する業務に従事する場合、①外国の料理の調理または食品製造に関する技能、②外国特有の建築または土木に関する技能、③外国特有の製品の製造または修理に関する技能、④宝石、貴金属、毛皮の加工に関する技能、⑤動物の調教に関する技能、⑥石油探索のための海底堀削、地熱開発のための堀削、海底鉱物探査のための海底地質調査に関する技能のいずれかについて10年以上の実務経験（外国教育機関で関連科目を専攻した期間も含む）を有すること、航空運送事業用航空機の操縦者としての資格を有すること（飛行経歴2,500時間以上、定期運送用操縦士の技能証明）、スポーツの指導に関する技能について3年以上の実務経験を有する、または選手としてオリンピック、世界選手権など国際的な競技大会への出場経験を有することが在留資格の要件となります。

6. 家族滞在

在留資格対象者の扶養家族である配偶者と子供（ただし、家族の滞在が認められている在留資格に限る）が在留資格の要件となります。詳細は、「6-2-1. 家族の在留資格」を参照して下さい。

2-4. 高度人材外国人に対するポイント制

優秀な外国人研究者や技術者（高度人材外国人）の受入れを促進するため、高度人材外

国人に対しポイント制を活用した出入国管理上の優遇措置を講ずる制度を 2012 年 5 月 7 日より導入しています。

高度人材外国人の活動内容を、「高度学術研究活動」、「高度専門・技術活動」、「高度経営・管理活動」の 3 つに分類し、それぞれの特性に応じて、「学歴」、「職歴」、「年収」などの項目ごとにポイントを設け、ポイントの合計が一定点数（70 点）に達した場合に、出入国管理上の優遇措置を与えることにより、高度人材外国人の我が国への受入れ促進を図ることを目的としています。

詳しくは、http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_3/procedure/index.html までご参考ください。

2-5. 「みなし再入国許可」制度と再入国許可の有効期間

2012 年 7 月 9 日より「みなし再入国許可」の制度が導入されました。有効な旅券及び在留カードを所持する外国人が、出国する際、出国後 1 年以内に日本での活動を継続するために再入国する場合は、原則として再入国許可を受ける必要がなくなりました。この制度を「みなし再入国許可」といいます。出国する際には在留カードの提示が必要となりますが、「在留カードを後日交付する」旨の記載がなされた旅券や、在留カードとみなされる外国人登録証明書を所持する場合にも、みなし再入国許可制度の対象となります。ただし、在留資格取消手続中の者や出国確認の留保対象者などは対象となりません。

また、みなし再入国許可により出国した方は、その有効期間を海外で延長することはできません。出国後 1 年以内に再入国しないと在留資格が失われることとなりますので、注意してください。在留期限が出国後 1 年未満に到来する場合は、その在留期限までに再入国してください。

出国後 1 年以内に再入国しない場合は、日本から一時出国する前に再入国許可を取得しておく必要があります。申請は原則本人出頭ですが、申請人が 16 歳未満の場合には法定代理人、疾病などの理由により自ら出頭できない場合には親族または同居人、入国管理局から認定を受けた行政書士または弁護士などが申請できます。

提出書類は①申請書、②旅券・在留カードなどの提示、③身分証明書（本人以外が申請する場合）、提出場所は福岡入国管理局及び出張所です。受付時間は平日 9:00～16:00 までです。在留期間内に 1 回限り有効な一次再入国許可の手数料は 3,000 円、何度でも使用できる数次再入国許可の手数料は 6,000 円です。なお、2012 年 7 月 9 日以降、再入国許可の有効期間の上限は「3 年」から「5 年」に伸長されています。

2-6. 仮住まいの設定

民間のアパートやマンションを賃借する場合、日本の商習慣として、入居時に家賃の 1 か月分から 4 か月分程度の敷金と家賃 1 か月分の仲介手数料が必要となります。また、万一賃借人の債務が不履行となった場合に、本人に代わり損害などを保証する連帯保証人をあらかじめ求められます。民間のアパートやマンションには一般的に家具は備え付けられておらず、短期間滞在のため、わざわざ家具や寝具、炊事道具を揃えるのも現実的ではありません。そのため、短期滞在の際に民間アパートやマンションに入居するのは非効率、かつ事実上不可能となります。そのため、ホテル住まいを続けるか、家具つきのウィーク

リーマンション、マンスリーマンション、または機構住宅などの仲介手数料や連帯保証人の要らない仮住まいを確保する必要があります。保証人が不要の住宅でも、事故などが起きたときの緊急連絡先は日本語でしか対応できないのが通常ですので、日本語がわかる人を緊急連絡先として登録する必要があります。

2-6-1. ホテル

福岡市にはトップクラスのホテルから、格安のビジネスホテルまで数多くのホテルがあります。費用はビジネスホテルのシングルルームで、1泊約5,000円程度から探すことができます。ホテルに滞在する利点は、朝食がついていたり、室内の清掃やリネン交換などのきめこまかいサービスを受けられたりする点にあります。また、インターネット上で予約をすると、料金が割安になるなどの特別な料金プランを設定しているところもあります。ただし、事務所開設時の滞在など短期間滞在の時にはホテルを利用するのも良いでしょうが、週単位、月単位の滞在となると経費がかさみます。

なお、公益財団法人福岡観光コンベンションビューローは観光客や様々なコンベンションの誘致を通じて、福岡市における観光及びコンベンションの振興を図ることを目的として活動しています。観光ガイドを始め、食事、宿泊、買い物などインターネットで検索できるようになっています。

観光案内所が福岡市観光案内所（博多駅）、福岡市観光案内所（天神）、福岡空港国際観光案内所、博多港国際ターミナル総合案内所の4か所に設けられています。またホームページ「よかなび」(<https://www.yokanavi.com>)では、中国語、韓国語、英語、スペイン語、タイ語、フランス語、ドイツ語、オランダ語の観光案内があります。



(公財) 福岡観光コンベンションビューロー

〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神 1-11-17 (福岡ビル 4F)

TEL : +81-92-733-5050

FAX : +81-92-733-5055

対応可能言語 : 英語・韓国語・中国語・日本語



[Link](#)

2-6-2. ウィークリーマンション

ウィークリーマンションとは、ごく短期間から長期間まで借りられる家具設置済みの賃貸物件のことです。ホテルと違い、そこで生活をするために設計されていますので、自炊をすることもできますし、テレビや電子レンジ、電気ポットなどから鍋、包丁やトイレトペーパーまで、一人暮らしに必要なものがほとんどそろっています。また、最近ではインターネット接続が可能となり、ケーブルテレビが見られるなど付加価値のある物件も増えてきています。

実際に契約をする場合、個人契約、法人契約でも保証金や敷金・礼金・手数料などは必要ありません。入居する際に必要な書類は、個人契約の場合、パスポートのコピーなどの身分証明書と印鑑またはサインが必要です。ただし、契約の際には緊急連絡先として現地に居住している日本人の登録を求められる場合が多いようです。支払いについては前払いのところが多く、基本的に入居期間が長ければ長いほど料金が割安になるよう設定されて

おり、最近ではインターネット上でのカード決済が可能なところも増えています。実際の料金は光熱費や保険料及び退去後の清掃料などを含めて一日平均 4,000～5,000 円程度から探せます。

また、ウィークリーマンションが基本的に週単位での賃貸なのに対して、月単位での賃貸物件であるマンスリーマンションもあります。

2-6-3. 機構住宅

機構住宅とは、日本政府の住宅政策の一環として独立行政法人都市再生機構が建設し、運営を行っている住宅のことです。入居申込を希望する外国人の方は、次の条件を全て備えていることが必要です。

- 都市機構が定める資格を有する外国人の方で、継続して自ら居住するための住宅を必要とする方。既に同居し、または同居しようとする親族がある方。ただし、単身可能な住宅については単身者の方も申込できます。
- 都市機構が定める入居開始可能日から 1 か月以内に入居予定者全員が入居できる方。
- 申込本人を含めた同居世帯の全員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員ではなく、また、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないことを表明し、将来にわたっても該当しないことを確約できる方であること。
- 入居者全員が、団地内において円満な共同生活を営むことができる方。
- 平均月収額が基準月収額以上ある方。または、基準貯蓄額以上ある方。それぞれの基準については、独立行政法人都市再生機構にお問合せ下さい。

なお、都市機構が定める資格を有する外国人とは、下記の方のことをいいます。

(1) 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 22 条第 2 項もしくは第 22 条の 2 第 4 項の規定により永住許可を受けた方、または出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成元年法律第 79 号）附則第 2 項の規定により永住者としての在留資格を有する方。

(2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱したものなどの出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）第 3 条に規定する特別永住者の方または第 4 条もしくは第 5 条の規定により特別永住者として許可された方。

(3) (1) 及び (2) に該当する方のほか、入管法第 19 条の 3 に規定する中長期在留者または同法別表第 1 の上欄に掲げる「外交」もしくは「公用」の在留資格を有する方で、賃貸契約の内容を十分理解できる方。

また、法人の方の申込資格については、以下の通りです。



(1) 事業者（個人事業者を含む）で、従業員（役員含む）に対して住宅を貸付けようとする方。ただし、開設 1 年未満の事業者は対象となりません。

(2) 日本国籍を有する方及び都市機構が定める資格を有する外国人の方。また、日本に住所を有する法人であって国内法により設立されたものであること、もしくは会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 933 条に規定する外国会社の登記が行われた法人であること。外国会社については別途契約条件がありますので、詳細はお問い合わせください。

(3) 家賃の支払の見込みが確実であること。

(4) 申込事業者、入居する従業員または、入居する従業員の世帯もしくは同居者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団または、同条第6号に規定する暴力団員ではないこと。

契約締結時に必要な書類は、①機構所定の申込書、②会社概要書、③社員証など（契約名義人との関係を確認するため窓口来所者に「社員証」などの提示）、④前年度の法人税納付済証明書（納税証明書「その1」）、⑤法人の登記簿謄本（現在事項全部証明書）、⑥法人の印鑑登録証明書、その他機構が特に必要とする書類、また、提出書類については、変更の場合がありますので、詳しくは独立行政法人都市再生機構のホームページをご覧ください。

	UR 都市機構九州支社
〒810-8610 福岡市中央区長浜2-2-4	
TEL：+81-92-771-4111（代表）	
UR 福岡営業センター	
〒810-0041 福岡市中央区大名2丁目6-20	
TEL：+81-120-555795、+81-92-722-1101	
対応可能言語：日本語	
 Link	

2-7. 在留カード・印鑑登録

2-7-1. 在留カードに関する事項

1. 在留カード

旅券に上陸許可の証印をするとともに、上陸許可によって中長期在留者となった方には在留カードを交付します。在留カードは、中長期在留者に対し、上陸許可や在留資格の変更許可、在留期間の更新許可などの在留に係る許可に伴って交付されるものです。

2. 在留カードの交付

成田空港、羽田空港、中部空港、関西空港、新千歳空港、広島空港及び福岡空港においては、旅券に上陸許可の証印をするとともに、上陸許可によって中長期在留者になった方には在留カードを交付します。その他の出入国港においては、旅券に「上陸許可」の証印をし、その近くに「在留カード後日交付」の記載をします。この場合には、中長期在留者の方が市区町村の窓口に住居地の届出をした後に、10日程度で届け出た住居地に在留カードが発送されます。銀行口座の開設など身分証明書の提示が求められる場合には、在留カードが身分証明書の役割を果たします。また、交付された在留カードは常に携帯しておかなければなりません。在留カードの交付までの期間も「住民票の写し」の発行（手数料300円）は可能です。出入国港において在留カードが交付された方は、住居地を定めてから14日以内に、在留カードを持参の上、住居地の市区町村の窓口でその住居地を法務大臣に届け出てください。旅券に「在留カードを後日交付する」旨の記載がなされた方を含みます。その場合には、当該旅券を持参の上、手続をしてください。

3. 住居地などの変更届出

中長期在留者の方が、住居地を変更したときは、変更後の住居地に移転した日から 14 日以内に、在留カードを持参の上、移転先の市区町村の窓口でその住居地を法務大臣に届け出てください。また新しい在留管理制度の導入と合わせて、外国人住民の方は住民基本台帳制度の対象となります。具体的には、中長期在留者など適法に 3 か月を超えて在留している住所を有する外国人を主な対象としています。新しい在留管理制度における住居地の届出は、在留カードを持参すれば、住民基本台帳制度における転入届・転居届と一括して行うことができます。これらの届出は、原則として、本人が行うこととなりますが、委任状により代理人に委任することもできます。

住居地以外の変更届出（在留カードの有効期間更新申請や再交付等）をする場合には、地方入国管理官署に旅券・写真及び在留カードを持参してください。原則として、再交付に関しては届出がなされた日に、在留資格変更申請・在留期間更新申請等に関しては許可交付時に新しい在留カードが交付されます。

4. 在留カードの返納

在留カードを所持する外国人の方は、中長期在留者でなくなったとき、在留カードの有効期間が満了したとき、再入国許可を受けて出国し、再入国許可の有効期間内に再入国しなかったときなど、所持する在留カードが失効したときは、失効した日から 14 日以内に、法務大臣に在留カードを返納しなければなりません。

返納方法については、住居地を管轄する地方入国管理官署に直接持参していただくか、東京入国管理局に送付して返納してください。期限内に返納しないと罰金に処せられることがあります。

2-7-2. 印鑑登録の手続き

日本では契約をする時に印鑑を使用しますが、外国人の場合、そのほとんどをサインで済ませることができます。しかし、不動産契約の時など公的に登録された印鑑が必要になることもありますので、早めに印鑑を作っておいて、その印鑑を区役所に登録しておいたほうがよいでしょう。

印鑑の登録については、本人が登録したい印鑑（ゴム印などは登録不可）と在留カードを持って、区役所で手続きを行います。手続きが完了すると印鑑登録カードが発行されます。登録できる印鑑の大きさは一辺が 8 mm 以上かつ 25mm 以下の正方形に収まるものです。印鑑登録証明書（印鑑登録をしていることの証明書）が必要な場合は、印鑑登録カードを持って区役所にて交付を受けます。その際、登録した印鑑を持っていく必要はありません。

日本では印鑑登録された印鑑は非常に重要なものです。特に、会社の社印は代表者の意思を表すものとみなされますので、大切に保管して下さい。

2-8. 銀行

日本では、日常においてカードよりも現金を使うほうが一般的ですが、自宅に多額の現金を置くのは、安全面から考えてもあまり得策とはいえません。銀行口座を開けておけ

ば、ATMで簡単に現金を引き出せるメリットもあります。

なお、福岡市での事業所設立に必要な資金は、本国の会社の資金を持ち出した上で、日本円で管理することとなるでしょう。しかし、日本法人や日本支店設立前であっては、その事業所が日本にあることを証明する書類が何もないため、実際に会社名義で口座を作るとは困難であり、赴任者の個人口座を開設して会社の資金を管理することとなるのが通例です。そのため、将来日本法人や日本支店の取引銀行となることも考慮して銀行口座の開設と取引銀行を選ぶ必要があります。

中国企業が福岡市で開業する際の資金は、一般的に中国政府からの外資の割り当てで調達されると予想されます。その後の運転資金の調達についてですが、一般的に開業資金として日本国内の銀行からの借り入れはできません。

2-8-1. 銀行口座の開設

銀行には、大都市に本店を有し全国に支店網をもつ都銀（都市銀行）と地方に所在し、地方産業への融資を主な業務とする地銀（地方銀行）があります。都市銀行は主に大企業と、地方銀行は主に中小企業との取引を行っています。こうした銀行との取引では普段から信頼関係を構築しておくことが必要です。銀行との取引の種類としては、主に以下の4通りがあります。

- ①預金取引：普通預金、定期預金などの取引、
- ②当座取引：小切手や手形の振り出しによって代金などの決済をする取引、
- ③手形割引：取引先から受け入れた手形を、支払期日の前に現金化してもらう取引、
- ④貸付取引：運転資金や設備資金などを貸し付けてもらう取引。

2016年3月現在、福岡市内に本店がある主な地銀は、西日本シティ銀行、福岡銀行、福岡中央銀行、都銀では、みずほ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、新生銀行、三菱東京UFJ銀行、あおぞら銀行、外資系ではSBJ銀行、韓国外換銀行があります。

一般的に銀行カウンターの営業時間は、平日（月～金）の午前9時～午後3時までです。この時間内に口座開設の手続きをして下さい。

1. 口座開設に必要なもの

一般的に、資金洗浄防止という点から、日本の銀行は預金者の身元確認を厳格に行っています。預金者が外国人であるときは、①日本に住所があることが証明できるもの（在留カードが良い）、②パスポート、③印鑑（銀行によってはサインでも良い）、④預金するための現金（1円以上）が必要です。

預金者が法人であるときは、①会社の「現在事項全部証明書」、②会社の銀行印、③会社ゴム印、④預金するための現金（1円以上）が必要です。口座の開設の際に、銀行によってはこの他の要件を提示される場合もありますので、詳しくは各銀行にお問合せ下さい。

また、郵便局でも銀行とほぼ同じ手続きで口座を開設することができます。

2. 口座の種類

大きく分けて出し入れが自由な普通預金と一定の預入れ期間を決めて預金する定期預金の2種類があります。

3. キャッシュカード、ATM/CD

口座を開設する際にキャッシュカードを作っておくと便利でしょう。その際、4桁の暗

証番号を決めます。このカードで現金自動預入支払機（A T M）や現金自動支払機（C D）が銀行カウンター営業時間外でも使えるようになります。

利用時間は銀行によって異なりますが、一般的に月～金／8時～20時、土／8時45分～17時、日・祝休日／9時～17時となっています。また、A T MやC Dは一般的に①月～金／8時45分以前及び18時以降、②土／14時以降、③日・祝日、振替休日の時間帯に利用すると手数料がかかります。

2-8-2. 国際送金（日本から）

1. 銀行からの送金

外国為替公認銀行の窓口において、外国への送金を行うことができます。また、送金額と目的により、政府の許可書や貿易支払報告書などの書類が必要となる場合があります。

（1）通知払い：送金を受け取る銀行が受取人に対して通知を出した後、受取人が銀行に出向いて現金を受け取る方法です。

（2）請求払い：送金人が受取人に連絡し、受取人が支払い銀行に対して請求する方法です。

（3）口座振込み：送金人が受取人の口座に振込んだ後、銀行から現金の振込みが完了したことを受取人に通知する方法です。

2. 郵便局からの送金

郵便局から外国への送金は、次のような方法があります。また、送金・振替ができない国・地域・送金の条件がありますので、国際送金を扱っている郵便局の窓口で詳しいことをお問合せ下さい。

（1）国際郵便為替

〈相手の住所へ送る場合〉

為替証書を受取人の住所に航空便で送る方法です。相手はその証書と引き換えに、その国の郵便局の窓口でお金を受け取ります。また、電信の取扱いができる国への送金方法もあります。相手国の事情により一時的に取扱いを中止することがあります。

〈相手の口座へ送る方法〉

相手の郵便振替口座または銀行口座に払い込みます。相手の住所へ送るより安くなります。また、電信の取扱いができる国への送金方法もあります。

（2）国際郵便振替（郵便振り替え口座あて送金）

受取人の郵便振替口座にお金を払い込みます。ヨーロッパを中心とした国々に送ることができます。住所あて送金よりも安い料金になります。


なお、輸出入の決済に係るものを除く、日本の居住者と非居住者間の3,000万円相当額を越える受払の時には、日本の外為法に基づいて日本銀行に「支払など報告書」の提出が必要となりますので、ご注意ください。

2-8-3. 外貨の両替

福岡市内にある多くの銀行、郵便局では、外貨両替を行っています。主に米ドルやユーロなどの欧米の通貨を取り扱っているところが多いようですが、韓国ウォンや香港ドルなどを取り扱っているところも比較的多くあります。

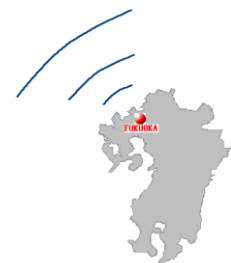
なお中国人民元は、福岡銀行と西日本シティ銀行の本店営業部と主な支店及び福岡中央郵便局と福岡空港内の各支店、博多港国際ターミナル1階にあるSBJ銀行等取り扱っています。ただし、中国人民元に関しては1人2万元までの取扱いですのでご注意ください。

3. 拠点の設立



外国企業が福岡市に進出する場合には、駐在員事務所、支店（外国会社の営業所）、日本法人（株式会社等）のいずれかの拠点設立形態を選択しなければなりません。なお、中国の企業が日本に進出する際には、事前に中国商務部の許可をとる必要があります。

ここでは、拠点設立の方法、一時的なオフィス物件の借上、外国会社の登記、株式会社設立の手続き、会社設立後に提出する書類などについて説明しています。



3-1. 拠点設立の方法

	駐在員事務所	支店 (外国会社の営業所)	会社設立 (株式会社)
活動範囲	制限あり	制限なし	制限なし
資本金	必要なし	必要なし	1円以上 (ただし「経営・管理」の在留資格を取得するには、500万円以上の投資がなされ、当該投資がその後も回収されることなく維持されていることが必要。)
取締役	必要なし	必要なし	1人以上
監査役	必要なし	必要なし	置く場合は1人以上
会社の代表者と出資者との関係	規定なし	規定なし	会社代表者と出資者は同じでなくてもよい
会社に対する債権者への出資者の責任	規定なし	規定なし	出資額を限度として責任を負う

3-1-1. 駐在員事務所

駐在員事務所は、法人格をもたず、その活動範囲は一般的に情報提供、広告宣伝、市場調査、基礎研究などに限定されており、一切の営業活動を行うことはできません。

日本において駐在員事務所を設置する手順としては、まず、駐在員がどこでどのような活動を行うかなどを決定した後、法務省入国管理局より在留資格認定証明書を取得し、それを本国の日本公館に提示し、査証の発給を受けて入国します。日本入国後、駐在員は居住地を決め、在留カードの取得や銀行口座（法人用口座ではなく、個人用口座）の開設を行います。また、雇用者の届け出を労働基準監督署、職業安定所、社会保険事務所、税務署に対して行います。

3-1-2. 支店（外国会社の営業所）

外国の法律に基づく会社の日本支店の設立は、外国為替法に従って財務大臣及び事業所管大臣へ設立後に報告（なお、業種によっては事前の届け出が必要）をしなければなりません。さらに、支店の設立を行う外国会社は、日本での代表者を選定した後、商業登記法の手続きに従って外国会社としての登記（期限は3週間以内）を行う必要があります。登記が無事に完了すれば、支店としての営業活動を開始することができます。

3-1-3. 会社設立

日本の法律に基づく株式会社の設立については、後で詳しく解説していますので、そちらをご参照下さい。拠点設立の形態を選ぶ際に、特に注意すべきことには、以下のようなことがあります。

(1) 会社設立の手続きは、司法書士に依頼するケースが多いので、登録免許税だけでなく、司法書士に支払う手数料も把握しておく必要があります。

(2) 代表者が外国人で、日本の居住資格のない方の場合は「経営・管理」在留資格への変更若しくは在留資格認定証明書交付を受けた上で、日本の在外公館でビザの発給を受ける必要があります。

(3) 「経営・管理」(1年・3年・5年)在留資格を得るためには、日本在住者を2人以上常勤で雇用する程度以上の経営規模、あるいは常勤雇用者がいない場合は、投資額500万円程度以上という一定の経営規模及び日本に事務所が確保されていることが必要です。

また、日本に足がかりを置かずして、単独で日本に法人を設立することは、非常に手間と時間がかかります。日本在住者を事業パートナーとして、共同代表などの形で会社をまず設立してもらい、後にその会社を買収するなどの方法によって日本でのビジネスを立ち上げるといった例もあります。ただし、買収の証明に問題が出る場合もあります。共同出資の場合の出資比率の考え方としては、共同出資の場合、出資比率の違いによって、以下のように内容が異なっています。また、連結決算を行わなければなりません。

(1) 3分の2

定款の変更、取締役・監査役の解任、会社の解散・合併などが決議事項である会社法上の特別決議を議決することができます。また、会社法上の特殊決議の一部についても議決可能です。

(2) 半数

取締役・監査人の選任、自己株式取得に関する決議、取締役や監査役に対する報酬の決定などが決議事項である会社法上の通常決議を議決及び否決することが可能です。被出資会社に対する出資比率が過半数であれば、連結会計では「連結子会社」区分に表示します。

(3) 3分の1

会社法上の特別決議について否決することができます。

(4) 5分の1

株主総会での決議や否決ができるわけではありませんが、連結会計では「関連会社」区分に表示されます。

(5) 10分の1 (外資側)

10分の1以上ならば、IMF国際収支統計による「永続的権益の取得を目的とする国際投資」の定義に相当します。また、10分の1以下の場合は、IMF国際収支統計による「ポートフォリオ株式投資」に分類されます。

3-2. 外国会社の登記

3-2-1. 概説

外国会社は日本における代表者を決め、3週間以内に商業登記法の手続きに従って登記を行います。外国会社がこの外国会社の登記を完了するまでは、日本において取引を継続して行うことができず、違反して取引をした者は、その取引につき外国会社と連帯責任を負い、過料の制裁があります。

3-2-2. 外国会社の登記

1. 登記事項

外国会社の登記事項は、日本に成立する同種のものまたはこれに最も類似する会社設立

の登記事項に準ずる事項のほか、下記の事項も含まれます。

(1) 会社設立の準拠法

会社の設立に際して準拠した法律（何国の何法、何国何州の何法）。

(2) 日本における代表者の氏名及び住所（外国企業支店の場合）

代表者は1人以上となります。

2. 登記手続

営業所（支店）を設けた場合には当該営業所の所在地を管轄する登記所に、営業所を設けない場合には当該代表者の住所地を管轄する登記所に、外国会社の登記の申請をしなければなりません。

この申請書には次の書類を添付しなければなりません。

(1) 本店の存在を認めるに足る書面（本国での登録、官庁の証明など）、

(2) 日本における代表者の資格を証する書面（外国会社による任命書、契約書など）、

(3) 外国会社の定款、その他外国会社の性質を識別するに足る書面。

以上の書類はその会社の本国の管轄官庁、または在日本領事その他権限ある官憲の認証を受けたものがが必要です。なお書面が外国語で記載されているときは、その翻訳文を添付して下さい。

3-3. 株式会社の登記

株式会社の設立の登記を行うには、発起人（1人以上、法人、外国人でもよい）の全員によって定款を作成し公証人の認証を受けた後、銀行または信託会社に資本金を払込み、法務局（一般に「登記所」と呼ばれている）へ設立登記申請を行います。その設立の形態としては、発起設立と募集設立に分かれます。

3-3-1. 設立の形態

1. 発起設立

発起人が、会社の設立に際して発行する株式の総数の全部を引き受けたとき（この形態を発起設立といいます）は、各発起人は遅滞なく、引受株式について発行価額の全額を銀行または信託会社に払込みをし、発起人は、その議決権（1株について1個）の過半数の決議で設立時取締役（1人以上）及び設立時監査役（置く場合は1人以上）を選任します。設立時取締役及び設立時監査役は発起人の株式引受と払込を調査して設立手続きは終了します。制約はありますが、金銭に換えて現物出資をすることもできます。

2. 募集設立

発起人が会社の設立に際して発行する株式の総数の一部分だけを引き受け、残りの株式について株主の募集を行い（この形態を募集設立といいます）、これに基づいて株式を割り当てます。

出資全額の払込後、発起人は創立総会を招集し、その総会で設立時取締役（1人以上）及び設立時監査役（置く場合は1人以上）を選任し、設立時取締役及び設立時監査役は株式の引受と払込を調査して設立手続きは終了します。発起設立と同じように、制約はありますが、金銭に換えて現物出資をすることもできます。

3-3-2. 定款の作成

定款の作成と認証定款は、発起人の全員によって作成することを要し、これには法定の事項を記載した上、発起人の全員が署名または記名押印し公証人の認証を受けます。定款の認証事務は、会社の本店所在地を管轄する法務局、または地方法務局所属の公証人に3通提出し認証を受けます。そのうちの1通は公証役場保存用、1通は登記申請時の法務局提出用、残り1通は会社用保存定款となります。なお定款の認証を必要とするのは原始定款にのみです。また、定款を電磁的記録で作成することもできます。

1. 定款の記載事項

定款に記載すべき事項を大別すれば、絶対的記載事項（定款への記載がないと定款そのものが無効となる）相対的記載事項（定款に記載することにより効力が生じる）及び任意的記載事項となります。

（1）絶対的記載事項

1) 目的

目的とは、会社の事業目的を単に「商業」、「工業」のように漠然とした記載ではなく、具体的に記載するのが好ましい。

2) 商号

商号は株式会社の名称で自由に選択することが出来ます。ただその商号の中には、株式会社という文字を必ず入れる必要があります。ローマ字・アラビア数字も可能です。

3) 会社の発行可能株式総数

会社が設立の際及びその後において発行することができる株式数の最高限度枠のことです。

4) 設立に際して出資される財産の価額またはその最低額

定款に定められた出資される財産の価額またはその最低額に合致していれば、設立手続きを進めることができます。

5) 本店の所在地

最小行政区画である市町村までを記載することが必要ですが、それ以上の何丁目何番地までを記載する必要はありません。政令指定都市である福岡市の場合、福岡市までの記載でかまいません。

6) 発起人の氏名及び住所

（2）主な相対的記載事項

1) 発起人の受ける特別の利益及びこれを受ける者の氏名

2) 現物出資を行う者の氏名、出資の目的たる財産、その価格並びにこれに対して与える株式の種類及び数

3) 会社の成立後に譲り受けることを約した財産、その価格及び譲渡人の氏名

4) 発起人が受ける報酬の額

5) 会社の負担に帰すべき設立費用

以上1)～5)は変態設立事項といわれ、原則検査役の選任が必要なためあまり利用されません。

6) 株式の譲渡制限に関する規定

定款をもって株式の譲渡について取締役会の承認を要する旨を定めることができます。

7) 株主名簿の基準日の定め

平成 16 年 10 月 1 日改正分 株主名簿の閉鎖期間の廃止

8) 株式の不発行の定め

平成 16 年 10 月 1 日改正分 株式の不発行が今後の主流になると思われます。

9) 株主総会の定足数及び議決権の数の変更

10) 取締役の任期に関する定め

11) 取締役及び監査役の受ける報酬の定め などがあります。

(3) 主な任意的記載事項

任意的記載事項として通例定められる主なものを列挙すれば、

1) 株券の種類

2) 株券の再発行手続

3) 株式の名義書換手続

4) 定時株主総会の時期

5) 取締役及び監査役の員数

6) 会社の事業年度 などがあります。

(4) 株式の払込についての必要書類（募集設立の場合のみ）

1) 株式払込金事務委託書（銀行所定の様式）

2) 定款（認証後の写し）

3) 発起人代表個人の印鑑証明書（法人の場合プラス会社現在事項証明書も必要）

4) 株式申込証（募集設立の場合）

(5) 以後の流れ

1) 上記書類を銀行などに提出

2) 発起人などが払込

3) 設立時代表取締役による証明書（発起設立）または株式払込金保管証明書（募集設立）の発行

4) 設立登記申請

5) 設立登記完了（会社履歴事項証明書、印鑑証明書の取得）

6) 会社履歴事項証明書、印鑑証明書を銀行へ提出（資本金の解放）

3-3-3. 設立登記

1. 設立登記

設立登記とは、会社設立の際の本店所在地を管轄する登記所で行う登記のことで、登記申請日が会社の成立日となります。

(1) 登記申請書と登記事項

設立登記の申請書には、一般的記載事項を記載し、代表取締役またはその代理人が記名押印しなければなりません。登記すべき事項は登記用紙と同一の用紙（またはOCR用紙）に記載しなければならず、この用紙の下部欄外に代表取締役またはその代理人が押印しなければなりません。この用紙は登記所から無料で交付されます。

設立事項は、所定の登記用紙に記載された項目に沿って商号、本店、支店、目的、取締

役の氏名、代表取締役の氏名及び住所、単元の株式の数、監査役の氏名、発行する株式の総数などの内容を記入します。

(2) 添付書類

会社の本店所在地で設立の登記の申請書とともに、次の書類を添付して下さい。

- 1) 定款
- 2) 株式の申込みを証する書面（募集設立の場合のみ）
- 3) 株式の引受を証する書面（一般的に定款に記載する）
- 4) 取締役及び監査役の調査報告（現物出資等がない場合不要）
- 5) 発起人が設立時取締役及び設立時監査役を選任したことを証する書面（発起設立の場合のみ）
- 6) 創立総会の議事録（募集設立の場合のみ）
- 7) 設立時代表取締役の選任した取締役会議事録、取締役互選書または発起人会議事録
- 8) 設立時取締役、設立時代表取締役及び設立時監査役が就任承諾したことを証する書面
- 9) 名義書換代理人または登録機関を置いたときは、これらの者との契約を証する書面
- 10) 払込みを取り扱った銀行または信託会社の払込金の保管に関する証明書（募集設立の場合）
- 11) 官庁の許可書
- 12) 設立時代表取締役の印鑑届出書
- 13) 設立時代表取締役個人の印鑑証明書
- 14) 代理人による申請の場合は委任状
- 15) 資本金の額が会社法及び会社計算規則の規定に従って計上されたことを証する書面（資本金が全額金銭出資の場合不要）

なお、代表取締役の届出印は直径が 10mm 以上 30mm 以下の基準があります。

(3) 登録免許税

本店の所在地における設立の登記については、当該会社の資本の額の 1,000 分の 7、最低 15 万円となっています。

3-3-4. 増資（募集株式の発行）と登記手続き

増資（募集株式の発行）は、原則取締役会にて新株発行の決議を経て、株式申込人が銀行などへ払込後増資（募集株式の発行）手続きを行うことで終了します。制約はありますが、金銭に換えて現物出資をすることもできます。

また、増資（募集株式の発行）による変更登記は、登記申請書の他下記の添付書類を要します。

- (1) 募集株式の発行に関する取締役会または株主総会議事録
- (2) 募集株式の申し込み及び引受を証する書面
- (3) 金銭の出資の目的である募集株式については、払込があったことを証する書面
- (4) 資本金の額が会社法及び会社計算規則の規定に従って計上されたことを証する書面
- (5) 代理人による場合委任状

なお、増資の効力発生日は平成 16 年 10 月 1 日改正により、従来は払込期日の翌日とし

たが、払込期日が効力発生日となりました。

3-4. 「有限責任事業協同組合」(LLP) と「合同会社」(LLC)

LLP と LLC には、次のメリットがあります。①有限責任制：出資者が出資額までしか責任を負いません。②内部自治原則：出資者自らが経営を行うため、組織内部の取り決めが自由に行えます。③構成員課税：LLP や LLC 自体が納税主体とはならず、その出資者自体が課税されます。

LLC への出資者は、株式会社と同様に全員が有限責任とされていることから、事業失敗の財政的リスクが緩和されます。また、LLC は定款自治が優先されているため、株式会社のように出資割合に対する利益配当ではなく、出資者の同意により自由に利益の配当を決定することができます。例えば、出資はしていないがその人の専門知識や努力で会社の利益が生まれるときなど、定款によってその人に利益配当が可能です。LLC は株式会社と違い、定款の認証が不要であるため、起業負担が軽減されます。また、LLC から株式会社に組織変更することも可能です。

LLP は株式会社に比べ成立手続きが容易で短期間で成立できる反面、1人では成立できないことや持分を自由に譲渡できないなどの不便さもあります。また、LLP に損失が出た場合、各組合員の所得と通算できるので高額所得者がベンチャー企業に投資するのに向いていると思われます。

LLC には法人格があるのに対し、LLP には法人格は無いなどの違いがあり、どちらが良いというものではありません。なお、「経営・管理」のビザ取得のためには、2-3-4 の経営・管理の項を参照してください。

3-5. 会社設立後に提出する書類

会社を設立した後に、税務署に次の1～4の届出が必要とされます。

提出書類	提出期限
1. 法人設立届出書	設立の日以後2か月以内
2. 棚卸資産の評価方法の届出書	設立後最初の確定申告書の提出期限まで
3. 減価償却資産の償却方法の届出書	設立後最初の確定申告書の提出期限まで
4. 給与支払事務所などの開設届出書	支払事務所開設の日から1か月以内
5. 青色申告の承認申請	設立の日以後3か月を経過した日と設立1期目の事業年度終了の日とのうち、いずれか早い日の前日まで

2. 労働保険、厚生年金などの労務関係の届出も必要とされます。

届出先	提出書類	提出期限
年金事務所 (健康保険・厚生年金保険)	新規適用届出	事業開始後5日以内(登記簿謄本・給与規定の写しを添付)
労働基準監督署 (労災保険)	概算保険料申告書 労働保険関係成立届 就業規則の届出 (従業員10人以上の場合)	50日以内 適用事業所となってから10日以内 就業規則作成後すぐ
公共職業安定所 (雇用保険)	適用事業所設置及び被保険者資格 取得届	労働保険関係成立届が受理された後すぐ

ほかにも、青色申告の延長の特例の申請書や消費税の特例を受けたいときに提出する書類などがありますので、詳しくは税務署などにお問合せ下さい。

3-6. 臨時オフィスとインキュベーション施設

福岡市に進出して事業展開を検討する際に、一時的な拠点としてオフィスを構え電話やFAXの連絡先とする場合が多いでしょう。ここでは、一時拠点として利用できるオフィスとしてインキュベーション施設を紹介します。インキュベーションには会議室や多目的ホールが設置されていたり、各種専門家の支援が受けられる体制が整っており、起業を考えている方や海外企業の日本進出準備のための暫定的なオフィスとして利用されています。なお、ここで紹介しているインキュベーションは公的機関が運営しているものですが、民間企業も入居することができます。ここで紹介している施設の他に、民間のインキュベーションもあります。

3-6-1. ジェトロ福岡 IBSC

開館時間：月曜～金曜 9:00～17:00 (12:00～13:00を除く)

期間：1週間から原則50営業日(約2か月)まで無料で入居可能(ただし通信費、コピー費などは実費負担)。

入居条件：対日投資、対日輸出を目的とし、日本に活動拠点をもたない企業(ただし、事前に申請し、ジェトロの許可が必要)。

保証金：1週間あたり1万円(入居時に支払い)。5週間を超える場合は一律5万円。

部屋数：全2室

設備内容：机、椅子、キャビネット、クローゼット、電話、FAX、LANケーブル
その他、センターに設置されているコピー、ライブラリー、会議室の利用が可能です。また、専門アドバイザーが常駐しており、市場・産業情報や日本企業との提携、支店や事務所の設立手続き等の情報提供、事業計画、法務・労務関係等のコンサルティングを行っています。

3-6-2. 福岡県中小企業振興センターのインキュベート室

入居条件：創業後間もない中小企業者、または創業を目指す方（小売業・飲食業等は除く）。
 費用：賃料、共益費、光熱費、コピー機使用料、通信費など
 保証人：（公財）福岡県中小企業振興センターとの建物使用賃借契約の際、1人の連帯保証人が必要
 保証金：なし
 部屋数：25室
 設備内容：机、椅子、キャビネット、ロッカー、ブロードバンド対応
 ＊共通設備としてコピー機
 ＊共用スペースとして商談コーナー、交流サロン、支援ライブラリー
 ＊各種相談に応じてくれる専門家
 備考：年1回の業務遂行報告が必要

3-6-3. 福岡市経済観光文化局のインキュベート事業

創業予定者や創業間もない企業・個人に対して、低廉な料金で利用できる事務所を提供し、併せて、専門家による経営指導・相談を行うことで自立化を促すインキュベート事業を実施しています。

1. 対象：次の全ての条件を満たす方。
 - （1）創業予定、または創業5年未満で独創的なアイデアまたは技術を基に新しい製品やサービスを生み出す事業計画をお持ちの方。
 - （2）入居から3年以内に一般の事業所などに独立移転して事業を行える方。
 - （3）騒音、臭気、振動など環境保全上問題がなく、他の入居者及び近隣者などと協調して事業を行うことができる方。
2. 支援内容：中小企業診断士による経営指導助言を受けることができます。また、国、県、市を始めとする創業支援機関の情報提供や商工金融資金制度などによる創業支援資金の斡旋を行います。
3. 施設

インキュベートプラザ百道浜	福岡ビジネス創造センター	インキュベートプラザ博多
場 所：早良区百道浜 2-1-22 福岡 SRP センタービル内	場 所：東区香椎照葉 3-2-1 シ ーマークビル内	場 所：博多区博多駅前 2-9-28 福岡商工会議所ビル内
部屋数：12 区画	部屋数：12 区画（オフィス仕様） 4 区画（実験室仕様）	部屋数：16 区画
面 積：1 区画：18～25 m ²	面 積：1 区画：29～84 m ²	面 積：1 区画：20～25 m ²
使用料：1,200 円／m ²	使用料：1,200 円／m ²	使用料：1,200 円／m ²

（注1）入居募集を行う際は、市政だより、福岡市のホームページにて、お知らせするとともに、福岡市中小企業サポートセンター、各区役所などに募集チラシを配布しています。

（注2）入居者の選考は、事業計画の内容を新規性・独創性などの面から審査し、決定します。

上記施設の他に、民間のインキュベート施設も多く存在していますので、その利用も可能です。

3-7. オフィス・事務所の賃貸

福岡市は首都圏と比較して、オフィス・事務所賃料は半分以下のコストで済みます。ビジネスの好立地条件の選定と快適なオフィス環境を築いていくことは、将来のビジネス展開にとっても有益です。

オフィス・事務所を探すときには、まずインターネットの賃貸オフィス・貸事務所物件検索サイト、賃貸雑誌、電話などを通じて調べてから不動産業者を訪れ、依頼するケースが一般的です。物件概要の中で通常、場所、駅やバス停までの所要時間、用途・階高、面積、賃料、共益費、賃料数か月分、保証金、駐車場などの項目が設けられます。契約に至った場合には、不動産業者に仲介手数料を支払う必要があります。しかし、不動産業者が貸主となって直接借主と契約することもあり、その場合、仲介手数料が必要ないこともありますが、賃料が若干高くなります。福岡市内では、50 m²程度の部屋で10～20万円／月の賃料となります。契約の際には、不動産業者に支払う仲介手数料以外に、一般的に数か月分の賃料と数か月分の保証金なども必要です。

3-8. 日本銀行への報告書類

外国投資家が対内直接投資を行う場合、事前の届出もしくは事後の報告を日本銀行を経由して、財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければなりません。

現在、一部業種を除く大部分の業種は自由化されているため、外国投資家による対日直接投資は、為替法（外国為替及び外国貿易法）により原則事後報告でかまいません。ただし、日本で自由化されていない業種などについては事前の届出が必要になります。日本銀行のホームページから「外為法Q&A（対内直接投資編）」、「外為法Q&A（資本取引編）」、「外為法Q&A（技術導入編）」などのデータ（PDFファイル）をダウンロードすることができます。その中で、「外為法Q&A（対内直接投資編）」は、対内直接投資に関する報告書などの取扱いを問答形式で取りまとめ、参考資料として、①各事業所管大臣の所管事業一覧、②掲載国一覧、③業種を定める告示別表第一・別表第二・別表第三およびイランの届出に係る対内直投を定める告示に定める「イランによる禁止業種」、④事業所管省庁連絡先一覧を掲載しています。事前、事後報告に関する業種の分類については、日本銀行のホームページ（http://www.boj.or.jp/about/services/tame/faq/t_naito.htm/）に掲載されている「外為法Q&A」（対内直接投資編）の資料を参照して下さい。

3-8-1. 事前の届出

事前の届出が必要な場合は、取得日前6か月以内に「株式、持分の取得等に関する届出書」を日本銀行の窓口へ提出して下さい。なお、当該届出書が日本銀行によって受理されてから30日間（ただし、通常2週間に短縮される）は、その取引を行うことはできません。そのため、株式払い込みなどのための海外からの送金の前に、その決められた期間が経過していなければなりません。さらに、「株式、持分の取得等に関する報告書」は取得または一任運用の日の属する月の翌月15日までに報告してください。提出部数は財務大臣と事業所管大臣の数です。「金銭の貸付けに関する届出書」と「社債の取得に関する届出書」は取得日前6か月以内に届出をしてください。提出部数は財務大臣と事業所管大臣の数プラス

2部です。なお、事業の所管については事前にお問合せ下さい。



日本銀行国際局外為法手続き担当

対応可能言語：日本語


TEL：0120-796656

3-8-2. 事後の報告

事後の報告でよい場合は「株式、持分の取得等に関する報告書」を取得または一任運用の日の属する月の翌月 15 日までに日本銀行に報告して下さい。非居住者外国投資家が報告する場合は、居住者である代理人が提出をして下さい。

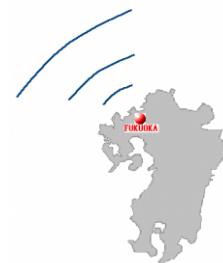
対内直接投資の詳しい内容または報告書の主な様式については、日本銀行のホームページ (<http://www.boj.or.jp/about/services/tame/t-down.htm/>) からダウンロードして下さい。

4. 雇 用



外国での事業を上手く運営していくためには、現地での雇用が不可欠となります。特に、会社設立後、専門的な知識をもつ管理者や技術者などが必要となります。

ここでは、日本における求人から契約に至るまでの一連の流れを説明し、日本ではどのように人材を雇用・採用・契約するのか、また日本の雇用保険制度、個人所得税、賃金制度、雇用に関連して知っておくべきことなどについて記載しています。



4-1. 保険手続き及び就業に関する規定の作成

4-1-1. 会社設立後の労働社会保険の届出

会社（法人）を設立した際、従業員の労働安全確保と失業後の支援のために労働保険（労働者災害補償保険・雇用保険）、従業員の健康維持と老後の生活のために社会保険（健康保険・厚生年金保険）が必要になります。これらの保険は全て法律で法人に加入することを義務付けています。

労働・社会保険の加入条件と届出窓口

区分		加入条件	届出窓口	法律
労働保険	労災保険	原則として労働者を1人でも使用する事業所	所轄労働基準監督署	労働者災害補償保険法
	雇用保険		所轄公共職業安定所	雇用保険法
社会保険	厚生年金保険	原則として常時5人以上の従業員を使用する事業（法人の場合1人でも加入）	年金事務所	厚生年金保険法
	健康保険			健康保険法

<必要な書類>

1. 社会保険手続き（健康保険・厚生年金保険）

- 新規適用届
- 年金手帳
- 年金証書（60歳以上で年金を受けているもの）
- 被保険者資格取得届
- 健康保険被扶養者（異動）届
- 法人登記簿謄本
- 建物賃貸借契約書写
- その他、労働者名簿・賃金台帳・出勤簿・就業規則等

2. 労働保険手続き（労災保険・雇用保険）

- 保険関係成立届、概算保険料申告書
- 雇用保険適用事業所設置届
- 雇用保険被保険者資格取得届（過去に被保険者証を発行してもらっている場合には、雇用保険被保険者証）
- 法人登記簿謄本
- 事業内容のわかる書類（営業許可証など）
- 賃貸借契約書（賃貸の場合）
- 労働者名簿

なお、必要な書類については、各地区届出機関によって異なりますので、必ず各地区の届出窓口にお問合せ下さい。

4-1-2. 就業規則作成

労働基準法は、常時 10 人以上の労働者を使用する使用者は、就業規則を作成・届出しなければならないと規定しています。労働者数においては、正社員だけではなくパート・嘱託・契約社員を含め、全員で 10 人以上であれば就業規則を作成する義務が発生します。

4-2. 従業員の採用

4-2-1. 採用の対象

対象者	メリット	デメリット
新卒者	・ 新技術やシステムへの適応力・柔軟性	・ 教育訓練に時間がかかります
	・ 教育訓練や職務経験によって企業文化を浸透させることができます	・ 即戦力でない
	・ 人件費が比較的安い	
中途採用者	・ 即戦力	・ 企業文化への適応が必要
	・ 専門的知識、高度の技術を保有	・ 人件費コストがかかります

4-2-2. 募集の方法

日本で企業が従業員を募集する際に利用できる主な制度

1. 公共職業安定所（ハローワーク URL：<https://www.hellowork.go.jp/>）

全国各地にある国の職業紹介機関。すべての職種についての職業相談及び紹介を無料で行っています。インターネットのホームページを使った仲介業務も行っています。

2. 民間有料職業紹介会社

厚生労働大臣の許可を受けている民間の職業紹介業者。有料で職業紹介を行います。なお、民間職業紹介事業を始めるには国の許可を必要とします。

3. 求人広告（新聞・雑誌）

広告媒体を利用した求人。職業紹介を専門に行うホームページの運営会社経由での求人・求職が近年増えています。

4. 学校への求人

大学、短大、専門学校、高校、中学の新卒者を募集するときは学校に求人票を出します。

5. インターネットによる求人

インターネットにホームページを開設し、求人情報を流すことができます。

6. 取引先、関連会社等の紹介

取引先や関連会社に人を紹介してもらいます。

7. 縁故募集

友人、知人に人を紹介してもらいます。

募集方法とメリット

募集方法	メリット
学校	①新卒者を募集できます
	②教育機関なので信頼できます。安心できます
	③無料です
職業安定所（ハローワーク）	①国の機関なので信頼できます。安心できます
	②職安にいくと、求人と求職について様々な情報が得られます
	③気軽に利用できます
	④無料です
新聞の求人広告	①多くの求職者が読んでいます
	②公告に対する反応が速い
	③予算次第でスペースが決められます
求人情報誌	①若い求職者に広く読まれています
	②広告効果が比較的長い
	③新聞に比較して広告料が割安です
チラシ・折込広告	①広告料が比較的安い
	②比較的広いスペースを使ってPRできます
	③一定地域の家庭にきめ細かく配布されます
	④家庭で気軽に読んでもらえます
インターネット	①求職希望学生に確実に情報を発信
	②採用活動の経費削減
	③採用業務の生産性向上
民間職業紹介	①ニーズに合った人を紹介してくれる
	②費用がかかる

4-2-3. 採用選考

応募者が少数のときは、書類選考と面接で十分です。多数のときは、まず書類選考と筆記試験で応募者を絞り込みます。次に適性検査と担当者面接で第1次採用候補者を決めます。最後に役員面接で採用候補者を決めます。

<採用選考プロセス>

- 書類選考
- 筆記試験
- 実技試験
- 適性検査
- 面接試験
- 健康診断

4-2-4. 採用通知

採用選考の結果、採用・不採用を決定したときは、直ちに本人に知らせます。さらに学校もしくは職業安定所からの紹介の場合、紹介機関にも採用・不採用の通知を報告しなければなりません。

4-2-5. 採用の内定

企業の求人募集に応募した結果、採用が内定されると、その採用通知の段階で、企業と内定者の間に始期付き解約権留保付きの労働契約が成立したとみなされます。よって、内定取消は、労働契約の解約または留保された解約権の行使となります。使用者による内定取消が認められるのは、「採用内定当時知ることができず、または知ることが期待できないような事実であって、これを理由として取り消すことが解約権留保の趣旨・目的に照らして、客観的に合理的で社会通念上相当と是認できる」場合に限られます。

4-3. 従業員の雇用

4-3-1. 雇用（労働）契約

1. 労働条件の明示

使用者は労働契約の締結に際し、労働者に対して最低限以下の労働条件が明らかとなる書面を交付しなければなりません。

- 労働契約の期間に関する事項
- 有期労働契約を更新する場合の基準
- 就業する場所及び従事すべき業務に関する事項
- 始業及び就業の時刻、所定労働時間を越える労働の有無、休憩時間、休日、休暇ならびに労働者を2組以上に分けて交代で就業させる場合の就業時転換に関する事項
- 賃金の決定、計算及び支払いの方法、賃金の締め切り及び支払いの時期
- 退職に関する事項（解雇の事由を含む）

具体的な内容については、厚生労働省のホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/>) に労働条件通知書の様式が掲載されていますのでご参考下さい。

2. 労働契約期間

労働契約はその契約期間を定めないのでが通常ですが、その契約期間を定める場合には、下記の特例を除き3年が上限です。ただし、有期労働契約（一定の事業の完了に必要な期間を定めるものを除き、その期間が1年を超えるものに限り）を締結した労働者（5年までの契約が認められる場合を除く）は、労働契約の期間の初日から1年経過した日以後においては、その使用者に申し出るにより、いつでも退職することができます。

特例-1：厚生労働大臣が定める専門知識などを有する労働者との労働契約—上限5年

特例-2：満60歳以上の労働者との労働契約—上限5年

特例-3：一定の事業の完了に必要な期間を定める労働契約—その期間

3. 試用期間

労働者を採用する際に、初めから本採用とはせず、一定の試用期間を設ける場合があります。この期間は、解約権が留保された労働契約期間とみなされます。よって、試用期

間からの本採用の拒否は留保された解約権の行使となり、解約権留保の趣旨、目的に照らして、客観的に合理的理由があり社会通念上相当と認められる場合にのみ、認められます。

4. 禁止事項

労働契約の締結に際し、使用者が労働者に対して以下の条件をつけることは禁止されています。

(1) 賠償予定の禁止

労働契約の不履行について、違約金を定めたり損害賠償額を予定すること。ただし、労働者の重大な過失などにより会社に損害を与えた場合には、損害賠償義務がなくなるわけではありません。

(2) 前借金相殺の禁止

前貸し金、その他労働することを条件とする前貸しの債権と賃金を相殺すること。

(3) 強制貯金の禁止

労働契約に付随して貯蓄の契約をさせ、または貯蓄金を管理する契約をすること。ただし、労働基準監督署に提出した労使協定に基づき、労働者の意思に基づいて、使用者が賃金の一部を天引きして管理することは認められています。

(4) その他

労働組合に加入しないこと。

5. 採用時の労働・社会保険の手続き

(1) 雇用保険の被保険者となる労働者を雇用した場合には、その雇用した日の翌月 10 日までに「雇用保険被保険者資格取得届」を所轄公共職業安定所に提出しなければなりません。

(2) 健康保険・厚生年金の適用事業所が労働者を雇用した場合は、その雇用した日から 5 日以内に、「健康保険・厚生年金被保険者資格取得届」を事業所の所轄年金事務所（または健康保険組合）に提出しなければなりません。

6. 雇い入れ時健康診断

常時使用する労働者を採用するときは、所定の健康診断を実施しなければなりません。ただし、雇い入れ 3 か月までに健康診断を受けたことがあり、その結果を提出した労働者について行う必要がありません。

4-3-2. 入社に伴う事務手続き

1. 新入社員の提出書類

入社後の人事管理を適正に行っていくために、新入社員に対して以下の書類の提出を求めるのが一般的です。

- 履歴書
- 住民票記載事項証明書
- 誓約書
- 身元保証書

誓約書は就業規則を遵守し、上司の指示命令に従い、誠実に勤務することを新入社員と誓約します。身元保証書は社員が万一会社に損害を与えた場合に、その社員と連帯し、あるいは社員に代わって損害を賠償することを会社と約束する書面です。

2. 会社が行う事務手続き

- (1) 労働者名簿
- (2) 賃金台帳
- (3) 出勤簿
- (4) 健康保険・厚生年金保険
- (5) 雇用保険
- (6) 社会保険被保険者台帳
- (7) 雇用保険被保険者台帳
- (8) 通勤手当申請
- (9) 身分証明書
- (10) 就業規則
- (11) 辞令
- (12) 給与所得の扶養控除等申告書

4-3-3. 人材派遣

1. 派遣労働者

派遣労働者とは、雇用契約を結んだ会社（派遣元）の指示で労働者派遣契約を結んでいる依頼主（派遣先）の指揮命令に従って働く労働者のことで、派遣労働者と派遣元事業主との間には雇用関係が、派遣労働者と派遣先の間には指揮命令関係だけがあります。

2. 派遣対象業務及び派遣期間の制限

原則として、港湾運送業務・建設業務・警備業務及び一部の医療業務以外については、派遣労働者を就業させることができます。派遣期間に制限のある業務については、派遣先の過半数労働組合または過半数を超える代表する者の意見を聞いた場合は、1年を超え3年まで延長できます。

4-3-4. パートタイマーの定義と保険の適用

短時間労働者（パートタイマー）とは、1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者（原則として同種の業務に従事する者）に比べて短い労働者です。

1. 雇用保険

短時間就労者において、次のいずれにも該当する時に限り被保険者となり、それ以外は原則として被保険者となりません。

- (1) 1週間の所定労働時間が20時間以上であること

65歳以上の場合は、高年齢継続被保険者となります。ただし、65歳前から引き続き同一の事業主に雇用されている方に限ります。65歳以降に新たに雇用された方は被保険者とはなりません。

- (2) 31日以上引き続き雇用されることが見込まれること。次の場合はこれに該当します。

- 期間の定めがない場合
- 雇用期間が31日以上である場合
- 短期の期間（例えば31日未満などの期間）を定めて雇用される場合であっても、契約更新規定がある場合

- ▶ 短期の期間（例えば 31 日未満などの期間）を定めて雇用される場合であっても、同様の契約で雇用されている他の者の過去の就労実績などから見て、契約を 31 日以上にわたって反復更新することが見込まれる場合

2. 健康保険・厚生年金保険

パートタイマーが社会保険の被保険者とされるかどうかは、その身分関係に関係なく、勤務の実態、報酬の支払い、人事管理などから見て、事業主との間に使用関係があるかを総合的に判断して決められる。つまり、パートタイマーであっても、事業主との間に使用関係があれば、社会保険に加入することになります。

以下の①、②のいずれにも該当する場合には、常用的に使用関係があるとされ、社会保険に加入することが妥当とされていますが、これに該当しない人であっても、勤務の実態や内容などから総合的に判断した結果、常用的に使用関係があると認められた場合は被保険者となります。

- ① 勤務時間：1 日または 1 週間の所定労働時間が一般社員のおおむね 4 分の 3 以上である場合
- ② 勤務日数：1 か月の勤務日数が一般社員の所定労働日数のおおむね 4 分の 3 以上である場合

4-4. 賃金支払いにおける注意点

4-4-1. 賃金支払いの 5 原則

労働基準法では、賃金の支払い方について、以下のような原則を規定しています。

- (1) 賃金は通貨で支払わなければなりません。ただし、労働協約により通貨以外のもの
で支払うことを定めているなどの場合は、通貨以外のもので支払うことができます。
- (2) 賃金は、直接労働者に支払わなければなりません。ただし、労働者の同意を得た上
で、賃金の本人指定の預金口座に振り込むことはこの原則に反しません。
- (3) 賃金はその全額を支払わなければなりません。ただし、社会保険料、給与所得の源
泉徴収税及び労使協定により定められたもの（労働組合費など）は、賃金から控除
して支払うことができます。
- (4) 賃金は、毎月 1 回以上支払わなければなりません。ただし、臨時に支払われる賃金・
賞与などは、この例外とします。
- (5) 賃金は、一定期日を定めて支払わなければなりません。これは、従業員の計画的で
安定した生活を目的としています。

また、地域別及び産業別に最低賃金が定められており、そのどちらにも該当する場合は、どちらか高い方の金額がその者の最低賃金となります。使用者は、労働者に対してその最低賃金以上の賃金を支払わなければなりません。現在、福岡県の最低賃金は、時給 743 円（2015 年 10 月 4 日改定）です。

4-4-2. 個人所得税と市町村・県民税の特別徴収

1. 個人所得税と源泉徴収

会社や個人事業などが、従業員などに給与などを支払う場合には、その支払いの都度、

一定額の所得税（源泉所得税といいます）を給与所得者の毎月の給与から差し引いて収めることになっており、差し引いた「源泉所得税」は原則として、「翌月の10日」までに納付する決まりになっています。

しかし、給与などの支給人員が「常時10人未満」の会社や個人事業者など（源泉徴収義務者といいます）については、半年分をまとめて納付する事ができる特例があり、これを「納期の特例」といいます。この特例を受けると、その年の1月～6月までに源泉徴収した源泉所得税は7月10日、7月～12月までに源泉徴収した源泉所得税は翌年の1月10日がそれぞれ納付期限になります。

この特例を受ける為には、「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を所轄の税務署に提出する必要があるため、税務署から特例申請の却下の通知がない場合には、届出書を提出した月の翌月に源泉徴収した源泉所得税から納期の特例の対象となります。ここで注意しなければならないのは、「提出した月の翌月」から対象となることです。例えば7月にこの届出書を提出した場合には、7月に源泉徴収した源泉所得税は8月10日が納付期限となり、8月～12月に源泉徴収した源泉所得税は翌年の1月20日となります。

最後にこれらの届出書で納期の特例が受けられるのは、「給与や退職金・税理士報酬等」から源泉徴収した源泉所得税に限られています。給与など以外に例えば原稿料や講演料などを支払う際にも一定額の源泉所得税を源泉徴収する必要がある場合がありますが、これらの源泉所得税については、源泉徴収した月の翌月10日が納付期限となります。

源泉徴収をした所得税は、「所得税徴収高計算書（納付書）」を添えて銀行（日本銀行の本店、支店、代理店、歳入代理店）や郵便局または所轄の税務署で納付します。

なお納付する税額がない場合であっても、この所得税徴収高計算書（納付書）は所轄の税務署に郵便もしくは信書便により送付または提出して下さい。

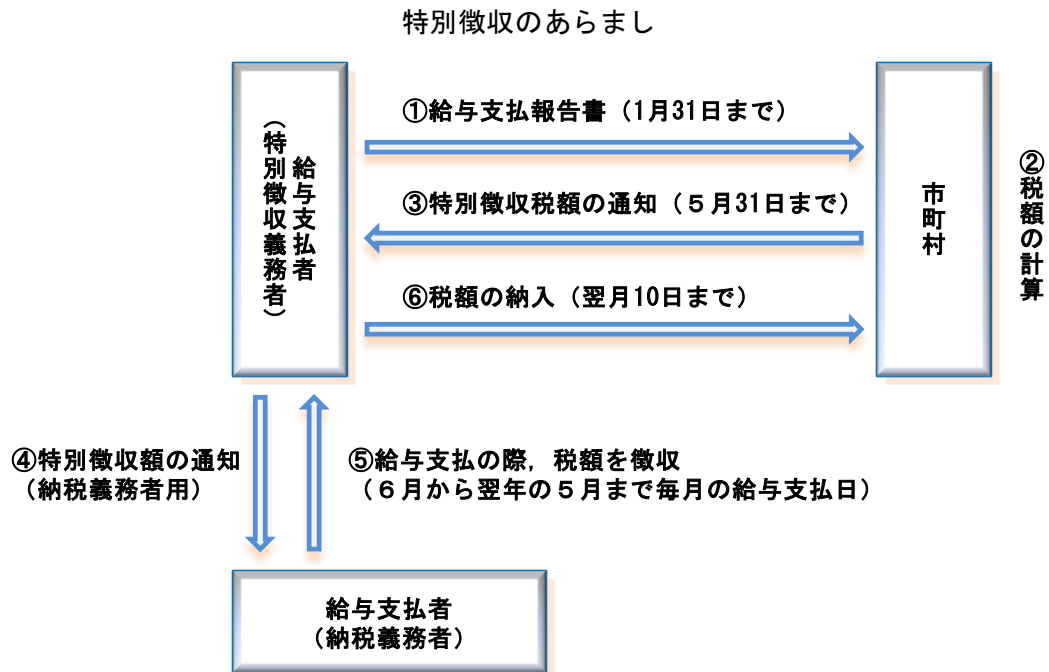
2. 年末調整

給与の支払者は、毎月の給与の支払いの際に所定の「源泉徴収税額表」によって所得税の源泉徴収をすることになっていますが、その源泉徴収をした税額の1年間の合計額は、給与の支払いを受ける人の年間の給与総額について収めなければならない税額（年税額）と一致しないのが通常です。

このような不一致を精算するため、1年間の給与総額が確定する年末にその年に収めるべき税額を正しく計算し、それまでに徴収した税額との過不足を求め、その差額を徴収または還付することが必要となります。この精算の手続きを「年末調整」と呼んでいます。

3. 市民税・県民税特別徴収（福岡市）

特別徴収とは、給与の支払い者・会社（特別徴収義務者）が市町村からの税額通知書に基づき、給与所得者の毎月の給与から差し引いて収めることです。市町村（福岡市）から通知した税額を6月～翌年5月まで毎月の給与から差し引き、該当人数分をまとめて、翌月10日までに最寄りの金融機関で納めます。



4. 租税条約

所得に対する租税の二重課税の回避、または脱税の防止のために日本と外国の間で締結された条約のことを一般的に、「租税条約」あるいは「所得税条約」と呼び、現在日本はこの種の条約を64か国・地域と締結しています。

租税条約により、国ごとに違う税制の相違をできるだけ調整し、それでも生じる二重課税部分については、一定のルールの下で税額控除するなどの調整が行われます。

4-5. 年次有給休暇

4-5-1. 取得要件

年次有給休暇とは以下の2つの条件を満たす者に与えられる有給の休暇です。

- (1) 6か月以上勤務
- (2) 全労働日の8割以上出勤したこと

なお出勤率の算定にあたり、次の日は出勤したものとみなさなければなりません。

- 業務上負傷し、または疾病にかかり、療養のために休業した期間
- 育児休業した期間
- 介護休業した期間
- 産前産後の休業した期間
- 年休取得日

付与日数については以下の表の通りです。

勤続年数	6か月	1年 6か月	2年 6か月	3年 6か月	4年 6か月	5年 6か月	6年 6か月	7年 6か月
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日	20日

4-5-2. 時季変更権

従業員から年休の請求があったときは、速やかに年休を取得させなければなりません。しかし社員から請求された時季に年休を与えると事業の正常な運営に支障が生じるときは、これを他の時季に変更することができます。会社側のこの権利を「時季変更権」といいます。「事業の正常な運営に支障が生じる」とは、①年休取得日における従業員の労働が事業運営に不可欠であることと、②代替要員の確保が困難であること、の2点が必要です。

4-5-3. パートタイマーの年次有給休暇

短時間労働者（パートタイマー・アルバイト）に関しては、週所定労働時間が30時間未満、労働日数が4日以下のパートタイマーについて年次有給休暇の比例付与が義務付けられています。取得要件は正規従業員と同じです。付与日数は以下の表の通りです。

短時間労働者の週所定労働時間	短時間労働者の週所定労働日数	短時間労働者の1年間の所定労働日数（週以外の期間によって労働日数が定められている場合）	雇い入れ日から起算した継続勤務期間の区分に応ずる年次有給休暇の日数						
			6か月	1年 6か月	2年 6か月	3年 6か月	4年 6か月	5年 6か月	6年 6か月以上
30時間以上			10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
30時間未満	5日以上	217日以上	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
	4日	169日から 216日まで	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
	3日	121日から 168日まで	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
	2日	73日から 120日まで	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
	1日	48日から 72日まで	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

4-6. 従業員の退職

4-6-1. 退職の要件

1. 自己都合退職

社員自身の都合で会社を辞めるというもので、退職の中で最も多いケースです。期間の定めのない労働契約を結んでいる労働者が、使用者に対して一方的に意思表示することによって労働契約を終了させようとする（自己退職）場合には、退職を希望する日の2週間前の事前通告でその効力を生じます。必ず文書での退職届の提出を従業員に求めます。

2. 死亡

本人が死亡したときには、自動的に退職となります。

3. 定年

会社があらかじめ定めた定年年齢に達したときは退職となります。

4. 雇用期間満了

期間を定めて雇用されています社員の場合は、あらかじめ定められた期間が満了すると退職となります。

5. 休職期間の満了

社員が疾病、公職就任、労働組合専従などの事由で長期にわたって就労できないときに、雇用関係を断ち切ることなく、一定期間就労義務を免除する制度を「休職」といいます。休職はあくまでも復職を前提とするものです。したがって、休職期間が満了しても復職できないときは退職となります。

4-6-2. 退職時の労働・社会保険

1. 雇用保険に関する手続き

労働者が退職すると、その労働者は雇用保険の被保険者資格を失います。事業主は、雇用保険の被保険者である労働者が退職したときは、被保険者ではなくなった日から10日以内に「雇用保険被保険者資格喪失届」と「雇用保険被保険者離職証明書」を所轄公共職業安定所へ提出します。

その際、公共職業安定所から「離職票」が交付されるので、事業主は、これを退職した労働者に交付します。「離職票」は、その労働者が失業給付を受ける際に必要となります。

2. 社会保険に関する手続き

従業員が退職すると、その従業員は健康保険及び厚生年金保険の被保険者の資格を失います。事業主は、退職日の翌日から5日以内に「健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届」を所轄年金事務所（または健康保険組合）に提出します。その際、その従業員から回収した健康保険証を添付します。

4-6-3. 解雇

1. 解雇にかかる法律

使用者が労働者に対して一方的な意思表示をすることによって労働契約を終了させる（解雇）ためには、一定の要件を満たしていることが必要となります。

2. 解雇が正当と認められる場合

解雇は、客観的に合理的な理由があり、社会通念上相当と認められる場合でなければ、解雇権を乱用したもとして無効となります。解雇が正当だと認められるためには、あらかじめ就業規則などで、可能な解雇事由を明確に定めておく必要があります。

整理解雇（企業経営の悪化により、人員整理のために行う解雇）の場合は、多くの裁判所により、以下の4要件を満たしていることが、その解雇が合理的であると認められるために必要であるといわれています。

（1）解雇の必要性

企業が人員整理をしなければならないほどの経営上のやむを得ない事情があること。

(2) 解雇を回避する努力

配置転換、希望退職者の募集など、解雇を回避するための経営努力がなされていること。

(3) 人選の妥当性

解雇対象者の選定基準が合理的で、その運用が公正になされていること。

(4) 解雇手続きの妥当性

労働組合や労働者と十分な話し合いが行われていること。

3. 解雇が制限される場合

以下のような場合は、解雇が制限されます。

- 労働者が業務上の負傷または疾病により休業する期間及びその後 30 日間
- 女性労働者が産前 6 週間（多胎妊娠の場合は 14 週間）、産後 8 週間休業している期間及びその後 30 日間
- 育児・介護休業の期間

4. 解雇手続き

使用者は、労働者を解雇しようとする場合は、少なくとも 30 日前にその予告をしなければなりません。解雇予告をしないで即時に解雇しようとする場合は、解雇と同時に 30 日分の賃金（予告手当）を支払わなければなりません。ただし、以下のような場合で、所轄労働基準監督所長の認定を受けた時は、解雇予告手当や予告手当なしに解雇することができます。

(1) 天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合

(2) 労働者の責めに帰すべき事由により解雇されてもやむを得ない場合

(例)

- 事業場内における窃盗、横領、傷害など刑法犯に該当する行為のあった場合
- 賭博、風紀紊乱などにより、職場規律を乱し、他の労働者に悪影響を及ぼす場合
- 雇い入れの際の採用条件の要素となる経歴を詐称した場合
- 原則として 2 週間以上の正当な理由なく無断欠勤し、出勤の督促に応じない場合
- 出勤不良など、数回にわたって注意を受けても改めない場合

5. 退職時の証明

退職した労働者（解雇予告をした者を含む）から、その労働者の試用期間、業務の種類、その事業場における地位及び退職（解雇）事由について、証明書を請求されたときは、遅滞なく交付しなければなりません。

4-7. 外国人の年金制度

4-7-1. 国家間社会保障協定

日本とドイツ、イギリス、韓国、アメリカ、ベルギー、フランス、カナダ、オーストラリア、オランダ、チェコ、スペイン、アイルランド、ブラジル、スイス、ハンガリーとの間には、各々の在外駐在員や在外事業者に対する社会保障制度の二重適用を防止するため、国家間社会保障協定が締結されております。

これらの国から日本に進出される企業及び社員の方は、派遣予定期間に応じて、どちらか一方の国の社会保障制度が適用されることとなり、保険料負担などの軽減が図れます。海外に事業所を立地する前に自国の社会保険担当部門の窓口で手続きをするとよいでしょう。

う。

現在、日本と社会保障協定があるのは上記 15 か国のみですが（2016 年 3 月現在）、日本政府は締結国を広げようという意向があり、検討や交渉中の国もいくつかあります。今後、社会保障制度二重適用防止対象国については増えていきますので、随時把握しておく必要があります。

4-7-2. 年金脱退一時金

社会保険制度の二重適用防止協定締結国以外の国の企業から日本に派遣された方については、日本の年金制度に加入することになりますが、日本への派遣期間を終えて帰国する際には、日本の年金制度を脱退することとなります。その際、年金の加入期間が半年以上あり、帰国により年金を受けることができない外国人が帰国後 2 年以内に請求を行えば、下記の通り脱退一時金が支給されます。

国民年金の場合は、第 1 号被保険者としての保険料納付済期間の月数と保険料 4 分の 1 免除期間の月数の 4 分の 3 に相当する月数、保険料半額免除期間の月数の 2 分の 1 に相当する月数、保険料 4 分の 3 免除期間の月数の 4 分の 1 に相当する月数を合計した月数が 6 か月以上あって、年金等の受給権が発生していない方が対象になります。

<国民年金の場合の受給額>

最後に保険料を納付した月により、受給金額は以下のとおりとなります。

対象月数	脱退一時金額				
	平成24年4月から平成25年3月までの間に保険料納付済期間を有する場合の受給金額	平成23年4月から平成24年3月までの間に保険料納付済期間を有する場合の受給金額	平成22年4月から平成23年3月までの間に保険料納付済期間を有する場合の受給金額	平成21年4月から平成22年3月までの間に保険料納付済期間を有する場合の受給金額	平成20年4月から平成21年3月までの間に保険料納付済期間を有する場合の受給金額
6 月以上12 月未満	44,940 円	45,060 円	45,300 円	43,980 円	43,230 円
12 月以上18 月未満	89,880 円	90,120 円	90,600 円	87,960 円	86,460 円
18 月以上24 月未満	134,820 円	135,180 円	135,900 円	131,940 円	129,690 円
24 月以上30 月未満	179,760 円	180,240 円	181,200 円	175,920 円	172,920 円
30 月以上36 月未満	224,700 円	225,300 円	226,500 円	219,900 円	216,150 円
36 月以上	269,640 円	270,360 円	271,800 円	263,880 円	259,380 円

最後に保険料を納付した月が平成 24 年度以降に属する場合の受給金額は次のように計算されます。

$$\text{受給額} = \text{平成 17 年度の脱退一時金額 (上表)} \times \frac{\text{当該年度の保険料額}}{\text{平成 17 年度の保険料月額}}$$

※ 保険料額は、平成16 年度の13,300 円を基準として、平成17 年度以降、毎年280 円(16 年価格)ずつ引き上げられます。

4-8. 合併と労働契約

企業合併の場合は、権利義務関係が包括継承されます。よって、新設合併（合併により新たな会社が成立するもの）の場合でも、吸収合併（既に存在する会社が合併を行うもの）の場合でも、労働契約は合併後の会社に承継されるのが原則です。

4-9. 労働組合

日本では、労働組合の活動は憲法及び労働組合法で保障されており、労働組合に加入しないことを条件に労働者を採用することはできません。使用者は、労働者が組合員であるという理由で不利益な取扱いをすることや、組合からの団体交渉の申し込みを正当な理由なしに拒否することはできません。また、同盟罷業その他の争議行為であって正当なものによって損害を受けた場合は、労働組合またはその組合員に対し賠償を請求することはできません。

一方、日本の労働組合の推定組織率は、2012 年 6 月現在で前年と比し 0.2 ポイント低下した 17.9%（厚生労働省調査）でありました。さらに、その組織率を企業の規模別に見ると従業員数 1,000 人以上の企業が 48.3%であるのに対し、100 人以上 1,000 人未満の企業では 13.5%、100 人未満の企業では 1.0%となっています。（東日本大震災による影響により、調査が困難となったため岩手県、宮城県、福島県を除いています。）

4-10. 無料・有料の相談先

4-10-1. 相談先

相談内容	無料相談機関	有料相談機関
社会保険	年金事務所	社会保険労務士
労働保険	労働基準監督署	
	公共職業安定所	
税務	税務署	税理士・公認会計士
市町村民税	市町村	
人事労務	商工会議所	社会保険労務士
	労働基準監督署	
	労働福祉事務所	
経営	商工会議所	中小企業診断士

4-10-2. 人材派遣会社

福岡市には多くの人材派遣会社があります。技術者、通訳など様々な業種に対応できる専門家から新卒の学生まで揃っていますので、実際に人材派遣会社と相談して、自分の会社に合った人材を派遣してもらうのが良いでしょう。

4-11. 賃金決定資料

従業員を雇用される際、賃金の決定は経営者にとって悩みの種となります。賃金決定の際の資料として以下のものを参考にご検討下さい。

4-11-1. 平成 26 年モデル賃金（福岡県）

福岡県中小企業の平成 26 年モデル賃金（全産業）は、従業員の賃金決定の参考となります。さらに参考として都道府県別一部の初任給の資料を掲載しています。

1. 福岡県中小企業の平成 26 年学歴別モデル賃金（全産業）（単位：円）

区分	高校卒	短大卒	大学卒
18 歳	158,350		
20 歳	166,452	170,266	
22 歳	178,296	178,602	187,204
25 歳	194,301	193,168	202,642
30 歳	214,703	214,381	227,608
35 歳	234,683	238,472	255,003
40 歳	257,408	260,690	292,421
45 歳	277,656	281,958	309,712
50 歳	288,718	303,651	336,927
55 歳	303,833	318,157	348,916
60 歳	289,419	315,873	338,086

出所：『平成 26 年度 福岡県の賃金事情』 福岡県

2. 都道府県別初任給（平成 26 年厚生労働省調査）

都道府県	男性		女性	
	大卒	高卒	大卒	高卒
北海道	191,700	153,500	191,200	147,800
東京	214,100	167,700	209,800	168,500
愛知	203,800	166,100	196,700	162,800
大阪	207,400	169,900	198,200	163,400
広島	195,600	165,100	187,800	153,300
福岡	200,300	156,600	186,700	151,400

出所：厚生労働省『平成 26 年賃金構造基本統計調査結果』

（単位：円）

注：2016 年 3 月現在で現実に雇用している新規学卒者の所定内給与額から通勤手当を除いたものであり、初任給として確定したものを。

4-11-2. 賞与支給状況（福岡市）

福岡市内企業の平成 23 年冬季賞与の全業種・全規模平均での支給額は 406,457 円（平均年齢 40.8 歳）で支給月数は 1.6 か月となっています。平成 23 年夏季賞与の全業種・全規模平均での支給額は 381,036 円（平均年齢 40.5 歳）で支給月数は 1.5 か月となっています。

賞与支給状況（福岡地場企業平均・従業員規模別）

従業員数	平成 23 年度冬季賞与			平成 23 年度夏季賞与		
	平均賞与額 （円）	支給月数 （月）	平均年齢 （歳）	平均賞与額 （円）	支給月数 （月）	平均年齢 （歳）
1001 人以上	536,418	2.2	38.4	583,030	2.1	38.6
301～1,000 人	461,247	1.9	40.1	473,137	1.9	41.0
101～300 人	478,679	1.8	39.8	440,029	1.6	39.0
51～100 人	424,729	1.6	39.7	404,245	1.5	40.2
50 人以下	357,456	1.4	41.7	324,097	1.3	41.0

出所：『福岡市内企業の平成 23 年 夏季賞与の支給状況調査』、『福岡市内企業の平成 23 年 冬季賞与の支給状況調査』 福岡商工会議所

4-11-3. 労働・社会保険の料率一覧

以下の表は、労働・社会保険の事業主及び労働者の負担すべき保険料率についてまとめたものです。これらの各種保険も、賃金決定の際には十分に考慮することが必要です。


保険	保険料率（年賃金総額の％）	
	事業主負担	労働者負担
労働者災害補償保険	0.3％ (いわゆる事務仕事を主とする業種)	—
雇用保険	0.85％	0.5％
健康・介護保険	5.05％ (40歳以上の者は5.84％)	5.05％ (40歳以上の者は5.84％)
厚生年金保険	8.914％	8.914％
児童手当拠出金	0.15％	—
合計	15.264％ (40歳以上の者は16.054％)	14.464％ (40歳以上の者は15.254％)

※ 保険料率は、2016年3月現在

※ 健康保険料率は、福岡県の料率

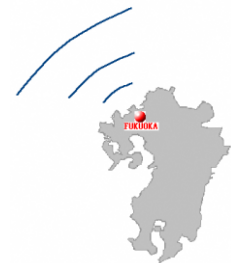
※ 労働者災害補償保険料率に、しばらくの間、アスベスト災害拠出金として、0.005％が上乘せされる。

5. 納 税



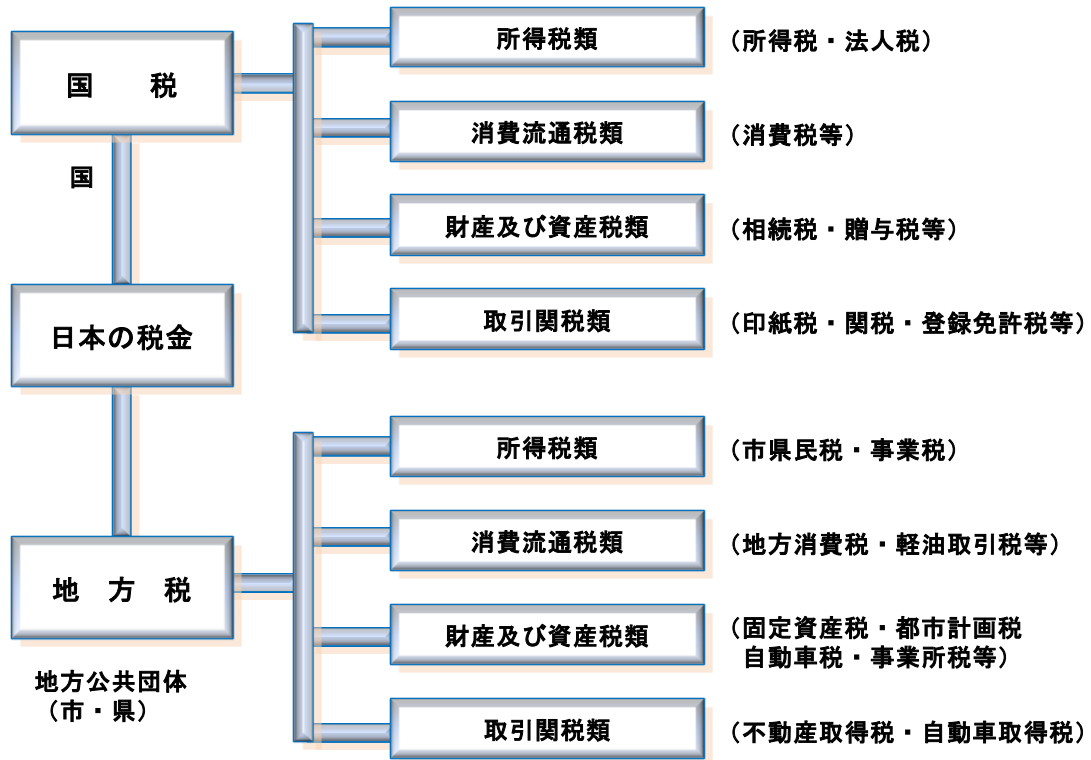
日本の租税は国家の徴収する国税と地方の徴収する地方税からなっており、地方税は道府県税と市町村税からなっています。日本法人とは国内に本店または主な事務所（支店）をもっている法人のことで、外国法人の日本子会社は日本法人に該当します。日本法人は法人の所得に対して課税される国税の法人税、道府県民税・市町村税である法人事業税を納付する義務があります。

ここでは、日本で事業を行う際に知っておくべき日本の税制、外国法人の取扱、日本における会社の税金の種類などについて解説しています。



5-1. 日本の税制の概要

日本における税金は、納付先別に2種類に分類されます。一方は国に納める税金で国税、他方は地方公共団体（各都道府縣市町村）に納める税金で地方税と言われています。国税で代表される税金は、法人税及び所得税で、地方税で代表される税金が住民税と事業税です。日本における税制体系を図示すると下記の通りです。



上記に図示された内容が日本における大まかな税の仕組みです。ここから先は前述した税目の中から日本において事業を行う際に知っておくべき基本的な税目や税制の仕組みについて解説していきます。

5-2. 外国法人（支店）及び外国法人の子会社の取扱

1. 外国法人の子会社の取扱

外国法人が日本において、日本国内に本店または主たる事務所を有する法人を子会社として設立した場合は日本法人と同様の取扱となり、日本国内にて発生した所得及び日本国外において発生した所得に対して課税されます。

2. 外国法人（支店）の取扱

外国法人は下記のように区分され、各区分に応じて日本国内において発生した所得について課税されます。

(1) 支店などを有する外国法人

日本国内に支店、工場その他事業を行う一定の場所を有する外国法人が該当します。この分類に該当する外国法人は、下記資料の①～⑪の全ての日本国内の所得が税金の対象となります。

(2) 建設作業などを行う外国法人

上記（１）以外の外国法人で、日本国内において建設、据付け、組立てその他の作業またはその作業の指揮監督の役務の提供を１年超行う外国法人が該当します。この分類に該当する外国法人は下記資料の①～③の所得全てと④～⑪の所得のうち、国内において行う建設作業などに関する事業に帰属する所得が税金の対象となります。

（３）代理人などを置く外国法人

上記（１）以外の法人で、日本国内に自己の会社の為に契約を締結する権限のある者（常習代理人）、その他これらに準ずる顧客の通常の要求に応ずる程度の商品の保管及び引渡しを行う代理人や注文の取得などを行う代理人、また注文の取得などを行う代理人を置く外国法人が該当します。

この分類に該当する外国法人は、下記資料の①～③の所得全てと④～⑪のうち、国内においてその代理人などを通じて行う事業に帰属する所得が税金の対象となります。

（４）恒久的施設を有しない外国法人

上記（１）～（３）に掲げられた外国法人以外の外国法人、つまり日本国内に上記に記載した一定の場所、役務の提供及び代理人を有しない外国法人が該当します。この区分に該当する外国法人は、事業所得に対しては税金が発生しませんが、下記資料①のうち、日本国内にある資産の運用、若しくは保有または不動産の譲渡によって生ずる所得と②～③の所得が税金の対象となります。

なお、外国法人において日本国内に自己の会社の広告宣伝、情報の提供、市場調査などの補助的活動を行う目的で駐在員事務所を設置した外国法人の場合は税金の対象とはなりません。

〈日本における所得の区分〉

- ① 日本国内での事業から生ずる所得、日本国内にある資産の運用、保有若しくは譲渡により生ずる所得、その他その所得の発生が日本にある所得として政令に定めるもの
- ② 日本国内において人的役務を提供することによって生ずる所得
- ③ 日本国内において不動産などの貸付けなどを行うことによって生ずる所得
- ④ 日本国の国債若しくは地方債または日本国法人の発行する債券の利子及び日本国内にある営業所に預け入れされた預貯金の利子など
- ⑤ 日本国法人から受ける配当所得など
- ⑥ 日本国内において業務を行う者に対する貸付金などで当該業務に係るものの利子
- ⑦ 日本国内において業務を行う者から受ける工業所有権などや著作権などの使用料またはその譲渡でその業務に係るものの所得
- ⑧ 日本国内において行う事業の広告宣伝の為の賞金
- ⑨ 日本国内にある営業所または国内において契約の代理人を通じて契約した生命保険契約、損害保険契約及びその他年金契約に基づき支払を受ける年金
- ⑩ 日本国内にある営業所が受ける給付補てん金、利息など、若しくは日本国内の営業所を通じて締結された契約に係る金融商品などの収益
- ⑪ 日本国内において事業を行う者に対する出資につき、匿名組合契約に基づいて受ける利益の分配によって生ずる所得

以上が日本の税金面における外国法人の取扱です。以下、課せられる税金のうち主な項

目について解説していきます。

5-3. 会社の税金の種類及び納付先

日本における税金の柱になるのは国税では法人税、地方税では住民税と事業税です。これらの税金は会社の所得(法人税法における所得)に対して直接かかってくる税金です。また住民税の中には会社の所得に関係なく赤字であっても会社の規模(資本金・従業員数)や事業所の存在の有無によって発生する均等割といった住民税も存在します。ここでは前述した3税を中心に主な税金について解説を行っていきます。また送られてくる納税通知書には取扱い金融機関が記載してありますので、そこで納付して下さい。税金の納付は口座振替にすると便利です。口座振込みの申し込み用紙は金融機関の窓口などに備えられています。

5-3-1. 法人税、法人市県民税割及び事業税

これらの税金は中国の企業所得税、外商投資企業及び外国企業所得税に相当し、会社が事業活動によって得た所得に対してかかる税金です。ここではその税金の算定方法について解説をしていきます。

1. 原則的な納税年度

中国において原則的に納税年度は暦年、すなわち1月1日から12月31日を1納税年度とされていますが、日本においては会社の所得の計算は事業年度ごとに算出されることとなります。日本の法人税における事業年度は原則的に会社の定める営業年度のことをいいます。通常は会社設立時に定款に営業年度を定めますので、それにしたがう形となります。ただし、事業年度は1年を超えることはできません。

2. 法人税(国税)の計算の仕組み

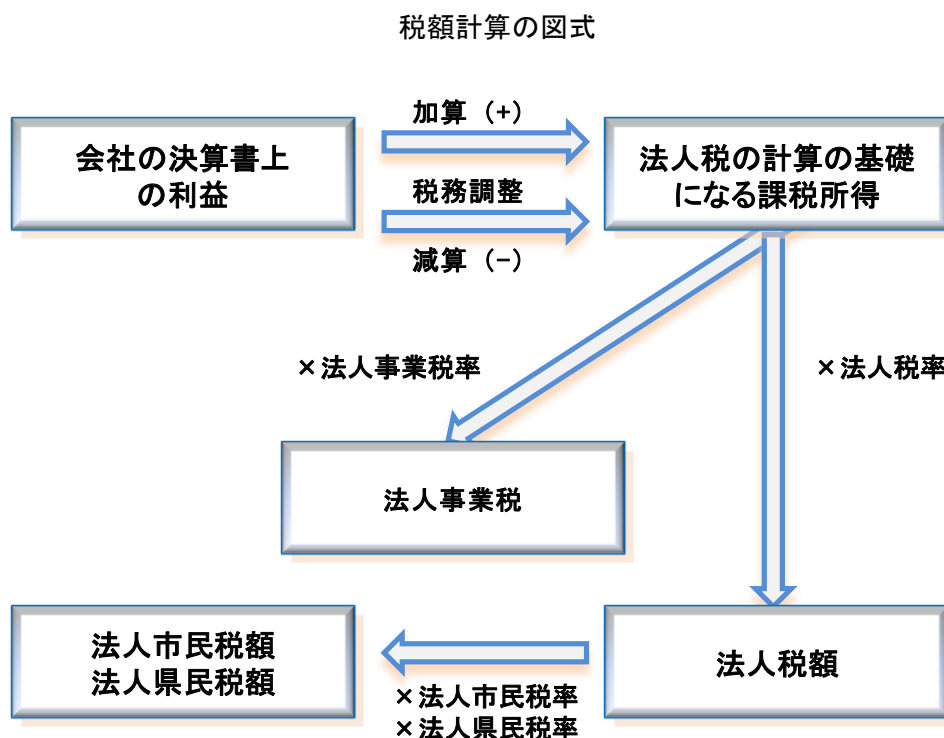
法人税額は税務上の課税所得に税率を乗じて算出します。ここでいう税法上の所得というのは、会社の決算書上の所得に税務上の規定にしたがい加算や減算がなされた所得の事をいいます。簡単に加算、減算について解説すると会社の経費の中で決算書上は費用計上されるものであっても税務上は損金として認められないものを加算といい、会社の収益の中で決算書上収入に計上されるものであっても税務上は益金にされないものを減算といいます。つまり、会社の決算書上の利益(会計上の利益)が法人税額の計算の基礎になる訳でなく、会計上の利益に税務上の調整(加算・減算)を加えた税務上の所得が基礎となります。これによって算出した税務上の課税所得に定められた税率を乗じて、法人税額が算出されます。

3. 法人県民税割・法人市民税割(地方税)の計算の仕組み

法人県民税割・法人市民税割の税額は上記2によって算出された法人税額に各地方公共団体(市・県)によって定められた税率を乗じて算出されます。

4. 法人事業税（地方税）の計算の仕組み

法人事業税は前述した2の法人税額の計算の基礎になった課税所得に地方公共団体（県）によって定められた税率を乗じて算出されます。



税率一覧表

税目 課税所得	法人税	事業税	住民税	合計
年 400 万円以下	15%	3.4%	2.29%	20.69%
年 400 万円超 800 万円以下部分		5.1%		22.39%
年 800 万円超部分	23.9%	6.7%	3.65%	34.25%

（平成 27 年 4 月以降開始事業年の法人における福岡県・市内の税率表。資本金等の額 1,000 万超 1 億円以下）

注 1：表中の住民税率は法人県民税及び市民税を合算した課税所得に対する割合（法人税割に対する税率は福岡県 3.2% 福岡市 12.1% 法人税率×15%×15.3%=2.29% ； 23.9%×15.3%=3.65%により算出）

注 2：資本規模が 1 億円以上の法人は外形標準課税の対象となりますので、税額の算出法は上述のものとは異なります。詳しくは税理士等の専門家にご相談ください。

注 3：地方法人税の詳細は、最寄りの税務署へお問い合わせください。

5. 法人市民税・県民税均等割の計算の仕組み

法人市民税・県民税均等割とは資本金及び従業員数や事業所の存在の有無に応じて生ずる地方税です。この均等割は会社の所得に関係なく、会社が赤字であっても事業所が存在すれば納税義務が生じ、資本金及び従業員数に応じて税額が算出されます。

均等割一覧表

(平成 28 年 4 月 1 日からの福岡県の税額表)

資本金等の金額 (円)	森林環境税適用後の 法人県民税均等割額
50 億超	年額 840,000 円
10 億超 50 億以下	年額 567,000 円
1 億超 10 億以下	年額 136,500 円
1 千万超 1 億以下	年額 52,500 円
その他法人	年額 21,000 円

(平成 28 年 4 月現在における福岡市の税額表)

資本金等の金額 (円)	従業員数	法人市民税均等割額
50 億超	50 人超	年額 3,600,000 円
	50 人以下	年額 492,000 円
10 億超 ～50 億以下	50 人超	年額 2,100,000 円
	50 人以下	年額 492,000 円
1 億超 ～10 億以下	50 人超	年額 480,000 円
	50 人以下	年額 192,000 円
1 千万超 ～1 億以下	50 人超	年額 180,000 円
	50 人以下	年額 156,000 円
1 千万以下	50 人超	年額 120,000 円
	50 人以下	年額 50,000 円

6. 納付期限

日本においては申告納税制度を導入しており、法人は原則的に事業年度が終了した日の翌日から 2 か月以内にその法人税の計算の基礎となった書類(法人税申告書)を税務署(日本における税金を管理する部門)に提出することが義務づけられています。よって前述した計算によって算出された法人税はその申告期限が到来した時に納税の債務が確定するため、申告期限と同様に事業年度が終了した日の翌日から 2 か月以内が納付期限となります。地方税の住民税も同様の取扱となります。

5-3-2. 消費税及び地方消費税

中国においても同様の税目の消費税がありますが内容はそれとは異なり、別税目の増値税に内容的には相当する付加価値税です。消費税は国の税率 6.3 と地方の税率 1.7%により構成され、2つを合算した 8%が消費税率となります。すべての取引が消費税の課税の対象になるわけではなく取引の内容によっては消費税の課税の対象にならない場合もあります。ここではこの消費税の仕組みについて解説を行っていきます。

1. 納税義務者

国内取引の納税義務者は製造業、卸売業、小売業、取次業、サービス業などを営む課税資産の譲渡などを行った法人(外国法人も含む)及び個人事業者とされています。輸入取引については課税貨物を保税地域から引き取る者が納税義務者となります。国内取引のように「事業者」との制限がありませんので、事業を行っていないような者であっても納税

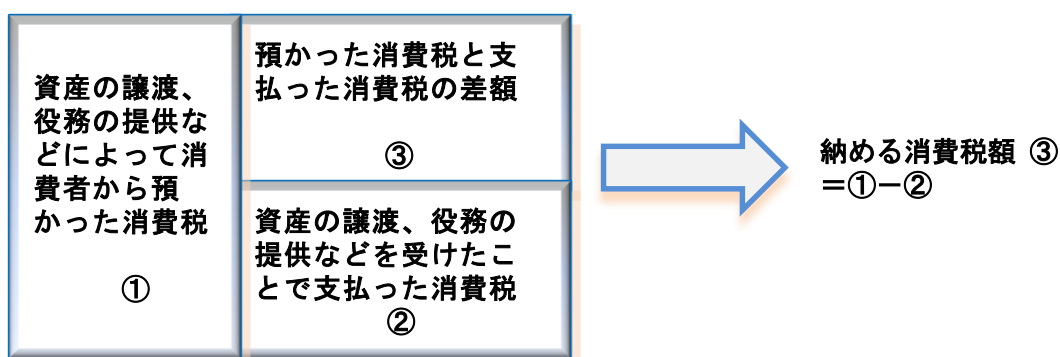
義務者となります。

2. 原則的な納税年度

法人の場合は原則的には上述した法人税の納税年度と同様に法人の事業年度の期間を税額計算の基礎として消費税額を算出します。個人事業者の場合は暦年とされています。

3. 消費税の計算の仕組み

消費税は事業者負担をさせるのではなく、事業者の販売する商品や製品及び提供する役務の対価として得る金銭に上乗せされて、次々と転嫁され、最終的には商品を購入した消費者またはサービスの提供を受けた消費者が負担することになります。したがって最終的には事業者は消費者より預かった消費税をその事業者が他の事業者より購入した商品や製品及び提供を受けた役務の対価として支払った際に生じた消費税を差引きして、その差額分を国へ納付もしくは国より還付される形になります。



4. 消費税の対象になる取引、対象にならない取引の分類

前述したように会社が行う取引の中には、消費税の課税の対象になる取引（課税取引）や消費税の課税の対象にならない取引（非課税・不課税取引）が存在します。ここではその取引がどのような根拠によって分類されるかを説明していきます。

（1）課税取引

日本国内において事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供の全てが原則として課税取引に該当します。つまり、日本国内における通常取引は原則的には課税取引に該当し、また海外から商品や製品を輸入し保税地域から引き取る場合も課税取引に該当します。

（2）非課税取引

消費税の性格は文字通り消費に負担を求める性格です。したがって、消費になじまない取引や社会政策上配慮すべき取引に関しては特別の政策の配慮から消費税を課さない取引として消費税法によって限定列挙されています。

（3）不課税取引

日本国内における資産の譲渡などの対価に該当しない取引つまり上述した課税取引や非課税取引に該当しない取引が不課税取引に該当し、消費税法の適用外の取引などをいいます。例示すると、損害賠償金、資本取引、寄付金、給与などがこの取引に該当します。

5. 輸出入取引における消費税の取扱

〈輸出取引における消費税〉

輸出取引においては消費税が国内の消費に負担を求めるという性格上、消費税を免除されることとされています。これは輸出免税と言われ、この適用を受ける為には輸出取引であることの証明書などを保存する必要があります。

(1) 輸出免税などの要件

輸出免税の適用を受けるには下記 a)～e)までの要件を全て満たすこととされています。

- a) その資産の譲渡などが消費税課税事業者によって行われるものであること。
- b) 日本国内において行われるものであること
- c) 消費税の課税資産の譲渡などに該当するものであること
- d) 日本国内からの輸出などとして行われるものであること
- e) 日本国内において輸出などを行ったことにつき、証明がなされたものであること
(ここでいう証明とは輸出証明書や輸出許可書、税関長の証明書などまたは輸出の事実を記載した帳簿や書類を保存することをいいます。)

(2) 輸出免税などの範囲

輸出免税の対象となる輸出取引などは、日本国内において行われる消費税課税資産の譲渡などのうち、下記に掲げるものが免税とされる輸出取引などに該当します。

- a) 日本国内からの輸出として行われる資産の譲渡または貸付け
- b) 外国貨物の譲渡または貸付け
- c) 日本国内及び国内以外の地域にわたって行われる旅客または貨物の輸送、通信若しくは郵便
- d) 専ら日本国内及び国内以外の地域にわたってまたは国内以外の地域間で行われる旅客若しくは貨物の輸送の用に供される船舶、航空機(以下「外航船舶など」といいます)及びコンテナの譲渡若しくは貸付けまたは修理で船舶運航事業者などを営む者の求めに応じて行われるもの
- e) 外航船舶などの水先、誘導その他入出港若しくは離着陸の補助または入出港、離着陸、停泊若しくは駐機のための施設の提供に係る役務の提供で船舶運航事業者などに対して行われるもの
- f) 外国貨物の荷役、運送、保管、検数、鑑定その他これらに類する外国貨物などに係る役務の提供
- g) 鉱業権若しくは租鉱権、採石権、特許権、実用新案権、意匠権商標権、著作権、ノウハウ、営業権、漁業権、入漁権などの無形固定資産の譲渡または貸付で非居住者に対するもの

〈非居住者に対する役務の提供で次に掲げるもの以外のもの〉

- 国内に所在する資産に係る運送または保管
- 国内における飲食または宿泊
- 上記2点に準ずるもので国内において直接便益を享受するもの

(3) 輸入取引における消費税

輸入取引においては保税地域から引き取られる外国貨物が消費税の課税対象とされており、消費税法にて非課税に規定されている下記以外のものは全て消費税の課税の対象となります。

- 有価証券など

- ▶ 郵便切手、印紙、証紙
- ▶ 物品切手など

6. 消費税の負担軽減措置

消費税については免税事業者制度があります。免税事業者制度とは売上高などの年間取引量が少ない中小・零細企業などを保護することを目的とした制度です。平成 25 年 1 月 1 日現在次のような措置が採用されております。

(1) 基準期間の課税売上高が 1,000 万円以下の場合、事業者は消費税の納付義務はなく、消費税の免税事業者となります。ここでいう基準期間とは法人の場合はその事業年度の前々年度をいい、課税売上高とは消費税が課税される取引の売上金額の合計額からその売上取引に係る売上返品、売上値引きや売上割戻しなどに係る金額の合計額を控除した残額のことをいいます。

(2) 新設法人のうち、事業年度開始の日における資本金等の金額が 1,000 万円未満の法人は設立当初 2 年間（基準期間が存在しない課税期間）については、消費税の納付義務はなく、消費税の免税事業者になります。それ以後の課税期間については基準期間の課税売上高が 1,000 万円を超えるか超えないかによって判定を行い消費税の納税義務者に該当するかを決定します。

また、特定期間の納税義務に関するご質問・ご不明な点がございましたら、最寄りの税務署にお問い合わせください。

7. 納付期限

課税事業者は前述した法人税と同様に原則的に課税期間（事業年度）の末日の翌日から 2 か月以内に確定した消費税の計算の基礎となった書類（消費税申告書）を税務署に提出することが義務づけられています。よって法人税と同様にその申告に係る消費税を 2 か月以内に納付しなければなりません。

また輸入取引に関しては原則として課税貨物を保税地域から引き取る時まで、輸入申告書と併せて税関長に消費税の申告書を提出し、その引取りに係る消費税を納付しなければなりません。

5-3-3. 源泉所得税（源泉徴収義務）

日本において特定の所得に対しては源泉徴収制度を採用しています。所得税法において会社が従業員などに給与などを支払う際には、その給与などの金額に応じて税法によって定められている所得税額を会社が徴収し、原則的にその徴収の日の属する月の翌月 10 日までに、会社がその従業員などから徴収した所得税を国に納付しなければならないと定められています。

これが源泉徴収制度です。つまり会社が従業員などに給与などを支給する場合は、このように源泉徴収義務が生じます。ここでは会社が源泉徴収しなければいけないもの、及び逆に会社が源泉徴収されるものについて解説を行っていきます。

- ① 〈会社が源泉徴収しなければならないもの〉
 - a) 会社役員、従業員に対する給料及び賞与
 - b) 会社役員、従業員に対する退職金

- c) 税理士、会計士、労務士、弁護士などに対する報酬
 - d) 個人に対する講演料、原稿料など
 - e) 個人に対する賞金など
 - f) 株主配当金
- ② 〈会社が源泉徴収されるもの〉
- a) 預貯金、公社債の利子
 - b) 貸付信託、金銭信託、公社債投資信託の分配金
 - c) 株式配当金、証券投資信託の分配金
 - d) 割引債の償還差益
 - e) 定期積金の給付補填金など

会社は上記①に該当するものを支払う際には源泉徴収を行い、その徴収の日の属する月の翌月 10 日まで国に納税し、上記②に該当するものを得る場合は源泉徴収された後の金銭が得られることとなります。また、その徴収された所得税は法人税の前払として、法人税の申告時に精算され税額控除されるか、国から還付されることとなります。

5-3-4. 固定資産税、都市計画税、事業所税

固定資産税、都市計画税は会社の儲けに関係なく、特定の資産を取得したり、保有していることにより課税される地方税です。事業所税は市内において所在する事業所などに対して事業所の床面積などに応じて課税される地方税です。ここではこの3つの税について解説していきます。

1. 固定資産税

固定資産税とは、固定資産（土地・建物・償却資産）の所有者にかかる税金です。償却資産とは土地建物以外の有形固定資産のことをいいます。よって会社がもし土地や建物を購入した場合は会社の儲けに直接関係なく固定資産税の納税義務が生じます。

（1）納税義務者

暦年で毎年 1 月 1 日現在において、市内に固定資産を有している人、つまり毎年 1 月 1 日現在において、土地や建物の登記簿や課税台帳に登記や登録されている人（法人も含む）が納税義務者となります。

（2）固定資産税の計算の仕組み

固定資産が存在する場所の地方公共団体（博多区に所有する固定資産が存在するのであれば博多区）によって、土地・建物については法律にしたがい評価された価格が決定し、その価格をもとに課税標準額が算出され、その課税標準額に税率 1.4% を乗じて税額が決定します。償却資産については法律にしたがいその有形固定資産を取得に要した金額（取得価額）を基礎として課税標準額が算出され、その課税標準額に税率 1.4% を乗じて税額が決定します。

$$\text{固定資産税} = \text{課税標準額} \times 1.4\%$$

（3）免税制度

同一区域内（博多区であれば博多区）に同じ人（同じ会社）が所有する土地・家屋・償却資産のそれぞれの課税標準額の合計が下記の金額未満となる場合は、固定資産税は免税となります。

土地	課税標準額の合計	30万円未満
家屋	課税標準額の合計	20万円未満
償却資産	課税標準額の合計	150万円未満

(4) 納付期限

区役所から送付された固定資産税の納税通知書に基づき、算出された年税額を4月末、7月末、12月末、2月末の年4回に分割し、各々の期日に応じて納付しなければなりません。

2. 都市計画税

(1) 納税義務者

固定資産税の納税義務者のうち暦年で毎年1月1日現在、市街化区域内に土地・家屋を所有している人（法人）が納税義務者となります。

(2) 都市計画税の計算の仕組み

都市計画税は固定資産税と同様の方法によって算出された課税標準額に税率 0.3%を乗じて税額が決定します。

$$\text{都市計画税} = \text{課税標準額} \times 0.3\%$$

(3) 免税制度

固定資産税と同様の取扱で固定資産税が免税の場合は都市計画税も同様に免税となります。

(4) 納付期限

固定資産税と合わせて納付することとされています。

3. 事業所税

固定資産税と同様に会社の儲けに直接関係なく、事業所の床面積や従業員数に対して課せられる税金です。

(1) 納税義務者

事業所など（事務所、店舗、工場など）において事業を行う法人や個人が納税義務者となります。

(2) 事業所税の計算の仕組み

事業所税は資産割と従業員割とに区分され、資産割の課税標準となる数値は課税標準の算定期間（法人は事業年度、個人は暦年）の末日現在における事業所などの床面積の合計になります。この課税標準額（事業所の床面積）に600円を乗じて税額が決定されます。資産割＝事業所総床面積×600円、従業員割は課税標準の算定期間中に事業所などの従業員に支払われた給与総額に0.25%を乗じて税額が決定されます。

$$\text{従業員割} = \text{従業員給与総額} \times 0.25\%$$

この資産割と従業員割を合計した税額が事業所税額となります。

(3) 免税制度

資産割は市内の事業所などの床面積の合計額 1,000 m²以下である場合は免税となり、従業員割は市内の事業所などの従業員の合計額が 100 人以下である場合は免税となります。

(4) 納付期限

事業所税の納税義務者は法人の場合、事業年度が終了した日から2か月以内に事業税の

算定の基礎になった書類（申告書）を市へ提出する義務があります。よって納付期限もその申告期限と同様の取扱となります。

5-4. 税金に関する相談先

5-3において解説した税金は日本において会社の運営を行っていく上で知っておくべき必要最低限の税金です。この他にも会社に関係する税金はかなり存在します。日本の税制を容易に理解することは非常に困難である一方で、誤った税金解釈を得た場合には、会社に多大な被害が発生する可能性もあります。こういった税金に関する諸問題の無料相談先としては、国（税務署）や地方公共団体（県税事務所、市役所や区役所）に税金に関する相談窓口が存在しますので、税金について不明な点や判断に迷う場合は相談することも可能です。また、こういった行政機関の他にも有料ではありますが、税理士、会計士といった職業専門家と顧問契約を結び税金に関する問題に即座に対応できる形をとっておく必要もあるでしょう。




福岡県における会社の国税、地方税に関する相談窓口

福岡県における会社の国税、地方税に関する公共機関の相談窓口

福岡国税局 税務相談室（国税）	TEL：+81-92-411-0124
博多県税事務所（地方税）	TEL：+81-92-473-8311（代表）
東福岡県税事務所（地方税）	TEL：+81-92-641-0201（代表）
西福岡県税事務所（地方税）	TEL：+81-92-735-6141（代表）
福岡市役所（地方税）	TEL：+81-92-711-4111（代表）
対応可能言語：日本語	

6. 生活環境の整備



日本に滞在してある程度の期間を経ると、ホテルやウィークリーマンションといった仮住まいから、日本での生活の拠点となる住まいを探すことになるでしょう。また日本に長期滞在する場合、家族を呼び寄せることも多いでしょう。家族で住むことができる家や環境の準備を整えるとともに、それらにかかる時間を考慮して、家族を呼び寄せるための手続きを開始して下さい。

ここでは、住居の賃貸、主な健康保険の加入、家族呼び寄せ、日本の教育体制、自動車免許の切替え、家族の在留資格と福岡市での非日本語教育環境等について説明しています。



6-1. 住居の賃貸

まず、部屋を借りるときの様々な費用や住宅用語についての説明をします。中には日本独特の商習慣に基づいた費用や用語もありますので注意が必要です。「敷金」は未納家賃の補充や退去後の部屋の修繕のために、あらかじめ家主に預けるお金で、家賃の数か月分（1～4か月分）に相当し、退去時に差額が返還されます。「礼金」は部屋を借りる時に、お礼として家主に払うお金で、家賃の1、2か月分に相当します。ただし、福岡では一般的に「礼金」を払うことはありません。その代わりに、敷金のうち一定の部分を退去時に返還しないことを契約時点で特約する「敷引」が行われます。「手数料」は不動産業者に渡す仲介手数料のことで、家賃の1か月分です。「共益費」はアパートなどで外灯などの共用部分の維持管理のために、世帯ごとに負担するお金で、入居者全員が支払います。家賃に含まれている場合もあります。

次に部屋の間取り図を見るときの説明です。「～畳」というのは部屋の面積を示す単位で、1畳は畳1枚分の広さを意味し、約180×90cmの広さです。「～坪」というのもやはり面積を表す単位で1坪は3.3㎡≒2畳です。「畳」が主に部屋の面積に使われるのに対して、「坪」は土地の面積に対して使われることがほとんどです。

最後に、契約時に必要な「連帯保証人」には家賃滞納などの負債を家主に弁済する義務が課せられます。しかし、連帯保証人の代わりに「保証金」によって部屋を貸すシステムを採用している不動産業者もあります。

実際に不動産業者と物件の下見を行い、住む物件を決めたら、①入居申込書を提出し、同時に住民票、所得証明書、連帯保証人の氏名や連絡先を提出します。②賃貸借契約の締結をします。この時連帯保証人（家賃滞納などの債務を負担しなければならない）もいっしょに契約をします。さらに、敷金・礼金・手数料などを払います。また、賃貸借契約書を交わす時は、契約の内容をしっかりと確認、納得してから契約書を取り交わして下さい。不明な点はかならず確認してから契約しましょう。契約書は一般的に日本語のみで書かれていますので、日本語のできる人を連れて行くほうがよいでしょう。また、この契約書は契約期間、契約内容、敷金などの証拠となりますので、契約が終わり、退去後家主との精算が済むまで大切に保管して下さい。③電気・水道の使用手続きを行います。

6-2. 家族呼び寄せ

6-2-1. 家族の在留資格

家族を日本に呼び寄せるためには、日本に来る家族が「家族滞在」ビザの発給を受ける必要があります。この「家族滞在」ビザで家族（配偶者や子供）を呼べるのは、教授、芸術、宗教、報道、経営・管理、法律・会計、医療、研究、教育、技術・人文・国際、企業内転勤、興行、技能、文化活動、留学（日本語学校等において教育を受ける場合を除く）の各在留資格を持っている人だけです。

「家族滞在」ビザの申請は、①日本に滞在している夫（妻）が家族の在留資格認定証明書を入国管理局で交付してもらい、それを本国の家族に送付して領事館に申請する方法と②現地の領事館で直接家族滞在のビザ申請をする方法があります。ただし、在留資格認定証明書の交付を受けてビザの申請をする場合は、在留資格への該当性と上陸許可基準への適合性についての審査は既に終了している、とみなされるために②よりも①のほうが早め

にビザの発給を受けることができます。

「家族滞在」在留資格認定証明書交付申請についての必要書類は、①申請書、写真（縦4 cm、横3 cm）1枚、②扶養者との身分関係を証明する書類（次のうちいずれか）、戸籍謄本・婚姻届受理証明書・結婚証明書・出生証明書、③扶養者の在留カードまたは旅券の写し、④扶養者の職業及び収入を証明する書類となっています。

6-2-2. 資格外活動許可申請について

日本に「家族滞在」の在留資格で滞在している配偶者や子供が、日本で就労する場合資格外活動許可申請を行い、在留カードの裏面の「資格外活動許可欄」に「許可（条件記載されます）」の記載を受ける必要があります。

「家族滞在」在留資格で在留する場合、経営・管理、法律・会計、企業内転勤など前述の在留資格をもって在留するものの扶養を受ける配偶者または子として行う日常的な活動のみが認められています。ちなみにここでいう日常的な活動とは、子供が教育機関において教育を受ける活動なども含まれています。そのため、子供が日本の学校に入学するにあたり「留学」への在留資格変更の申請は必要ありません（ただし、家族滞在ビザの有効期間内）。しかし、収入を伴う事業を運営する活動や報酬を受ける活動は含まれていないため、資格外活動許可の交付を受けずに就労や報酬を受けるような活動を行った場合は、処罰の対象となりますので十分注意して下さい。

必要書類は、①資格外活動許可申請書、②資格外活動の具体的な内容を明らかにする書類、例えば雇用契約書や雇用先の事業案内書など、③在留カード、④旅券、在留資格証明書などの提示となっています。なお資格外活動許可証が交付された場合、週28時間以内、かつ1部業種を除く範囲で就労が可能です。

6-3. 主な健康保険の加入と医療費の負担

健康保険の種類は、主に民間企業に雇用されている人及びその家族を対象とする健康保険と国民健康保険の2種類です。家族滞在の在留資格をもつ方は、配偶者が勤めている会社の健康保険に入る場合が多いようです。日本の国民健康保険は、3か月を超えて在留資格があること、または在留資格が「興行」、「技能実習」、「家族滞在」、「特定活動」の方で、客観的な資料等により3か月を超えて日本に滞在すると認められることが加入要件になっています。また、日本で民間保険に加入する場合は、生命保険会社、損害保険会社などにお問合せ下さい。損害保険、医療保険、火災保険などは外国人にも販売されているものがあります。

住民登録済みで職場の健康保険に未加入の人でも、国民健康保険には加入しなければなりません。国民健康保険の加入者は、病気、怪我などで病院や診療所に行った場合、医療費総額の20～30%を支払うだけでよいことになります。残りの70%～80%は、加入者の納付する保険料や国・県の補助金と福岡市からの繰入金などでまかなわれています。ただし、国民健康保険では認められていない、高額で特殊な治療薬を使った治療などは全額自己負担となります。住民登録をした区役所の保険年金課にて加入の申請をします。その際、在留カードが必要です。

同居する家族がいる場合には、家族もいっしょに加入することになります。健康保険証

に家族の名前が書き込まれているかどうかを、よく確認して下さい。健康保険の保険料は、住んでいる市町村によって異なります。また引越しをしたら新しい住所の役所で新しい保険証の交付を受けて下さい。

6-4. 福岡市における外国人子女の教育環境

6-4-1. 日本の教育体制

日本では公立・私立ともに小学校（6年間）、中学校（3年間）、高等学校（3年間）、大学（4年間）もしくは短期大学（2年間）や各種専門学校などが設置されています。小・中学校の9年間は義務教育で、その前段階として保育園や幼稚園があります。ただし、日本に滞在する外国人については、義務教育の就学義務は課されていませんが、公立学校において、義務教育を受けることを希望する場合には、すべてこれを受け入れることになっています。また、日本には飛び級制度はありません。

4月から翌年3月までを1つの学年とし、4～8月を1学期、9～12月を2学期、1～3月を3学期と呼び1年を3つの学期に分けています。またそれぞれの学期の間には長期の休暇があります。大学は一般的に4月～9月までを前期、10月～3月までを後期としていますが、各大学によって若干の違いがあります。

1. 保育園

保育園は0才児から小学校入学前までの児童を保育する場所です。両親が共働きであったり、出産休暇・育児休暇を終えて職場に復帰することを考えている、もしくは子供をあずけて働きたいと考えている人達が比較的多いようです。

福岡市には現在、公立・私立の保育園があり、その保育料は保護者の収入や子供の年齢によって異なります。

保育時間：平日 午前7：00～午後6：00まで
土曜 午前7：00～午後4：00まで

（より長時間の保育を必要とする場合には、延長保育できるところもあります）

2. 幼稚園

2年保育と3年保育をしているところがあり、それぞれ満4歳・満3歳から入園でき、小学校入学前までの児童を保育する場所です。公立幼稚園と私立幼稚園があり、特に私立幼稚園は学校法人や宗教法人が設置・運営しているために、それぞれが独自の方針を打ち出し、個性化を図っていますが、教育の内容は公立幼稚園と同じ教育要領にのっとり行われます。各幼稚園によって事情が違いますので、事前に確認して下さい。

3. 小学校・中学校

公立の場合、通学する小・中学校は居住地ごとに決められています。授業料や教科書代は不要ですが、補助教材費や給食費が必要です。公立小・中学校への入学に際しては居住地区の区役所市民課にお問合せ下さい。

4. 高等学校

日本の中学校を卒業したという証明、または外国で9年間学校に通った証明が必要となります。インターナショナルスクールの卒業生に対して、特別な条件が適用されることもあります。私立の小・中・高等学校については各学校に直接お問合せ下さい。また福岡市内の私立の高校、大学のリストがレインボープラザにあります。

5. 大学

日本の大学に入学する条件としては、①日本もしくは外国の高等学校を卒業していること、②大学入学資格検定試験に合格していること、③日本政府文部科学省が定めるインターナショナルスクールまたはナショナルスクールを卒業していることのいずれか1つの条件を満たしていなければなりません。また、福岡市にある大学の多くは積極的に外国人留学生を受け入れています。詳しくは各大学のホームページで検索するか、直接お問合せ下さい。

6-4-2. 非日本語教育環境

家族が実際に日本に滞在する場合、その子弟の教育が非常に重要な問題となるでしょう。特に今までと違う言語、文化、環境の中で教育を受けることとなりますので、戸惑うこともあるかもしれません。ここでは、日本の学校の外国人子弟の受け入れと英語による教育について記述します。

1. 福岡市立小・中学校での外国人子女に対するサポート

福岡市では、日本語指導を必要とする児童生徒に対し、入学・編入した学級で、学習や学校生活に早くなじみ、自ら主体的に生活ができるよう指導体制を整えています。市内に日本語サポートセンター、集中教室、日本語指導担当教員配置校を設置し、日本語指導の一層の充実をめざしています。

2. 福岡インターナショナルスクール

現在、福岡市で日本語以外による教育を受けられるところとしては、福岡インターナショナルスクールがあります。幼稚園から高校までのクラスがあり、授業は英語を使って行われ、アメリカの教育カリキュラムが採用されています。

お問合せ先 学校法人福岡国際学園 / 福岡インターナショナルスクール

〒814-0006 福岡県福岡市早良区百道3-18-50

TEL : +81-92-841-7601 FAX : +81-92-841-7602

対応可能言語 : 英語・日本語



[Link](#)

6-5. 自動車運転免許と車の事情

6-5-1. 自動車運転免許の切替え

日本で外国の運転免許から日本の運転免許に切り替えるためには、外国で運転免許証を取得した後、その国に3か月以上滞在していれば、基本的にその免許証は有効と認められます。その後に、適性試験と知識及び技能の確認を受けることとなりますが、2016年3月5日現在、知識及び技能の確認免除国 25 か国と 2 地域がありますので、事前にご確認ください。また、筆記試験は英語と中国語で受けることができますが、できるだけ日本語のできる友人や知人に同行してもらった方が良いでしょう。なお、国際運転免許証から日本の運転免許証への切り替えはできません。

外国の運転免許証を日本の運転免許証に切り替えるために必要なものは、次の通りです。

①有効な外国の免許証、②パスポート、③外国の運転免許証の翻訳（領事館か JAF<日本自

自動車連盟>での翻訳文しか認められていない)、④写真2枚(30mm×24mm)、⑤手数料(普通車6,000円くらい)、⑥本籍が記載された住民票(住民基本台帳法の適用を受けない方は、住民票の代わりに旅券、外務省の発行する身分証明書または権限のある機関が発行する身分を証明する書類で、現在の住所が確認できるもの)が必要です。国際運転免許証があるならそれも持参した方が良いでしょう。

以上のものを持って申請に行きます。申請をする場所は、福岡自動車運転免許試験場です。

6-5-2. 車の保有

乗用車は、普通車、小型車、軽自動車の3つに分類されます。この分類はエンジンの排気量とボディーサイズによって決まり、税金や保険料、有料道路の通行料などが違い、一般的に普通車が一番高く、軽自動車が一番経済的です。日本で自動車を所有する場合、次の手続きが必要です。

1. 「登録」について

自動車を購入した時、自動車を売買して所有者が変わった時、所有者の住所と氏名が変更した時、自動車の使用をやめる時などには、陸運支局で登録手続きが必要です。その際、手数料が必要になりますが、自動車販売店に手続きを代行してもらうのが一般的です。また、印鑑登録証明書が必要ですので、お住まいの区役所で印鑑登録証明書の交付を受けて下さい。

2. 車庫証明(自動車保管場所証明・保管場所届出)

自宅から直線距離で2km以内の場所に自動車の保管場所(車庫)を確保しなければなりません。保管場所を管轄している警察署で手続きを行うと保管場所標章が交付されますので、それを自動車の後面ガラス部分などに貼り付けます。また車庫を変更するときなどは届け出が必要です。申請は自分で行ってもよいですが、手数料を払えば自動車販売店が手続きを代行してくれます。

3. 車の税金

(1) 自動車税

毎年4月1日を基準に自動車の所有者に課税されます。排気量や用途により課税額が決まっており、自家用の普通車・小型車の場合、年額29,500円以上が必要です。毎年5月の下旬頃に納税通知書が送付されますので、5月末までに最寄りの金融機関から納付しましょう。万が一、期限に遅れると、延滞金がかかります。また軽自動車は軽自動車税が課税されます。

(2) 自動車重量税

車検の際に自動車の重量に応じて課税されます。車検や届出の時に納付します。

(3) 自動車取得税

新車、中古車関係なく、自動車を取得した場合に課税されます。自動車の登録時に納付します。

(4) 車検

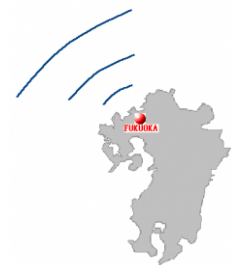
自家用乗用車は2年ごと（新車の場合は3年）に安全のために必ず検査（車検）を受けなければなりません。車検を受けなければ、その自動車は使用することができません。車検は、陸運局により承認されている自動車修理工場で行われます。その際に、自動車重量税納付書、自動車税納付証明書、自動車賠償責任保険証明書などが必要です。もしも車に詳しくれば、自分で自動車を点検・整備し、国の検査場に継続検査を受けに行く方法もあります。車が検査にパスしたら、車検済みであることを証明するステッカーがフロントガラスに貼られます。

7. 事業の拡大



日本での投資がある程度成功し、規模の拡大や経営の多角化を目指す企業も出てくると考えられます。

ここでは、フクオカベンチャーマーケット、福岡市におけるM&Aの活動と斡旋事業の内容、福岡市商工金融資金制度、福岡証券取引所への上場などについて説明しています。





7-1. フクオカベンチャーマーケット

事業を経営するにあたって、資金の調達や販路の拡大、ビジネスパートナーを探すことは、経営者にとって非常に重要な課題だといえます。福岡県でそのような課題を解消する場としてフクオカベンチャーマーケット（FVM）があります。FVMは福岡県ベンチャービジネス支援協議会が開催しているベンチャー企業とビジネスパートナーとのマッチングの場です。福岡県ベンチャービジネス支援協議会は、ベンチャーキャピタル、銀行、商社、メーカー、証券会社、監査法人、生保・損保、地方自治体、ベンチャー支援財団など200を超えるビジネスパートナーで構成されています。

FVMでは福岡を発信源として、ベンチャー企業が資金調達、販路拡大、業務提携を目的としてプレゼンテーションを行っています。プレゼンテーションを行った企業の約7割に商談の声がかかり、そのうちの約3割が商談成立しています。新しい製品、技術、サービスをアピールできるベンチャー企業にとっては資金調達、販路拡大、技術提携、ビジネスパートナー探しなどに最適の場と考えられます。

毎月1回開催されるマンスリーマーケットでは、事前に申し込みをされたビジネスプランの中から選ばれたベンチャー企業10～20社がビジネスプランのプレゼンテーションを行っています。プレゼンテーションを聞くために、福岡県ベンチャービジネス支援協議会の会員を中心にベンチャー企業の経営者などが約80名来場しており、興味のある企業のプレゼンテーションを聞き、自由に商談を行っています。

なおプレゼンテーションの申し込み、参加は無料で行うことができます。過去のプレゼンテーション企業の事業概要などについて詳しくはホームページをご参照下さい。

	福岡県ベンチャービジネス支援協議会 ベンチャーサポートセンター
〒810-0001 福岡市中央区天神1丁目11-17 福岡ビル4F	
TEL : +81-92-725-2729	FAX : +81-92-725-2796
対応可能言語 : 日本語	 Link

7-2. 福岡市創業者応援団事業

1. 支援対象者

創業期の企業または個人から、創業しておおむね10年未満の中小企業者を対象としています。相談や事業計画の発表などは、創業者本人が日本語で行って下さい。

2. 支援の内容

福岡市創業者応援団は、福岡市で起業する情熱とアイデアにあふれた創業者の夢の実現を応援する人々のネットワークです。福岡市創業者応援団のメンバーで福岡を拠点に事業を展開している経営者や中小企業診断士、公認会計士などの専門家の協力を得ながら、創業者の成長段階に応じたきめ細かい支援や様々な人との出会いの場の提供を行います。

(1) ビジネスプラン総合相談会

創業者の事業計画の総合的なブラッシュアップを図ることを目的に、経営者、専門家などのアドバイザー（6名程度）の前で事業計画を発表し、各アドバイザーから経営戦略や課題解決のヒントについて助言を受けることができます。また、相談会終了後にはアドバイ

ザーとの交流会もあります。受付は随時行っています。

(2) ステップアップ助成事業

成長性の高い事業計画をもつ創業者に対して、成長のための課題改善に要する資金として創業者育成補助金を交付し、併せて無料で専門家を派遣することにより成長を支援する事業で年に1回募集を行っています。

事業計画の最終審査は、福岡を拠点に事業を展開している経営者などで構成する「ビジネスプラン評価会」が行い、成長性が高い事業計画を有する創業者を「福岡市ステップアップ最優秀賞」に認定します。

(3) 経営を語る会 ～創業者と経営者・専門家などが語り合う“2WAY MEETING”～

経営者と専門家を講師とコーディネーターに迎えて、創業者に必要な理念や企業経営などについて、創業者と経営者が双方向で語り合う会で、1年に1回程度開催しています。

(4) 創業者フェア

「福岡市ステップアップ助成事業」の表彰式や受賞者によるプレゼンテーション、地元の経営者による講演会などを行う「創業応援団フォーラム」、さらに創業者の商品・サービスのプレゼンテーションや創業者応援団との交流会（有料）を開催しています。

なお、上記支援事業については全て利用料無料です。



福岡市経済観光文化局

創業・立地推進部創業・大学連携課

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1 福岡市役所14F

TEL：+81-92-711-4455

FAX：+81-92-711-4354

対応可能言語：日本語



[Link](#)

7-3. 事業の多角化とM&A

企業が一般的に行う拡張方法は2種類に分けられます。1つは会社自身で新しい工場を建設し、新市場を開拓することで、もう1つは既に現存している会社の工場や市場を手に入れること、つまり、M&A方式です。M&Aとは、Merger（合併）とAcquisitions（買収）の略称で、狭義には企業の合併と経営支配権の全部またはその一部の取得を目的としたTOB（株式公開買付）を意味します。広義には業務提携を目的とした資本参加、会社の合併、営業譲渡なども含みます。ライバルが多く、競争が激化している中で、新工場建設方式を採用するのは得策ではありません。新工場が既に飽和した市場に供給を増すばかりでなく、企業自身も重い融資負担を負わなければなりません。

成熟した先進国間の投資では、一般的に企業を創業するよりも低コストでM&Aの手段をとり、事業展開するケースが多くあります。その理由は合併・買収の方が、投資が迅速に行われ、初期投資リスクが小さく、既存の資源の活用にもなるという利点があるからです。

近年では、福岡商工会議所などが中小企業のM&Aを支援しているほか、中小企業専門のM&A仲介業者も出てきているなど、中小企業においてもM&Aが活用しやすくなってきています。福岡商工会議所では、会員企業を対象に、無料かつ秘密厳守でM&Aに関する相談を受付けており、正式申込があった場合は、福岡商工会議所に登録したM&A取扱事業者を通じ、M&Aの相手先企業を探し出し斡旋しています。

M&Aを実施するためには、法律、税務、労務、不動産鑑定、会社設立など、様々な分野の専門知識が必要となります。そのため中小企業が単独でM&Aを実施することは困難であり、M&Aをスムーズに行うために仲介機関を利用するのが一般的です。仲介機関を通じてM&Aを行う場合の主な手順は以下の通りです。

1. 売り手企業の主な手順

(1) 個別相談

事業の譲渡という重大な問題については、秘密保持に配慮するために、M&A仲介機関に相談するのが実務的です。主な相談先としては、福岡商工会議所、取引金融機関、証券会社及びM&A専門の仲介業者などがあります。

(2) 顧問契約と仲介機関へ資料の提供

正式に相手の探索や相手との交渉などを委託する場合は、顧問契約を締結します。顧問契約を締結してから、仲介機関へ①会社案内、株主名簿など、②決算書、税務申告書など、③組織図、社内諸規定など、④製品カタログ、販売実績など、⑤各種保険、販売、賃貸借などの契約書、⑥不動産登記簿謄本、固定資産評価証明書などの資料を提供します。

(3) 候補先選定

仲介機関に自社を理解してもらい、相手先探索に必要となる資料を提出し、候補先の選定を行います。候補先選定にあたっては、M&Aの相乗効果が期待できる候補先、打診を希望する候補先、打診を避けたい候補先などを勘案して、リストを作成します。

(4) 候補企業への打診

作成した候補先リストの優先順位に従って、候補先に打診を行っていきます。

2. 買い手企業の主な手順

(1) 自社の経営戦略上の位置付け

自社のM&Aによる短期的意義、長期的展望、問題点とコスト、社内体制の確立など、自社の経営戦略を明確にしていくことが重要です。

(2) 事業調査報告書の作成

最初は、企業が特定されないよう匿名で作成された事業調査報告書を作成します。事業調査報告書が不十分になると、多くのトラブルが起りやすくなるため、厳密に行われることが大切です。この資料から該当企業の買収が、自社の戦略などに合致しているかを判断します。

(3) 秘密保持契約の締結



売り手に関する具体的な資料の開示を受けるには、仲介機関と秘密保持契約を締結することが必要です。

(4) 顧問契約の締結

検討と交渉に入る場合には、買い手候補は仲介機関と顧問契約を締結し、売り手との交渉業務を仲介機関に委託します。これにより買い手候補は、さらに詳細な資料の開示を受け、自社にとってのM&Aのメリット、買収金額の概算を算定します。M&Aを成功させるには、ここで綿密に検討しておくことが大切です。

M&Aが成約したら、申込企業は仲介機関に成功報酬を支払います。その金額は申込企業が売り手の場合、M&A専任契約を締結した時点で、仲介機関に対する着手金数十万円の支払いが必要となります。その後、M&Aが成約した場合は、譲渡価格によって、成功



報酬の割合は一般的に譲渡価格の2%～5%となります。消費税別と成功報酬の最適制限を設けることがあります。申込企業が買い手の場合、一般的に着手金及び成功報酬の額は、仲介機関と協議して決定します。

 **福岡商工会議所商工振興本部集客・産業振興グループ**
〒812-8505 福岡市博多区博多駅前2-9-2
TEL：+81-92-441-1118 FAX：+81-92-441-1149
対応可能言語：英語・日本語  [Link](#)

7-4. 福岡証券取引所での上場

福岡市には証券取引所があり、一定の要件を満たせば上場することができます。福岡証券取引所（以下、福証と略す）への上場、またはベンチャー企業向けの株式市場である福証Q-Boardへの上場があります。福証は、1949年に設立された会員組織の法人で、全国5つの取引所（札幌・東京・名古屋・大阪・福岡）の1つです。これまで福証では、100社近い九州の地場企業を中心に、その資金調達の間として、地域経済の発展に貢献しています。九州の行政・財界を中心に、取引促進・新規上場促進のための活動や福証のみに上場している企業によって、流通に関する研究や会社説明会などのIR（Investor Relations）活動も行われています。2016年2月15日現在、福証の上場企業は111社となっています。そのうち、福証単独上場企業が31社です。

なお、2000年5月のベンチャー企業向け新市場「Q-Board」の創設、2002年4月には立会外取引制度の導入を行いました。また、上場を目指す企業は一般的に九州・沖縄・中国及び四国地方に事業拠点がある企業です。さらに2010年4月からは外国株上場制度の運用を開始し、今後も、会員・投資家・上場企業のニーズに応え、魅力ある市場となるよう、種々の施策に取り組んでいます。上場する企業はまず、引受証券会社が必要となり、さらに監査法人などによる監査報告書が必要です。有価証券の上場、上場までの主な流れ、上場管理、上場廃止などについては、福証のホームページに詳しく掲載されていますので、ご参考下さい。

 **証券会員制法人 福岡証券取引所**
〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神2-14-2 福岡証券ビル3F
TEL：+81-92-741-8231（代） FAX：+81-92-713-1540
対応可能言語：英語・日本語  [Link](#)

7-5. 福岡各種業界団体の加入

7-5-1. 福岡商工会議所

商工会議所は「商工会議所法」に基づいて組織運営が定められた特別認可法人の一種です。地域内における商工業の振興発展に努めるとともに、地域の商工業者の世論を代表する公的な性格をもつ地域総合経済団体です。

商工会議所は現在、全国各地に500余りありますが、この中でも福岡商工会議所は、1879

年に東京・大阪などに続いて全国第6番目の会議所として創立されました。福岡商工会議所は福岡市内（早良商工会地区・志賀商工会地区を除く）を対象とし、地域経済の振興と魅力ある地域社会の創造に向け、地域経済界を代表して大型プロジェクトの促進や国際交流、国の政策に対する意見・要望活動などを行うとともに、会員に直接役に立つ各種サービスを実施するなど、幅広く活発な事業活動を展開しています。

会員の対象は福岡市内で営業所、事務所、工場その他の事業所を有し、営業を行っている商工業者です。法人は資本金額を、団体は予算額をそれぞれ基準とし、基準会費表（例えば、資本金500万円の場合、会費は年間15,000円となります）に基づいて会費を負担します。特定商工業者（資本金または払込済出資総額が300万円以上の法人及び従業員数が20人〈商業・サービス業は5人〉以上の法人または個人）に該当する企業は、会費とは別に負担金（年額4,000円）が必要です。

会員に対しては、経営相談、融資・補助金・助成金、会員交流、人材育成・募集、IT支援、講演会・セミナーなどの経営サポートを始め、パソコンスクール、ビジネス実務研修、メールマガジン、月刊誌の発行なども行われます。



福岡商工会議所会員サービス部会員組織・共済グループ

〒812-8505 福岡市博多区博多駅前2-9-28

TEL：+81-92-441-1114

FAX：+81-92-411-1600

対応可能言語：英語・日本語



[Link](#)

7-5-2. 福岡貿易会

貿易の振興による地場産業の浮揚や福岡空港、博多港の発展を図る団体です。福岡貿易会への入会には、原則として福岡県内に事業所をもち、現在貿易を行っている、もしくは将来行うことを予定している企業、または貿易関連の製造、金融、運輸、商事などを営む企業が対象です。

会員には、無料の貿易相談や様々な情報の提供、各種研修への参加などの会員特典があります。入会金は5,000円で、会費は1口で年額30,000円となっています。



社団法人 福岡貿易会

〒812-8505 福岡市博多区博多駅前2丁目9番28号 福岡商工会議所ビル7F

TEL：+81-92-452-0707

FAX：+81-92-452-0700

対応可能言語：英語・日本語



[Link](#)

その他に、会員制の各業種組合、異業種交流会などが多く存在しています。

7-6. 福岡市商工金融資金制度

福岡市では、市内で事業を営む中小企業の方々が必要とする事業資金を、長期・低利でご利用いただくため、福岡市商工金融資金制度を設けています。

http://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/keieishien/business/syohizei_2_2.html



福岡市経済観光文化局 経営支援課

〒812-0011 福岡市博多区博多駅前2丁目9番28号
福岡商工会議所ビル2階


TEL : +81-92-441-2171

FAX : +81-92-441-3211

対応可能言語 : 日本語

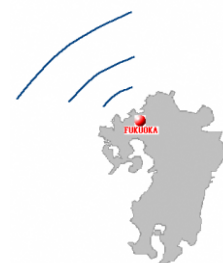


8. 資料集



福岡市は地理的な利便性を背景に古来より今日に至るまでアジアと日本の交流の窓口としての役割を果たしてきました。毎年多くの国際イベントや国際会議が開催され、各国との人的・経済的交流の盛んな開かれた国際都市であり、「アジアへの窓口」と呼ばれています。近年は、福岡アジアビジネス特区を設置し、外国人技術者の受け入れを促進して外国企業誘致モデル地区に選ばれるなど、日本におけるアジアビジネスの拠点となっています。

ここでは、福岡市の概況と流通、福岡市立地交付金についての紹介、関係機関の連絡一覧表と、万が一、日本での事業が失敗してしまった場合の知識として、会社解散から清算の流れなどについて述べています。



8-1. 福岡市の概況と流通

福岡市は九州北部に位置する人口 154 万人（2016 年 2 月現在）の九州最大の都市です。気候は温暖で、年間の平均気温は 17℃前後と比較的温暖であり、年間総降水量は 1,600mm 程度です。春は晴れの日が多くて暖かく、6 月から 7 月にかけて梅雨に入ります。梅雨が明けたら一日の最高気温が 30℃を越え、湿気も多い夏が 9 月の終わり頃まで続きます。秋は快適な気候で樹木の紅葉も美しく過ごしやすい季節ですが、台風シーズンが 9 月から 10 月の終わり頃まで続きます。冬は最低気温が 0℃よりやや低くなることもあり、雪が降ることもあります。

福岡市は九州、山口 1,500 万人のマーケットの中心都市であり、空港、港、地下鉄、電車、バスなどの交通の便が非常によい上に、地価の下落でオフィスの賃貸料などのビジネスコストも相対的に低下しており、雇用については、流動型雇用で転職が一般化したことで能力の高い経験者を採用することも可能になりました。

さらに福岡市は九州の主要都市を始め全国各地とも高速道路や J R などの鉄道・新幹線または飛行機により、直接結ばれています。福岡はアジアから日本各地への陸上、海上、航空輸送の中継地点として幅広いネットワークを形成しています。

なお福岡市の概要については、福岡市ホームページ（英語、中国語、韓国語対応）をご参照下さい。

8-1-1. 福岡空港

九州最大の国際空港である福岡空港は、九州地区における空の窓口であり、航空輸送の拠点です。全九州の航空貨物のほとんどを取り扱う九州のハブ空港として機能しており、2016 年 2 月現在、国内線 26 路線、国際線 20 路線が就航しています。アジアを中心に海外の 17 都市と航空路線の直行便で結ばれています。特にソウル、上海、台北などの主要都市には、1 日に複数便が就航しています。福岡空港の国内外旅客者数取扱い、貨物取扱量及び貿易額は日本で 4～5 位と、九州を始め西日本を支える重要な国際空港です。

福岡空港の最大の特徴は都市部へのアクセスの良さです。市中心部と空港の距離 5 km、地下鉄でわずか 10 分です。また、博多港との距離もわずか 9 km で、都市中心部に近い両港が提供する航空と海上輸送を活用した高速サービスも魅力の 1 つです。

8-1-2. 陸上輸送

博多港で最大のふ頭「箱崎ふ頭」の直背後には、J R 貨物駅「福岡ターミナル」が立地しています。日本国内での陸上輸送で 500 km を超えるような長距離輸送では、トラック輸送よりも鉄道輸送の方がコスト・環境面でも注目されています。福岡ターミナルでは北日本（北海道）から南日本（鹿児島）までのダイレクト便が発着しています。

福岡なら国内各都市とトラックや鉄道、内航船、そして飛行機による多様な輸送モードが選択できます。また、環境へ配慮したモーダルシフトもスムーズに行えます。そのため、福岡では、日本各都市を結ぶ陸海空の物流網を利用した国際複合一貫輸送が可能です。

8-1-3. 博多港の港湾施設

博多港において、コンテナ貨物は東部に位置するアイランドシティと香椎パークポート

エリアで主に扱われています。完成自動車は香椎パークポート及び箱崎ふ頭で取り扱われています。年間約 160.7 万人（2015 年）の乗降客がいる外航旅客航路は中央ふ頭にある博多港国際ターミナルを利用しています。また、九州エリアで消費される量のおよそ 25%の小麦や大量の石油関連製品も博多港を通じて背後地に運搬されています。

博多港の主要相手国と地域は輸出入とも中国、アメリカ、韓国となっています。主要貿易品目は輸出がタイヤなどのゴム製品や完成自動車、再利用資材などで、輸入が家具装備品、麦、動植物性製造飼肥料などです。

1. 博多港の国際コンテナ定期航路網

博多港は日本海側の国内港で唯一、北米航路や欧州航路といった基幹航路が就航する港です。近年、貿易量が増え続ける中国との航路開設が相次いでおり、中国大陸との新しい貿易の窓口として注目されています。

2016 年 3 月 1 日現在、40 航路、月間 206 便の国際コンテナ航路が博多港に就航しており、そのうち 13 航路、月間 56 便が中国とのダイレクトコンテナ航路です。

2. 過去 10 年間のコンテナ貨物量の推移

博多港のコンテナ貨物取扱量は増加しており、日本国内でも成長著しい国際コンテナ港です。コンテナの年間取扱量（2011 年）は大阪港、神戸港に次いで日本で 6 番目にあたります。背後に九州エリアでの最大の消費地である福岡市を擁する博多港のポテンシャルは大変大きいものです。

3. 博多港の外国航路乗降人員

博多港の外国航路乗降人員は、年間 106.7 万人（2015 年）であり、1993 年以降、日本一の乗降人員を誇っています。国際旅客航路は韓国・釜山との旅客航路が一日 5～8 便就航しており、多くの日本人と韓国人が博多港と釜山港を行き来しています。

4. 博多港物流の拠点化

博多港は 2016 年 3 月現在、カメラライン（博多―釜山 デイリー運行）の外航航路と東京航路、沖縄航路などの内航航路の両方を有し、利便性の高い国内有数の物流拠点となっています。これらの航路は福岡・九州と各地をつなぐ高品質の輸送手段として利用され、地域経済の活性化に寄与しています。

5. 全国に先駆けて日本最先端の博多港物流 I T システム（HiTS）導入

コンテナ物流情報をインターネットを介してリアルタイムで取得できる情報サービスを全国に先駆けて導入しています。無料WEB（<http://www.hits-h.com/>）と携帯電話サイト（<http://www.hits-h.com/ija>）からご利用できます。

8-2. 福岡市立地交付金

福岡市内に立地される企業のために、福岡県の制度と併用できる各種の支援制度が設けられています。詳しくは、福岡市経済観光文化局創業・立地推進部までお問合せ下さい。申請にあたっては事前協議が必要となりますので、まずはご連絡下さい。

制度の対象となる分野等

対象分野等	摘要
①知識創造型産業 (ソフトウェア・デジタルコンテンツの開発等)	情報通信技術、自動車及びロボット等に関する研究及びソフトウェア等開発 / デジタルコンテンツ及びデザインの制作 / ナノテクノロジーを活用した研究開発 / システム L S I 設計等の半導体に関する研究開発 / 各種機械の設計 等
②健康・医療・福祉関連産業	医療機器、福祉機器、医薬品、保健機能食品等の研究開発 等
③環境・エネルギー関連産業	太陽電池、水素エネルギー等のエネルギーに関する研究開発 / リサイクル関連技術、土壌、水等の浄化に関する研究開発 / バイオテクノロジーを活用した研究開発 等
④グローバルビジネス (外国・外資系企業) (※1)	【日本初進出の場合】日本国内で初めて行う事業 【二次進出の場合】他の交付対象分野及び金融業等 (※2) の研究開発または役務の提供 ※いずれの場合も金融業以外の B2C 事業は対象外
⑤物流関連業	物流施設
⑥都市型工業	食品製造業、印刷業、金属・機械製造業等
⑦本社機能等	地域再生法第 5 条第 4 項第 4 号に規定する事務所、研究所、研修所であって、特定の部門または機能を有するもの ※生産や販売等を行う事業の用に供されるものは除く
⑧コールセンター等	電話等の通信回線と、顧客情報や商品情報を記録管理するコンピューター等を用いて、相談、案内、受注等の顧客管理業務や、データ管理、事務処理等の情報処理業務を集中的に行う部門又は事業

(※1) 外国企業(外国の法令により設立された企業、外国に主たる事務所を有する企業等) 及び外資系企業 (国内企業のうち、発行済株式の総数または出資総額の割合の 50% 超を外国企業等または外国人が保有する企業等) が対象。

(※2) 法に定められた免許等を受けた銀行、保険会社、監査法人、証券会社等が対象。

制度の詳細について、分野①～④は、次のページをご参照ください。分野⑤～⑧はお問い合わせください。

研究開発用オフィス(IT・デジタルコンテンツ・医療・環境等) 外国・外資系企業のオフィス

1. 対象事業

対象分野	主な事業
知識創造型産業 (ソフトウェア・デジタルコンテンツの開発等)	情報通信技術、自動車及びロボット等に関する研究及びソフトウェア等開発 / デジタルコンテンツ及びデザインの制作 / ナノテクノロジーを活用した研究開発 / システムLSI設計等の半導体に関する研究開発 / 各種機械の設計 等
健康・医療・福祉関連産業	医療機器、福祉機器、医薬品、保健機能食品等の研究開発 等
環境・エネルギー関連産業	太陽電池、水素エネルギー等のエネルギーに関する研究開発 / リサイクル関連技術、土壌、水等の浄化に関する研究開発 / バイオテクノロジーを活用した研究開発 等
外国・外資系企業(※1)	【日本初進出の場合】日本国内で初めて行う事業 【二次進出の場合】他の交付対象分野及び金融業等(※2)の研究開発または役務の提供 ※いずれの場合も金融業以外のB2C事業は対象外

(※1)外国企業(外国の法令により設立された企業、外国に主たる事務所を有する企業等)及び外資系企業(国内企業のうち、発行済株式の総数または出資総額の割合の50%超を外国企業等または外国人が保有する企業等)が対象。(※2)法に定められた免許等を受けた銀行、保険会社、監査法人、証券会社等が対象。

要件
(※1)

基準
延床面積 60㎡以上
常用雇用 3人以上

大規模
延床面積 200㎡以上
常用雇用 10人以上

2. 主な要件・交付内容(賃借型)

賃料への 交付金(※2)	金額	年間賃借額の1/4	年間賃借額の1/4
	期間	1年間	2年間
	上限額	1,500万円(㎡あたり4,000円/月)	年2,500万円(㎡あたり4,000円/月)

雇用への 交付金(※3)	金額 (1人あたり)	正社員(※4)		その他の常用雇用者
		福岡市民(※5)	50万円	15万円
			研究員100万円(※6)	
	福岡市民以外	10万円	5万円	
対象者(1人1回)	操作開始時の雇用者 (創業5年以内の場合:最大3年間の雇用者(※7))			
上限額	5,000万円			

日本初進出の外国・外資系企業の場合

設立費用 への交付金	金額	対象経費の1/2
	対象経費(※8)	市場調査、通訳、各種許可の取得、登記等に要する経費、 拠点設立に係る従業員の採用に要する経費等 ※公租公課を除く。 (姉妹都市またはMOU(経済交流等に関する覚書)締結都市からの進出企業(※9)は、 渡航費(※10)も対象)
	上限額	300万円

(※1)要件は、操業開始時から満たしていることが必要 (※2)賃料への交付金は、オフィスおよび研究開発設備機器の年間賃借額(共益費は除く。消費税含む。)が対象 (※3)雇用への交付金は、操業開始時に雇用が確認でき、その後1年以上の継続雇用が確認できた方が対象 (※4)正社員およびその他常用雇用者の雇用形態については、雇用契約書の提出書類で確認できた方が対象 (※5)福岡市民は、住民票等の提出書類で確認できた方が対象 (※6)研究員は、ナノテクノロジー、医療、バイオテクノロジー等の事業において、専ら研究の業務に従事する福岡市民の正社員が対象 (※7)地方拠点の分社化など、新規の創業と認められない場合は対象外。創業5年以内かつ福岡市に本店登記がある事業者は、創業5年までの間で、最大3年間の雇用者(1年以上の継続雇用が確認できた方)を対象とし、各年増加した雇用者が対象(1人1回) (※8)操業開始した日以前1年以内の経費が対象 (※9)MOUを経済団体等と締結している場合は、経済団体に所属している事業者が対象 (※10)2名×2往復までの、航空等運賃が対象

試算例 オフィス賃料を4,000円/㎡と仮定して、2つの事例で交付額を試算しました。

【ケース1】基準型

- ・東京のIT企業が、システム開発拠点を設立
- ・オフィス面積: 65㎡
- ・雇用人数: 3名
 - ・正社員(福岡市民)1名
 - ・正社員(市民以外)1名
 - ・契約社員(福岡市民)1名

【ケース2】大規模型

- ・外資系金融企業が、東京に続く第2拠点を設立
 - ・オフィス面積: 300㎡
 - ・雇用人数: 30名
 - ・正社員(福岡市民)15名
 - ・契約社員(福岡市民)14名
 - ・アルバイト(市民以外)1名
- ※このほか、派遣社員10名

	交付金	内訳
賃料への交付金	78万円	オフィス年間賃料312万円(65㎡×4,000円×12月)×1/4
雇用への交付金(※1)	75万円	・正社員(福岡市民)1名×50万円=50万円 ・正社員(市民以外)1名×10万円=10万円 ・契約社員(福岡市民)1名×15万円=15万円
計	153万円	

	交付金	内訳
賃料への交付金(※2)	720万円	オフィス年間賃料1,440万円(300㎡×4,000円×12月)×1/4×2年間(大規模)
雇用への交付金(※1)	965万円	・正社員(福岡市民)15名×50万円=750万円 ・契約社員(福岡市民)14名×15万円=210万円 ・アルバイト(市民以外)1名×5万円=5万円 <small>※派遣社員は対象外(直接雇用者が対象)</small>
計	1,685万円	

(※1)雇用への交付金は、操業開始時から1年以上の継続雇用を確認した後に交付します。(※2)各年360万円×2年間(2回)交付。

3. その他重要事項

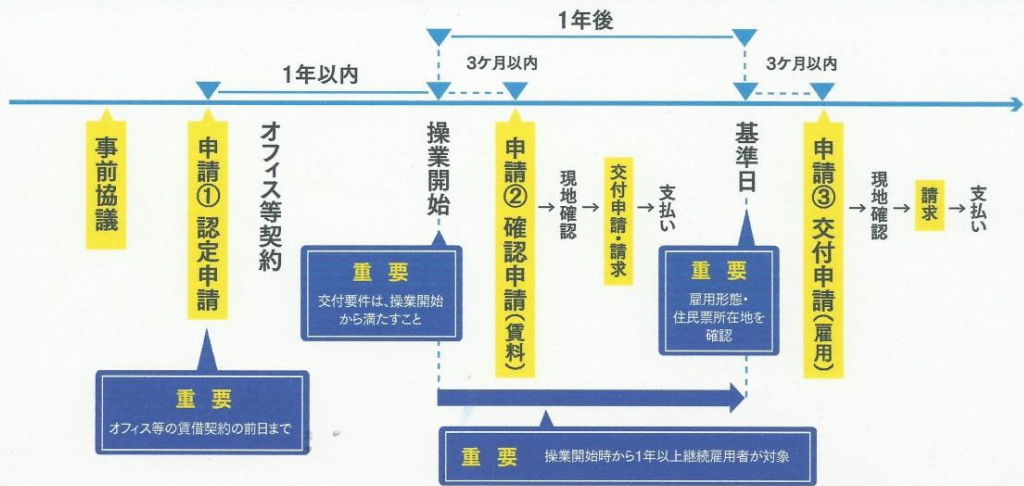
【申請時期】 オフィス等の賃借契約の前日までに、認定申請が必要です。

【操業開始期限】 認定申請日から1年以内 ※所有型の場合は3年以内

【継続義務期間】 賃借型5年間 ※所有型の場合は10年間 ※期間内に事業縮小・撤退された場合、交付金の全額又は一部を返還していただきます。

立地交付金の申請にあたっては、「福岡市企業立地促進条例」ほか関係規定をご一読いただき、定められた規定を遵守することに同意の上、ご申請ください。

手続きの流れ



※事業継続義務期間内に事業縮小・撤退された場合、交付金の全額又は一部を返還していただきます。

■ 経済観光文化局 創業・立地推進部 企業誘致課

- TEL: 092-711-4849 ● FAX: 092-733-5901
- E-mail: invest@city.fukuoka.lg.jp
- 〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1

■ 福岡市 東京事務所

- TEL: 03-3261-9712 ● FAX: 03-5276-7895
- E-mail: tokyooffice.GAPB@city.fukuoka.lg.jp
- 〒102-0093 東京都千代田区平河町2丁目4-1 日本都市センター会館12階

お問合せ

福岡市企業進出支援サイト「アジビズ福岡」 <http://asiabiz.city.fukuoka.lg.jp/>

アジビズ

検索

8-3. 相談先

8-3-1. 福岡市スタートアップカフェ

福岡市ではスタートアップ（起業・創業）の裾野を拡げるため、「スタートアップしたい人」や「スタートアップを応援したい人」などが気軽に集まり交流できる場「スタートアップカフェ」を運営しています。

スタートアップカフェでは起業に関する情報の提供や相談はもちろん、スタートアップ企業と既存企業とのマッチング、新たな人材との出会いの場としても活用されています。同カフェには午前 10 時からコンシェルジュが指南役として常駐し、ビジネスアイデアの相談を無料で受け付けています（受け付けは午後 9 時まで）。また、弁護士が常駐する雇用労働相談センターを併設しており、労務管理や労働契約などの雇用ルールについて、無料で気軽に相談できます。

お 問合せ先

福岡市スタートアップカフェ

〒810-0021 福岡県福岡市中央区今泉 1-20-17 TSUTAYA BOOKSTORE TENJIN 3 F

TEL : +81-080-3940-9455

営業時間 : 10:00~24:00（年末年始を除く）

相談時間 : 10:00~22:00（年末年始を除く）※相談受付は 21:00 まで



8-3-2. レインボープラザ

（公財）福岡よかトピア国際交流財団が運営するレインボープラザは、福岡市の中心部に位置するイムズビルの 8 階にあります。レインボープラザでは、国際交流・国際理解・国際協力に関する資料収集・情報提供ならびに外国人への生活情報の提供・相談、カウンセリング、法律相談などを行っています。また、福岡での滞在や生活が快適に送れるよう、生活情報や日本文化、催事等についての外国語情報紙「レインボー」を英語・中国語・韓国語の 3 か国語で発行しています。

お 問合せ先

レインボープラザ

〒810-0001 福岡市中央区天神 1-7-11 イムズビル 8F

TEL : +81-92-733-2220

FAX : +81-92-733-2215

開業時間 : 10:00~20:00

休日 : 原則毎月第 3 火曜日（1、7、8、12 月を除く）年末年始（12/29~1/3）

対応可能言語 : 英語・中国語・韓国語・日本語



8-3-3. こくさいひろば

公益財団法人福岡県国際交流センターが運営し、国際交流についての情報提供を行うとともに国際交流に関する相談や外国人のための国籍・入国・在留手続相談、人権相談など様々な相談に応じています。



(公財) 福岡県国際交流センター「こくさいひろば」

〒810-0001 福岡市中央区天神 1-1-1 アクロス福岡 3F

TEL : +81-92-725-9200 FAX : +81-92-725-9206

対応可能言語 : 英語・中国語・日本語



8-3-4. 外国人法律相談センター

日本の法律は他の国と異なる点が多いので、困ったことが生じたら、自国の大使館、または領事館に相談したほうがよいでしょう。福岡県弁護士会の外国人法律相談センターでは、外国人のための無料法律相談を下記の要領で行っています。弁護士が通訳とともにご相談に応じます。必ず予約して下さい。予約は原則として日本語で行いますが、以下の相談日は中国語・英語での予約も可能です。



福岡県弁護士会／外国人法律相談センター

(天神弁護士相談センター)

〒810-0043 福岡市中央区渡辺通 5-14-12 南天神ビル 2F

予約 TEL : +81-92-737-7555

予約受付 : 毎月第2金曜日 10時～13時 (日本語・中国語)

毎月第4金曜日 10時～13時 (日本語・英語・中国語)

その他の月～金 10時～16時 (日本語のみ)

(いずれも祝祭日は除く)

相談日 : 毎月第2・4金曜日 13時～16時 (祝祭日は除く)



8-4. 会社の解散と清算

8-4-1. 会社の解散・清算

会社の解散・清算とは、会社の業績の悪化、会社の経営を続けていく意義やメリットがなくなってきたときに、会社を自発的にたたむための手続きのことです。特に、業績の悪化が継続することが予想される場合には、関連企業にも損害を与えることにもなりかねませんので、早期に手を打つことが被害を最小限に食い止めることにもつながります。簡単に解説しますと、「解散」とは、株式会社の場合であれば株主総会の決議などにより、会社運営の業務を終わらせることをいいます。ただし、解散だけでは会社をたたんだことにはなりません。「清算」とは、解散後の会社の財産の処分、法人税の申告、債務の整理などといった会社を終わらせるための残務整理のことです。この解散・清算の後に、「清算決了」の登記を済ませることで、会社を終わらせる手続きが完了したことになります。

8-4-2. 会社解散から清算の流れ

解散から清算決了までの流れを、株式会社を例に解説します。

1. 解散

(1) 解散決議

株主総会で解散を決議する場合には、特別決議という決議にて解散を決定します。この特別決議は、株式総数の過半数以上を有する株主の出席を得て、その議決権の3分の2以上によって決議されなければなりません。そのため、経営者が発行株式の大部分を所有している場合には、経営者の一存で解散の決議を行うことができます。

会社の解散後は、合併の場合を除いて財産や債務の整理を行うことが目的となりますので、営業活動など清算の目的と反するような行為は行うことができなくなります。そのため清算事務を行う責任者として清算人を選出し、清算の実務を行うこととなりますが、通常、清算人には代表取締役が選ばれることが多いようです。

なお、清算実務にかかわらない従業員は自動的に職を失うことになり、解散による解雇の場合には、解散の決議に対して異議申し立てを行うことはできません。

(2) 解散登記

解散の決定後、本社では2週間以内、支店では3週間以内に所在地を管轄する法務局で解散の登記を行わなければなりません。株主総会で解散が決議された場合には、株主総会議事録を添付した上で、法務局に申請書を提出します。その際、官公庁の許認可が必要な場合には、許可証や認証の謄本も添付します。登記申請に必要な登録免許税は3万円（支店は9,000円）です。なお、会社の解散事由によって、申請書に添付する書類も異なりますので、ご注意下さい。

(3) 清算人の就任登記

会社の清算事務を行う清算人の決定、登記を行います。清算人の決定は、会社の解散と同時にしますので、清算人の就任登記も会社の解散登記と同時に清算人が申請します。清算人の就任の登記には9,000円がかかります。

2. 清算

株式会社の清算には、通常清算と特別清算という手続きがあります。特別清算とは、債務超過で債務の返済ができないような場合や通常清算だと不正が行われる可能性がある場合に行われる手続きです。特別清算は通常行われませんので、ここでは通常清算について解説します。

(1) 裁判所への届出と会社の財産の調査

清算人はまず、清算人に就任した日から2週間以内に解散の年月日と事由、ならびに清算人の住所、氏名を本店所在地の地方裁判所に届出をしなければなりません。同時に、会社の財産の状況についても調査し、財産目録及び貸借対照表を作成します。

(2) 株主総会の招集

清算人は株主総会を招集し、会社の財産の調査報告、資産評価に関する書類の承認を得ることになります。承認が得られれば裁判所に提出します。なお、貸借対照表により債務超過になることが明らかな場合、特別清算の手続きに移ります。

(3) 債権者への公告、債務の弁済

会社の債権者に対して一定期間内に、会社の解散の通知と債権者は一定期間内に申し出ること、申し出がない場合は清算から外す旨の公告を官報にて行います。この公告は清算人の就任の日から2か月以内に3回以上行わなければなりません。さらに公告前に既に申し出を行っていた債権者には、個別に知らせます。期間内に申し出がなかった債権者については清算から外しますが、後で申し出があった場合には、残りの財産の範囲内で弁済を

行います。

なお、清算手続きにおける債務の弁済については、債権者に対する債権申し出の期限が終了するまでは、債務の弁済を行うことはできません。

(4) 従業員の退職、事務の決了、債権の取立て

債務の弁済や他の清算手続きと同時に、事務処理の終了や債権の回収、従業員の退職といったことを行います。

(5) 残余財産の分配

財産の処分や債務の弁済後に財産が残っている場合は、株主に財産の分配を行います。分配できるのは清算所得にかかる法人税などを差引いた額です。

(6) 清算所得に係る確定申告など

残余財産の確定後1か月以内、もしくは残余財産の最後の分配日の前日までに、清算所得に係る申告を行います。






(7) 清算決了の登記

上記清算手続きが終了したら、清算人は清算に関する決算報告書を作成し、株主総会で承認を得ます。そしてその承認の日から本店では2週間以内、支店では3週間以内に清算決了の登記を行います。その際、株主総会議事録と決算報告書を添付します。登録免許税は2,000円です。

8-5. 関係機関連絡先一覧表など（2016年2月現在）










8-5-1. 関係機関連絡先（福岡市外）

対日直接投資 お問合せ先				
官庁・団体名	担当部署	TEL	FAX	URL
内閣府	政策統括官付対日直接投資推進室	03-3581-8950（直）	03-3581-9897	 Link
金融庁	総務企画局国際課	03-3506-6049（直）	03-3506-6113	 Link
総務省	大臣官房企画課	03-5253-5156（直）	03-5253-5160	 Link
法務省	大臣官房秘書課	03-3592-7420（直）	03-5511-7200	 Link
外務省	経済局国際経済第二課	03-3580-3311（内線 5055）	03-6402-2245	 Link
財務省	国際局調査課外国為替室	03-3581-8015（直）	03-5251-2167	 Link
環境省	総合環境政策局環境経済課	03-5521-8324（直）	03-3580-9568	 Link
文部科学省	大臣官房政策課	03-5253-4111（内線 3472）	03-3581-4598	 Link
厚生労働省	政策統括官付労働政策担当参事官室	03-5253-1111（内線 7718）	03-3502-5395	 Link
農林水産省	総合食料局食品産業企画課	03-3502-8111（内線 3222）	03-3502-0389	 Link
経済産業省	貿易経済協力局対日投資総合相談室	03-3501-1774（直）	03-3501-2082	 Link

国土交通省	総合政策局国際企画課	03-5253-8313 (直)	03-5253-1561	 Link
公正取引委員会	官房国際課	03-3581-1998 (直)	03-3581-1944	 Link
日本銀行	国際局為替法手続き担当	0120-796656		 Link
日本貿易振興機構	対日投資・ビジネスサポートセンター	03-3582-4685 (直)	03-3584-6024	 Link
日本政策投資銀行	国際部対日投資促進センター	03-3244-1770 (直)	03-3245-1938	 Link

8-5-2. 関係機関連絡先（福岡市内）

組織名	住所	TEL	FAX	URL
福岡市の外国公館・海外経済関係機関等				
駐福岡大韓民国総領事館	福岡市中央区地行浜 1-1-3	092-771-0464	092-771-0464	 Link
中華人民共和国駐福岡総領事館	福岡市中央区地行浜 1-3-3	092-713-1121	092-781-8906	 Link
駐福岡オーストラリア総領事館	福岡市中央区天神 1-6-8 天神ツインビル 7F	092-734-5055	092-734-5058	 Link
在福岡ベトナム社会主義共和国総領事館	福岡市博多区中洲 5-3-8 アクア博多 4F	092-263-7668	092-263-7676	 Link
在福岡アメリカ合衆国領事館	福岡市中央区大濠 2-5-26	092-751-9331	092-713-9222	 Link
福岡市の外国機関等				
認定NPO法人 日本ハビタット協会福岡支部	福岡市中央区天神 1-1-1 アクロス福岡 8F	092-724-7121	092-724-7124	 Link
福岡アメリカンセンター	福岡市中央区天神 2-2-67 ソラリアパークサイドビル 8F	092-761-6661	092-721-0109	 Link
台湾貿易センター福岡事務所	福岡市博多区博多駅前 2-9-28 福岡商工会議所ビル 7F	092-472-7461	092-472-7463	 Link
台北駐大阪経済文化弁事処福岡分処	福岡市中央区桜坂 3-12-42	092-734-2810	092-734-2819	 Link
アンスティチュ・フランセ九州	福岡市中央区大名 2-12-16	092-712-0904	092-712-0916	 Link
福岡韓国教育院	福岡市博多区奈良屋町 1-1 ヤシマ博多ビル 6F	092-271-0271	092-271-0272	 Link
韓国観光公社福岡支社	福岡市博多区博多駅前 2-1-1 朝日ビル 5F	092-471-7174	092-474-8015	 Link
KOTRA（大韓貿易投資振興公社）福岡貿易館	福岡市博多区博多駅前 3-2-1 日本生命博多駅前ビル 11F	092-473-2005	092-473-2007	 Link
タイ国政府貿易センター福岡	福岡市中央区天神 1-13-2 興銀ビル 8F	092-751-6311	092-751-6522	 Link
江蘇省中小企業日本代表処	福岡市博多区博多駅前 3-10-30 河野ビル 4F	092-481-7374	092-431-3035	 Link
中国重慶技術経済福岡駐在事務所	福岡市早良区百道浜 2-3-2 TNC 放送会館 1F	092-821-6036	092-834-6181	 Link
福岡市の貿易・投資支援機関				
JETRO 福岡	福岡市中央区天神一丁目 11 番 17 号 福岡ビル 4階	092-741-8783	092-714-0709	 Link

(社)福岡貿易会	福岡市博多区博多駅前 2-9-28 福岡商工会議所ビル 7F	092-452-0707	092-452-0700	 Link
日本政策投資銀行九州支店	福岡市中央区天神 2-12-1 天神ビル 2F	092-741-7737	092-713-8248	 Link
九州経済産業局国際部投資交流促進課	福岡市博多区博多駅東 2-11-1	092-482-5426	092-482-5321	 Link
福岡商工会議所	福岡市博多区博多駅前 2-9-28	092-441-1110	092-474-3200	 Link
福岡県商工部企業立地課	福岡市博多区東公園 7-7	092-643-3441	092-643-3443	 Link
福岡市経済観光文化局創業・立地推進部	福岡市中央区天神 1-8-1	092-711-4343	092-733-5593	 Link
福岡証券取引所	福岡市中央区天神 2-14-2 福岡証券ビル 3F	092-741-8231	092-713-1540	 Link
ベンチャーサポートセンター	福岡市中央区天神 1-1-1 アクロス福岡西オフィス 9F	092-725-2729	092-725-2796	 Link
福岡市の国際交流機関				
(公財)福岡県国際交流センター	福岡市中央区天神 1-1-1 アクロス福岡 3F	092-725-9204	092-725-9205	 Link
(公財)福岡よかトピア国際交流財団	福岡市中央区天神 1-10-1 市役所北別館 5F	092-733-5630	092-733-5635	 Link
レインボープラザ(福岡市)	福岡市中央区天神 1-7-11 イムズビル 8F	092-733-2220	092-733-2215	 Link

8-5-3. 福岡市の姉妹都市・友好都市など

	都市名等 (国名)
姉妹都市	オークランド市・アトランタ市 (アメリカ合衆国)、ボルドー市 (フランス共和国)、オークランド市 (ニュージーランド)、イポー市 (マレーシア)、釜山広域市 (大韓民国)
友好都市	広州市 (中華人民共和国)
経済交流都市・機関	シンガポール国際企業庁、青島市・大連市・杭州市 (中華人民共和国)、シアトル市 (アメリカ合衆国)

8-5-4. 緊急時のダイヤルと国際電話のかけ方

緊急時のダイヤル番号					
警察への事件・事故…	110	NTT 西日本問合せ	116	電話の故障……………	113
火事・救助・救急車…	119	海の事件・事故………	118	天気予報……………	177
電話番号の問い合わせ	104	→1 件目 60 円、2 件目以降 90 円、英語の対応も可能です。			
〈国際通話のかけ方〉					
最初に、国際電話識別番号と長距離電話会社のアクセス番号 (会社コード) をダイヤルします。次に、相手の電話番号 (例えば国番号、市外局番、局番、電話番号) をダイヤルします。国際通話の場合、時間帯や選んだ会社によって料金が異なります。					
国際通話のかけ方・順序の例 : 国際電話識別番号 (010) →会社コード→国番号→市外局番→電話番号。					

8-6. 各種申請・手続きに対応可能な専門家一覧

申請・手続き内容	参考箇所	対応可能な専門家
商標登録、意匠登録	1-4	弁理士
会社設立登記	1-5-2、3-1、3-2、3-3、3-4、3-5	司法書士
査証申請、在留資格申請等	2-1、2-2、2-3、2-4、2-5、6-2	行政書士
社会保険・労働保険・年金手続き、 人事・労務	4-1、4-3、4-4、4-6、4-7、4-8	社会保険労務士
税務	5-2、5-3	税理士
上場	7-4	会計士

※上記申請・手続きについては自身で行えるものも多くありますので、まずは該当する参考箇所をご覧の上で各専門家（有料）へご相談下さい。

8-7. Q & A

Q：日本は台風や地震などの自然災害が多いところだと聞きましたが、福岡市はどうですか？

A：日本では、毎年9月から10月頃にかけては台風の上陸が多くなり、毎年平均3つの台風が上陸しています。福岡を含む九州には毎年平均1つが上陸、3つが接近しています。台風による被害も、1999年の9月に福岡県で3名の死者、行方不明者を出した台風18号以降は、特に大きな被害はありません。台風が発生して日本に近づくと、新聞やテレビ・ラジオが一斉に台風の動きを伝えますので、それらの情報に注意しておく必要があります。

また、福岡で地震が起きることはまれで、近年地震による大きな被害は出ていませんでしたが、2005年3月20日に福岡県西部の海底を震源とする地震（福岡県西方沖地震）が起きました。地震の規模を示すマグニチュード（以下M）は7で、各地の揺れの大きさを表す震度は、福岡市で5弱～6弱を記録しました。この地震により1名の死者と複数のけが人が出ましたが、交通機関や水道、電気などの生活インフラは当日に復旧しており、建物などの物的損害も最少で食い止められています。この地域で比較的大きな地震が起きたのは、1898年にM6の地震が起きて以来実に100年ぶりのことでした。地震に対しての対策としては、家具や書棚などが揺れで倒れないように固定しておくことが大切です。また、各地区によって、学校の校庭や付近の公園が緊急避難先に指定されているので、事前に確認しておくといいでしょう。

Q：会社経営の参考とするために色々な書籍を読みたいのですが、どうすれば良いでしょうか。

A：日本で会社を設立、経営する際に参考とする書籍の全てを購入するのも不経済です。そこで図書館を活用すると良いでしょう。一般に開放されている規模の大きな図書館としては、福岡市東区箱崎にある福岡県立図書館（<http://www2.lib.pref.fukuoka.jp/>）や、福岡市早良区百道浜にある福岡市総合図書館（<http://toshokan.city.fukuoka.lg.jp/>）などがあります。

福岡県立図書館は、福岡県内に住んでいるか福岡県内に通勤、通学している人、福岡市総合図書館は、福岡都市圏に住んでいるか、福岡市内に通勤、通学している人なら誰でも借りられます。初めて本を借りる場合は、氏名と住所を確認できるもの（在留カードなど）を持参して下さい。本を探す場合は、前掲ホームページから図書館の蔵書検索を活用すると便利です。福

岡県立図書館のホームページからは、福岡県内の公共図書館の資料を横断的に検索することができます。また、ジェトロ福岡のビジネスライブラリーも利用できます。

Q：日本の電圧やビデオ方式はどうなっていますか？

A：日本の電圧は 100V で、コンセントは縦長の穴が 2 つ横に並んだ A 型です。また日本では、地方によって電圧、コンセントの形状に違いはありません。基本的に海外の電化製品を日本で使用する場合は、変圧器やプラグアダプターが必要です。

ビデオ方式については、世界には NTSC、PAL、SECAM の 3 つのカラーテレビの放送方式があります。日本は、アメリカや韓国と同じ NTSC 方式を採用しているため、中国が採用している PAL 方式対応のビデオを日本に持ち込んで使用することはできませんが、最近では、NTSC、PAL の両方式に対応している機種も多いので、新しく購入する際にはご注意ください。また、日本では VCD は一般に普及していませんので、一部のパソコンを除いては、再生することができません。現在、日本ではビデオに代わって DVD が一般に普及しつつある状態です。DVD には再生可能地域を限定するため、ソフト（一部除く）とハードにリージョナルコード（地域別コード、以下コード）が設定されています。そのため、ソフトとハードに設定されたコードが一致しなければ、再生することができません。例えば、コードが「2」に設定されている日本のハードで、「6」に設定されている中国のソフトを再生することはできませんのでご注意ください。

Q：福岡市で無線 LAN を使ってインターネットをしたいのですが、どうすればよいですか。

A：福岡市営地下鉄や福岡空港、博多港国際ターミナルなどの福岡市関連施設では、福岡市公衆無線 LAN サービス『Fukuoka City Wi-Fi』が提供されており、サービスの提供拠点も拡大しています。さらに天神地下街やその他の商業施設、ホテル等においても無料の無線 LAN サービスを提供しているところが増えています。

Q：外貨持ち出し制限のため、滞在中に現金が足りなくなることがあるのですが。

A：福岡市内の多くの店舗では、クレジットカードが使えます。特に最近では、中国で最も普及している銀聯カードが使える店舗が増えてきています。ただし、銀聯カードは使用すると発行した銀行の口座から即時に引き落とされるタイプのカードなので、口座の残高にはご注意ください。

Q：日本滞在中の連絡手段として携帯電話をもっておきたいのですが。

A：多くの携帯電話は、設定された通信事業者以外の SIM カードが使用できないように設定されています。そのため、海外から携帯電話を日本に持ち込んで SIM カードを入れ替えても、使用できない場合が多くあります。ただし、一部で SIM カードを選択できるものもあるので、事前に確認すると良いでしょう。

日本での短期間の滞在中に携帯電話を使用したい場合は、レンタルサービスを利用すると便利でしょう。レンタルサービスは空港内のカウンターで受けられますが、事前にインターネットで注文をしておいて、空港で受け取る方法がスムーズかもしれません。レンタルサービスの利用時には、パスポートなどの本人確認資料が必要です。

■ 監修者、執筆者

中日ビジネスサポート株式会社

九州中国クラブ有限会社

野光典法律事務所

中島国際行政書士事務所

中央総合事務所

司法書士吉野浩通事務所

税理士法人キャリア スタッフ

社会保険労務士法人 COMMITMENT

田坂久幸税理士事務所

◎福岡市役所、中日ビジネスサポート株式会社

免責事項：当社はこのガイドブックに掲載する情報が最新かつ正確な情報になるよう努力いたしますが、情報は予告なしに変更または更新されることがあります。その際に生じたいかなる損害に関しても、当社は責任を負いかねますので、ご了承下さい。

著作権：本ガイドブックにて提供されるすべての著作物は、当社または著作権者の知的財産権により保護されています。本ガイドブックをご利用いただくにあたっては、皆様にはいかなる知的財産権に関する法令をも遵守いただくものとし、当社は、当社及び権利者の承諾なしに著作物を複製、公開、譲渡、翻訳、転載することや、無断での引用を禁じます。